

平成 30 年度版

「選ばれて住み継がれるまち とおかまち」

十日町市の環境

～ 環境にやさしく自然と調和するまち ～

《平成 29 年度の環境関係の取組》



**十日町市
環境エネルギー部 環境衛生課**

目 次

第1章	十日町市の概要	1
1	位置・地勢・気象	1
2	人口・世帯数	2
3	産業・交通	2
第2章	十日町市の環境の現状	3
1	自然環境の現状	3
(1)	動植物	3
(2)	自然公園	4
(3)	自然環境保全地域等	4
(4)	棚田	4
(5)	名水	5
(6)	指定文化財(名勝・天然記念物)	5
(7)	鳥獣保護区・休猟区	7
2	環境保全の現状	7
(1)	大気環境 ア ダイオキシン	7
(2)	地盤環境 ア 地盤沈下	7
	イ 土壌汚染	8
	ウ 地下水汚染	8
(3)	水環境 ア 河川の水質	10
	イ 生活排水(下水道)	16
	ウ 生活排水(し尿)	17
	エ 川西有機センターの排水	17
(4)	騒音・振動 ア 環境騒音調査	18
	イ 特定施設と特定建設作業の届出	20
	A 騒音・振動に関する特定施設数	20
	B 特定建設作業届出数	20
(5)	悪臭 ア 養豚舎の排水・臭気	21
	イ 川西有機センターの臭気	23
(6)	放射性物質(放射能)	23
(7)	公害苦情件数	24
3	廃棄物の現状	25
(1)	廃棄物処理施設 ア ごみ焼却施設	25
	イ 最終処分施設	25
	ウ し尿処理施設	25
(2)	ごみの排出量	25
(3)	資源ごみの分別収集	26
(4)	ごみ処理手数料	26
(5)	古着回収事業	27
(6)	小型家電品回収事業	27

第3章	環境保全のための施策等	28
1	総合的施策	28
(1)	十日町市住みよい環境づくり条例	28
(2)	第二次十日町市環境基本計画	28
(3)	十日町市住みよい環境づくり審議会	28
(4)	十日町市民環境会議	28
(5)	十日町市環境衛生推進協議会と環境衛生推進員	28
(6)	十日町市バイオマス活用推進計画(十日町市バイオマス産業都市構想)	29
(7)	十日町市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】	29
(8)	再生可能エネルギー活用設備の普及	29
(9)	エコポイント事業	31
(10)	環境保全協定	31
(11)	新潟県環境保全資金貸付制度	32
2	環境美化	32
(1)	環境美化運動	32
(2)	環境パトロール	33
(3)	ごみ集積庫設置補助事業	33
(4)	消毒機貸出事業、側溝蓋上げ機貸出事業	33
3	ごみ減量とリサイクル	34
(1)	生ごみ処理容器購入費補助事業	34
(2)	廃食用油回収事業	34
(3)	イベントごみの減量	34
(4)	生ごみの堆肥化	35
4	環境保全啓発	35
(1)	環境フェアの開催	35
(2)	環境講演会の開催	35
(3)	「森の学校」キョロロ	36
5	地球温暖化対策	36
(1)	啓発活動	36
(2)	市役所の取組(十日町市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】)	37
(3)	次世代自動車充電インフラ整備促進事業	37
(4)	二酸化炭素(CO2)削減事業	37
6	当間高原リゾート環境監視委員会	38
(1)	当間高原リゾート環境監視委員会	38
(2)	環境監視委員会による水質検査結果	38
第4章	動物の保護と管理	39
1	犬の登録及び狂犬病予防注射	39
2	動物とのふれあい事業	39
3	有害鳥獣の捕獲許可	39
(資料編)	(資料編)	別添

第1章 十日町市の概要

1 位置・地勢・気象

当市は、平成 17 年 4 月 1 日に旧十日町市、川西町、中里村、松代町及び松之山町の 5 市町村が新設合併して誕生しました。

当市は、新潟県南部の長野県との県境、千曲川が信濃川と名前を変えて間もないところに位置し、東は南魚沼市、北は小千谷市、長岡市、柏崎市、西は上越市、南は湯沢町、津南町などと接しています。

東京からは約 200km、新潟市からは約 100kmの地点にあり、市域の東西は 31.4km、南北は 41.1km、面積は 590.39km²となっています。

市の東側には魚沼丘陵、西側には東頸城丘陵の山々が連なり、中央部には日本一の大河信濃川が南北に流れ、十日町盆地とともに雄大な河岸段丘が形成されています。

また、西部中山間地域には渋海川が南北に流れ、流域には集落が点在し、棚田やブナ林などにより美しい農山村の景観が広がっています。最南部は上信越高原国立公園の一角を占め、標高 2,000m級の山岳地帯となっています。

気候は日本海型気候区分に属し、四季折々に季節感あふれる態様を示しています。毎年の平均積雪は 2mを超え、全国有数の豪雪地帯となっています。一年の 3 分の 1 以上が降積雪期間となり、この気象条件が、独特の生活文化の形成や経済活動に大きく影響しています。

表1－1 市の位置・広ぼう・面積

位置(市中心部)		広ぼう		面 積
東 経	北 緯	東 西	南 北	
138 度 52 分 28 秒	37 度 8 分 24 秒	31.4km	41.1km	590.39 平方 km

表1－2 過去 5 年間の年別気象状況（※最大積雪深及び降雪深累計は前年 11 月～4 月）

年	気 温(℃)			年間降水量 (mm)	最大積雪深 (cm)	降雪深累計 (cm)
	最高	最低	平均			
H25 年	34.2	-7.5	11.8	2,973.00	289	1,386
H26 年	36.2	-9.9	11.8	2,934.50	183	1,005
H27 年	36.8	-7.3	12.2	2,334.50	297	1,341
H28 年	34.7	-8.0	12.7	2,282.50	112	636
H29 年	34.5	-9.0	11.6	2,813.00	191	918

資料：国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所十日町試験地

2 人口・世帯数

平成 27 年の国勢調査による本市の総人口は 54,917 人となっており、年々減少が続いています。

平成 27 年現在の高齢化率は 36.0%と、県平均や近隣の市より少子高齢化が進んでいる傾向にあります。

表1－3 国勢調査による人口の推移

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 数	65,033	62,058	58,911	54,917
男	31,769	30,174	28,604	26,642
女	33,264	31,884	30,307	28,275
十日町地域	43,002	41,308	39,884	37,740
川 西 地 域	8,185	7,756	7,220	6,581
中 里 地 域	6,422	6,187	5,692	5,199
松 代 地 域	4,240	3,923	3,573	3,224
松之山地域	3,184	2,884	2,542	2,173
世 帯 数	19,348	19,207	18,983	18,598

3 産業・交通

産業人口は減少し続け、特に第1次産業と第2次産業の従事者が大きく減少しています。また、農家数は全体的に減少傾向にありますが、平成 22 年までは専業農家が増加していたものの、平成 27 年には減少に転じています。工業は、事業所数は下げ止まり、製造品出荷額については近年増加傾向にあります。商業は事業所数及び従業員数ともに減少し続けており、平成 26 年には年間商品販売額が 1,000 億円を下回りました。

当市の基幹産業のひとつである農業は、従事者の高齢化や後継者不足、販売単価の低迷などにより、農家数、経営耕地面積ともに著しく減少しています。一方、きもの産業は、需要の低迷等により生産額・販売額は減少しているものの、総合加工部門においては全国のトップシェアを占めています。資料 第二次十日町市環境基本計画より

交通網は、南北には信濃川沿いに国道 117 号と JR 飯山線、渋海川沿いに国道 403 号が走り、東西には北から国道 252 号・253 号・353 号・405 号が走っています。

さらに、国道 117 号と JR 飯山線を横断するように、第 3 セクター鉄道のほくほく線が走っています。

市内の路線バスは民営と市営で運行されていますが、利用者は減少しています。

第2章 十日町市の環境の現状

1 自然環境の現状

(1) 動植物

当市の希少種としては、牛池に生息するオゼイトトンボや信濃川河川敷に生息する蝶類のミヤマシジミ、川西地域のクロメダカ・アカハライモリ・クロサンショウウオなどが挙げられます。

当間山周辺は、トウホクサンショウウオの貴重な生息地であり、クロサンショウウオやモリアオガエルの産卵地にもなっています。また、カモシカやツキノワグマなどの野生動物が数多く生息しています。

池沼では、シナイモツゴ(テッチョ)がかつてはどこにでも生息していましたが、オオクチバスやブルーギルなど外来種の無秩序な放流により、大池や珠田貯水池では絶滅しました。

鳥類では、魚沼丘陵にイヌワシ・クマタカが生息していますが、繁殖が難しくなっています。

当市の植生としては、ブナ林伐採後に成立した二次林が最も広い分布となっており、次いで、杉の造林地、水田、畑地となっています。

地域別にみると、信濃川周辺にニセアカシア・ヤナギ林が存在し、山地では、二次林・スギの造林地・水田の順で分布が多くなっており、当間山周辺はブナ林が多くなっています。山麓部は、スギ造林地・二次林・畑地であり、河岸段丘面から信濃川に至る平坦地は水田・畑地・住宅地となっています。

表2-1 貴重な植物群落(特定植物群落)の状況

地域	件 名	集約群落名	選定基準	相観区分
川 西	長安寺のブナ林	チシマザサ・ブナ群集	自然林, 郷土景観, 貴重な個体群	冷温帯夏緑 広葉高木林
中 里	見倉のトチノキ林	ジュウモンジシダー・サワグルミ 群集(カツラ林を含む)	自然林	冷温帯夏緑 広葉高木林
	苗場山小松原の オオシラビソ林	シラビソ・トウヒ群団	自然林	亜寒帯常緑 針葉高木林
	苗場山小松原の ブナ林	チシマザサ・ブナ群集	自然林	冷温帯夏緑 広葉高木林
	苗場山小松原の 湿原植物群落	ツルコケモモ・ミズゴケクラス (高層湿原) ヌマガヤオーダー(中間湿原)	特殊立地	湿地植生
松之山	関田山脈のブナ林	チシマザサ・ブナ群集	自然林, 分布限界	冷温帯夏緑 広葉高木林

資料 環境省 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査(H5～H10)^(※)より

※特定植物群落調査: 日本の多様な植物群落の中から、地域の代表的、典型的な群落や希少な群落などを選定し、分布や生育状況及び変化の状況を把握することを目的とした調査です。

(2) 自然公園

県内には 20 自然公園(国立 5、国定 2、県立 13)があり、そのうち当市は、2 箇所該当します。

表2-2 自然公園

公 園 名	区 域	全体面積	概 要
上信越高原国立公園	十日町市(中里)、湯沢町、南魚沼市、津南町、妙高市、上越市	148,194ha	長野、新潟、群馬の3県にまたがる広大な山岳と高原の公園
直峰松之山大池県立自然公園	十日町市(松之山)、上越市	2,066ha	松之山温泉から大巖寺高原、菖蒲高原を経て菱ヶ岳に至る地区、上越市安塚区の直峰城山、上越市頸城区の頸城大池の3地区にわたっています。

(3) 自然環境保全地域等

県は、優れた動植物・地形地質・文化史跡等の自然環境を保全するため、県条例に基づき「自然環境保全地域」「緑地環境保全地域」を指定しており、当市は 2 か所該当します。

表2-3 自然環境保全地域

地域名	所在地	保全対象	面積(ha)	指定年月日
小松原	倉俣(中里)	亜高山性植生及び湿原	306.24	S51.12.28
※長安寺	上野(川西)	樹林(ブナ林)	5.28	S62.3.27

注)※印は緑地環境保全地域

(4) 棚田

当市は、美しい里山・棚田が多く、特に棚田については、30 地区が、新潟県の棚田のある風景の認定を受けています。その中でも松之山地域の「狐塚の棚田」は、農林水産省の日本の棚田百選にも選ばれています。

表2-4 新潟県 棚田のある風景の認定状況

名 称	所 在 地	面積(ha)	勾配	備 考
屋敷田	中条丁字屋敷田(十日町)	15.0	1/10	生態系保全、地域交流
神水	戊字神水(十日町)	12.0	1/12	都市交流、伝統・文化の維持保全
田毎の月	新座乙字三ツ山(十日町)	15.0	1/11	歳時記としての景観
倉下	大白倉字長坂(川西)	4.0	1/15	生態系の保全、景観美
舟ノ木	藤沢字舟ノ木(川西)	8.0	1/10	生態系の保全、景観美
東田尻	田沢字湯の沢(中里)	19.2	1/3	周辺地域を含んだ景観美
ナギ	田沢字中越(中里)	5.8	1/6	生態系の保全、歳時記としての景観

桐の木平	田沢字のけま(中里)	6.4	1/5	景観美、都市との交流
大原・小原	倉俣字大原(中里)	19.0	1/12	周辺地域を含んだ景観美
幸ノ神	田代字幸神(中里)	7.8	1/4	伝統・文化の維持保全
星峠	峠字香の原他(松代)	30.0	1/10	生態系保全、景観
儀明	儀明字大久保(松代)	5.0	1/8	周辺地域を含んだ景観美
室野	室野字安入堂(松代)	12.0	1/7	生態系の保全
福島	福島字蒲間田(松代)	2.1	1/25	都市部との交流
蒲生	蒲生字トロノキ(松代)	3.5	1/10	生態系の保全
仙納	仙納字ヌケ(松代)	3.8	1/6	生態系の保全
田野倉	田野倉字大堀田(松代)	10.0	1/12	生態系の保全
蓬平	蓬平字抜ノ下(松代)	2.5	1/10	生態系の保全
城山麓	松代字馬場塚(松代)	2.5	1/10	景観、都市交流
清水	清水字日カゲ(松代)	2.0	1/6	生態系保全、景観
苧島	苧島字臼切(松代)	1.3	1/10	生態系保全、景観
松代下山	松代下山字下山(松代)	1.1	1/18	生態系保全、景観
湯山ふるさと	湯山(松之山)	1.5	1/8	都市との交流
留守原	天水島(松之山)	2.1	1/5	棚田の景観
白山	天水島字白山(松之山)	2.4	1/4	棚田の景観
狐塚	天水越(松之山)	19.0	1/6	棚田の景観、棚田百選
シンノク	天水越字シンノク(松之山)	3.5	1/7	棚田の景観
千枚田	松之山字格子原(松之山)	10.0	1/10	棚田の景観
水梨	水梨字下天替(松之山)	6.2	1/9	棚田の景観
川入	浦田字天狗倉(松之山)	1.1	1/6	棚田の景観

(5)名水

当市には、県の名水として昭和 60 年度に選定された「深山の清水」、平成 22 年度に選定された「柳清水」と「庚清水」及び平成 26 年度に選定された「実昇清水」の 4 名水があります。

(6)指定文化財(名勝・天然記念物)

当市には、国宝として笹山遺跡出土深鉢形土器 57 点(うち火焰型土器 14 点)があります。
名勝・天然記念物での指定文化財は、国指定が 3 件、県指定が 3 件、市指定が 30 件あります。

表2-5 指定文化財(名勝・天然記念物)

名 称	所在地	指定	種 別
田代の七ツ釜	田代(中里)	国	名勝・天然記念物
清津峡	小出(中里)	〃	〃
カモシカ		〃	特別天然記念物
小貫諏訪社の大スギ	小貫(十日町)	県	天然記念物
赤谷十二社の大ケヤキ	赤谷(川西)	〃	〃
角間のねじりスギ	角間(中里)	〃	〃
積翠荘	吉田山谷(十日町)	市	名勝
岩見堂	浦田(松之山)	〃	〃
中手の黒滝	中手(十日町)	〃	〃
元町諏訪神社の親子スギ	上野(川西)	〃	天然記念物
海老の牛池	海老(松代)	〃	〃
松代田沢十二社の大ケヤキ	松代田沢(松代)	〃	〃
松代田沢十二社の大イチョウ	松代田沢(松代)	〃	〃
長命寺の大イチョウ	松代(松代)	〃	〃
寺田の大カエデ	寺田(松代)	〃	〃
姿箭放神社の大ケヤキ	姿(十日町)	〃	〃
高竈神社社叢	背戸(十日町)	〃	〃
ニッポンシロウリガイ化石	松代(松代)	〃	〃
洞泉寺の大ケヤキ	室野(松代)	〃	〃
室野松茸神社の大スギ	室野(松代)	〃	〃
小谷の大ケヤキ	小谷(松之山)	〃	〃
大荒戸の庚申夫婦スギ	大荒戸(松之山)	〃	〃
天水山麓のブナ原生林	天水越(松之山)	〃	〃
安養寺松尾神社の大スギ	安養寺(十日町)	〃	〃
安養寺円通庵の三本スギ	安養寺(十日町)	〃	〃
枯木又竜王社の三本スギ	枯木又(十日町)	〃	〃
枯木又竜王池	枯木又(十日町)	〃	〃
渋海川河床の甌穴群	松代田沢(松代)	〃	〃
藤沢熊野神社の二本スギ	藤沢(川西)	〃	〃
田戸十二社の二本スギ	田戸(川西)	〃	〃
白倉のカスミザクラ	小白倉(川西)	〃	〃
程島 下の行者の大ケヤキ	程島(中里)	〃	〃
葎沢十二社の大スギ	葎沢(中里)	〃	〃
重地の大池	重地(中里)	〃	〃
太田島小牧社の大ケヤキ	太田島(十日町)	〃	〃
名ケ山の鶴沼池	名ケ山(十日町)	〃	〃

(7) 鳥獣保護区・休猟区

野生鳥獣の保護・増殖を図るために設定された 4 か所の鳥獣保護区と、3 年間狩猟を休止し、鳥獣の増殖を図る 1 か所の休猟区があります。

表2-6 鳥獣保護区・休猟区

区 名 (区分)	位置又は区域	面積(ha)	在 続 期 間
清津峡鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	中里地域	1,476	H22.11.1～H33.10.31
苗場山鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	中里地域	4,188	〃
伊達原鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	十日町地域	940	H26.11.1～H36.10.31
松之山鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	松之山地域	1,530	〃
松代休猟区	十日町地域	1,437	H26.10.15～H29.10.14

2 環境保全の現状

(1) 大気環境

ア ダイオキシン

一般廃棄物焼却場ではダイオキシン類濃度測定を行っています。排ガス、飛灰及び焼却灰はいずれも基準値を下回っています。

飛灰は薬剤処理し、「霧谷管理型処分場」で埋立て処分をしています。

表2-7 排ガス、飛灰、焼却灰のダイオキシン類濃度測定結果 (カッコ内は前年度の数値)

測定日	排ガス (ng-TEQ/m ³)		飛 灰 (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	基準値	備 考
	1 号炉	2 号炉	1・2 号炉	1・2 号炉		
9月6日 (9月7日)	0.02100 (0.02500)	0.00200 (0.43000)	0.80000 (1.2000)	0.00050 (0.0012)	恒久対策基準値 ・排ガス濃度 5 ・飛灰・焼却灰 3	平成 14 年 12 月 1 日か ら適用

測定検査機関:(財)上越環境科学センター

また、市内にある産業廃棄物焼却施設(1 施設 2 炉)においても、ダイオキシン類濃度は基準値を下回っています。

なお、一般家庭や事業所の野焼きの苦情が多く寄せられています。

(2) 地盤環境

ア 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の過剰なくみ上げにより、主として粘土層が収縮することで起きる現象です。

当市は、一般家庭の消雪用井戸が 1,000 本以上、消雪パイプ用の深井戸が 430 本(国・県道 187、市道 243)あり、地盤沈下が懸念されることから、「十日町市地下水利用適正化に関する条例」に基づき十日町地域と川西地域の市街地で地下水の採取を規制しています。

イ 土壌汚染

平成 15 年 2 月に、土壌汚染の状況の把握及び指定区域の指定、汚染土壌による健康被害防止に関する措置等を内容とする土壌汚染対策法が施行されました。同法に基づき、市内で県から指定区域に指定された所はありません。

なお、平成 22 年 4 月 1 日からは、盛土や掘削範囲が 3,000 m²を超える場合の県知事への届出や、有害物質使用施設は小規模施設であっても廃止時に土壌調査が必要となるなどの、土壌汚染対策法の改正がありました。

ウ 地下水汚染

昭和 60 年代に、全国的にトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどの有機塩素系溶剤による地下水汚染が問題になり、当市でも昭和 60 年から地下水の調査を開始しました。

十日町地域では毎年 15 地点を調査し、平成 28 年度は明石町においてテトラクロロエチレンが環境基準を超過して検出されました。

また、南魚沼環境センターが、川西地域の中屋敷地内において、地下水の定期モニタリング調査を行っています。この地点ではテトラクロロエチレンが環境基準を超過して検出されました。

テトラクロロエチレンなどの有機塩素系物質は、ドライクリーニング用洗剤や機械部品等の脱脂洗剤として広く用いられており、これらを含む排水が地下に浸透することにより、地下水汚染を引き起こす原因の一つに挙げられています。環境基準を超過した地点については、飲用に供しないよう指導を行っています。

表2-8 地下水汚染測定（アンダーラインは基準値超過地点、カッコ内は前年度の数値）

《十日町地域》

（測定日：平成 30 年 2 月 14 日 天気：晴れ）

測定地点	検査項目と環境基準値 (mg/L)		
	トリクロロエチレン 0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン 0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン 1mg/L 以下
袋 町 東	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
高 田 町 1	0.005 (0.001 未満)	0.011 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
本 町 西 1	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
田中町本通り	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
稲荷町3本通り	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
寿 町 2	0.001 未満 (0.001)	0.002 (0.001)	0.10 未満 (0.10 未満)
本 町 1 下	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
泉 町	0.002 (0.001)	0.002 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
高 山 第 4	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
明 石 町	0.001 未満 (0.001 未満)	<u>0.013</u> (<u>0.013</u>)	0.10 未満 (0.10 未満)

《川西地域》



(3)水環境

ア 河川の水質

毎年、市内を流れる中小の 22 河川について、水質汚濁状況を測定しています。アンダーラインは指標としている基準値を超過したものです。(カッコ内は前年度の数値)

また、国は信濃川の水質汚濁状況を測定しています。

表2-9 中小河川水質測定結果 (数値は2回計測の平均値)

《十日町地域》

河 川 名 (調査地点)	類型	採水日 (年 2 回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (3,000MPN/100mL)
水質目標値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	3,000 以下
羽 根 川 (新羽根川橋)	A 準用	7/19 9/19	7.4 (7.2)	0.4 (1.1)	3.5 (65.0)	1,240 (35,650)
川 治 川 (塚原橋)	A 準用	〃 〃	7.5 (7.3)	0.5 (1.0)	4.0 (54.5)	1,700 (38,150)
中 沢 川 (逢坂橋)	A 準用	〃 〃	7.2 (7.2)	0.6 (1.3)	5.0 (15.0)	18,650 (19,150)
田 川 (西田川橋)	A 準用	〃 〃	7.2 (7.1)	0.7 (1.2)	26.5 (29.5)	2,400 (16,150)
上大井田川 (上大井田橋)	A 準用	〃 〃	7.2 (7.0)	0.5 (1.2)	6.5 (12.0)	4,650 (18,650)
下大井田川 (国道 117 号)	A 準用	〃 〃	7.2 (7.0)	0.4 (1.1)	5.5 (9.0)	6,650 (14,950)
晒 川 (池沢橋)	A 準用	〃 〃	7.4 (7.9)	0.7 (1.2)	2.5 (5.5)	2,300 (13,350)
信 濃 川 (十日町橋)	A		— (7.3)	— (3.0)	— (597.5)	— (55,150)

《川西地域》

河 川 名 (調査地点)	類型	採水日 (年 2 回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (3,000MPN/100mL)
水質目標値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	3,000 以下
貝 喰 川 (貝喰川橋上)	A 準用	7/31 9/25	6.6 (6.7)	<u>2.7</u> (3.8)	77.5 (16.0)	28,650 (35,450)
木 島 川 (中継ポンプ場)	A 準用	〃 〃	8.1 (7.0)	4.5 (1.3)	93.0 (4.0)	<u>91,150</u> (20,150)
小 海 川 (小海川橋)	A 準用	〃 〃	7.2 (7.1)	1.4 (1.0)	39.5 (7.0)	<u>12,700</u> (13,150)
中沢川(下) (木落橋)	A 準用	〃 〃	6.9 (6.9)	4.9 (2.8)	24.0 (20.5)	97,000 (11,650)
北 沢 川 (橋 橋)	A 準用	〃 〃	7.0 (7.1)	0.8 (0.5)	7.0 (3.0)	47,200 (10,150)
鴻 島 川 (根深橋)	A 準用	〃 〃	7.1 (7.2)	<u>3.0</u> (5.8)	14.0 (6.5)	<u>90,650</u> (11,950)
渋 海 川 (仙田橋)	A 準用	〃 〃	7.0 (7.4)	1.0 (0.8)	39.0 (5.5)	<u>81,650</u> (4,550)

《中里地域》

河 川 名 (調査地点)	類型	採水日 (年 2 回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (3,000MPN/100mL)
水質目標値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	3,000 以下
大 門 川 (飯山線踏切)	A 準用	8/4 9/15	6.6 (6.6)	0.3 (1.1)	9.5 (37.0)	<u>3,500</u> (51,150)
七 川 (小原橋)	A 準用	〃 〃	6.8 (6.8)	0.5 (0.8)	<u>4.0</u> (137.0)	<u>1,545</u> (34,150)
堀 之 川 (堀之川橋)	A 準用	〃 〃	6.8 (6.8)	0.5 (2.5)	3.5 (18.0)	1,300 (29,650)
山ノ根川 (田中公民館)	A 準用	〃 〃	7.0 (6.8)	0.6 (1.8)	3.0 (2.5)	<u>1,200</u> (45,150)
稲 荷 川 (稻荷川橋)	A 準用	〃 〃	6.8 (6.9)	0.5 (0.9)	2.5 (5.5)	<u>890</u> (38,650)
釜 川 (釜川橋)	A 準用	〃 〃	6.9 (6.9)	0.3 (0.2)	1.0 (4.5)	<u>175</u> (21,725)

《松代地域》

河川名 (調査地点)	類型	採水日 (年 2 回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (3,000MPN/100mL)
水質目標値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	3,000 以下
渋海川 (前島橋)	A 準用	7/10 10/2	7.2 (7.2)	0.4 (0.9)	3.0 (3.5)	<u>9,550</u> (7,750)
鯖石川 (荻平橋)	A 準用	〃 〃	7.3 (7.1)	0.3 (0.6)	3.0 (4.0)	<u>10,100</u> (4,200)

《松之山地域》

河川名 (調査地点)	類型	採水日 (年 2 回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (3,000MPN/100mL)
水質目標値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	3,000 以下
渋海川 (西之前橋)	A 準用	7/10 9/1	7.3 (7.3)	0.4 (0.8)	4.5 (17.5)	1,445 <u>(9,200)</u>
越道川 (旧松口橋)	A 準用	〃 〃	7.6 (7.9)	0.4 (1.0)	4.0 (6.5)	<u>2,400</u> (8,250)

＜調査項目の解説＞ ※水質目標値は、市の努力目標である。

環境基準値

環境基本法第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準の値。

A 類型

中小河川には水質の環境基準は適用されませんが、当市では指標として A 類型を準用しています。A 類型とは、環境基本法に定める生活環境の保全に関する環境基準の河川の類型で、利用目的の適応性は、水道 2 級、水産 1 級以下に該当します。

pH(水素イオン濃度)

水の酸性、アルカリ性の度合いを示すものです。中性は「7」。これより数値が高いとアルカリ性(最高 14)、数値が低いと酸性(最低 0)です。

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中に溶け込んでいる有機物(汚染物質)がバクテリアによって分解されるときに必要な酸素量。数値が大きいほど水質が汚濁していると言われています。

SS(浮遊物質)

水中に浮遊する物質の量。数値が大きいほど水質が汚濁していると言われています。

大腸菌群数

大腸菌は私たちの腸内にも生息するもので、それ自体は有害なものではありませんが、大腸菌が多数存在する場合は、排泄物が混入し、赤痢菌などの病原菌が存在する可能性があります。

表2-10 信濃川(十日町橋)の水質経年変化

(単位:mg/ℓ)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
DO	11	11	11	11	11
SS	11	15	22	20	100
BOD	1.3	1.0	1.3	1.5	2.0

※類型指定はA類型(基準値は 7.5mg/ℓ以上)、新潟県「公共用水域及び地下水の水質測定結果」より

※H29 は 12 月以降発表予定

<調査項目の解説>

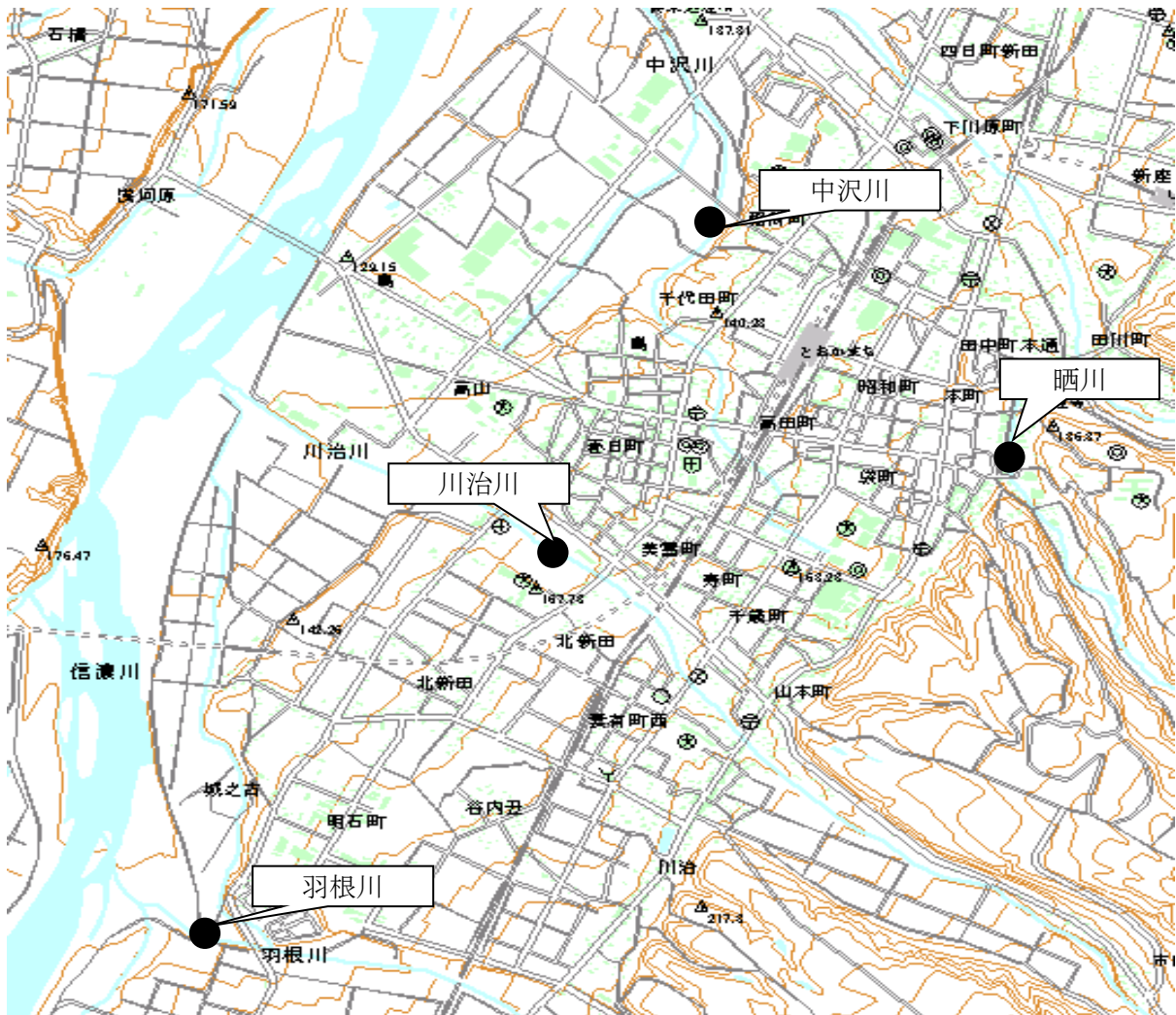
DO(溶存酸素量)

水に溶けている酸素のことをいい、一般に数値が小さいほど水質がよくないことになります。鯉などは2mg/ℓ～3mg/ℓでも生息できますが、普通の魚の生息には5mg/ℓが必要です。

中 小 河 川 採 水 箇 所

<<十日町地域>>

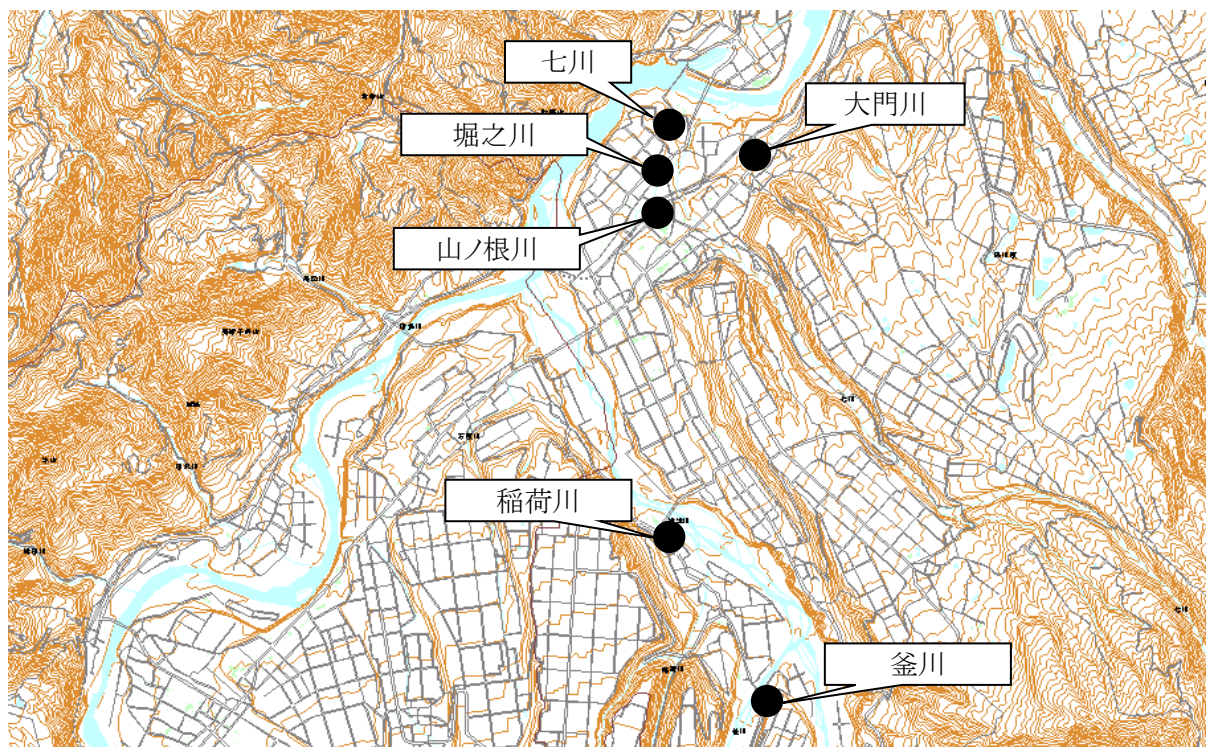




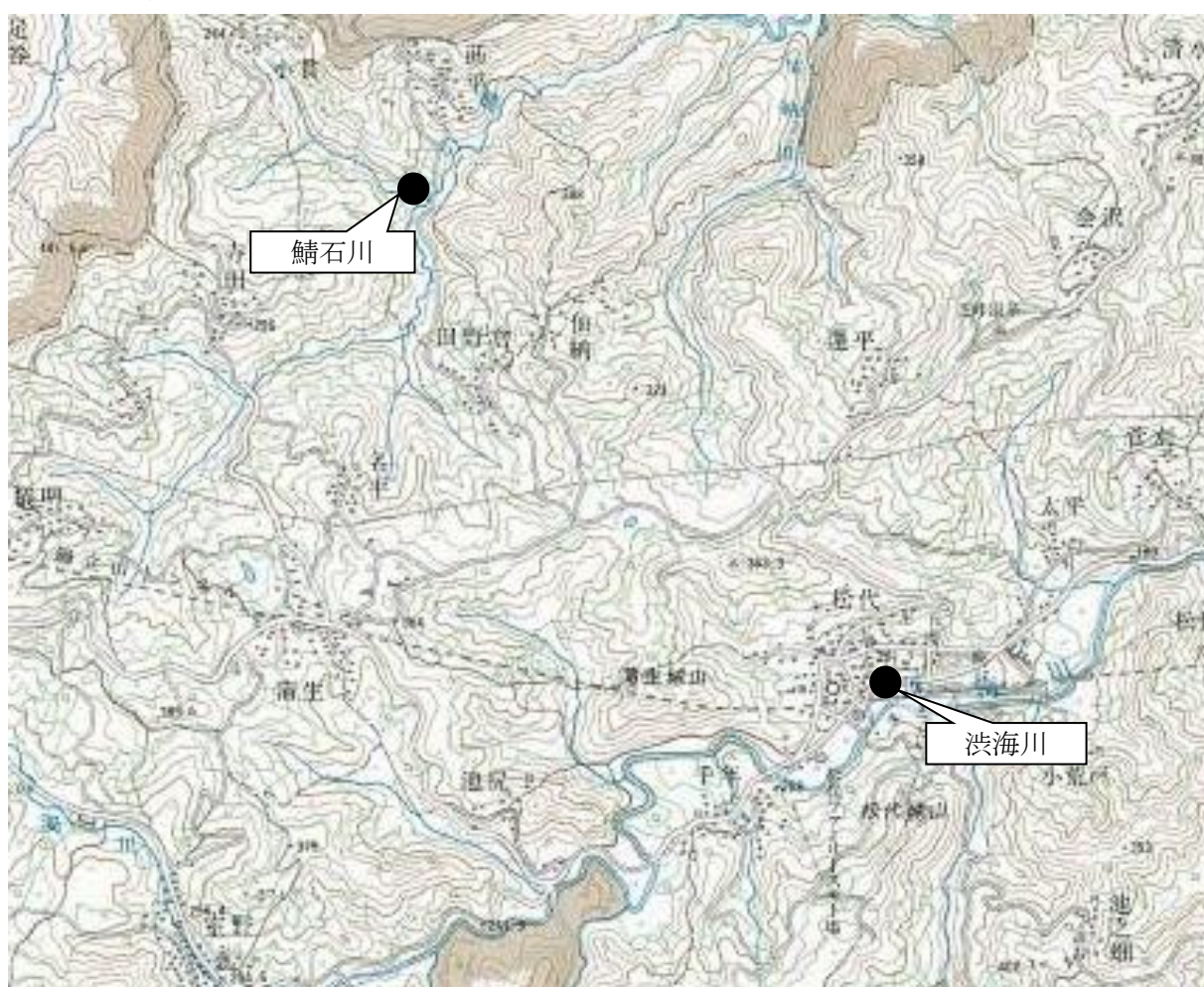
《川西地域》



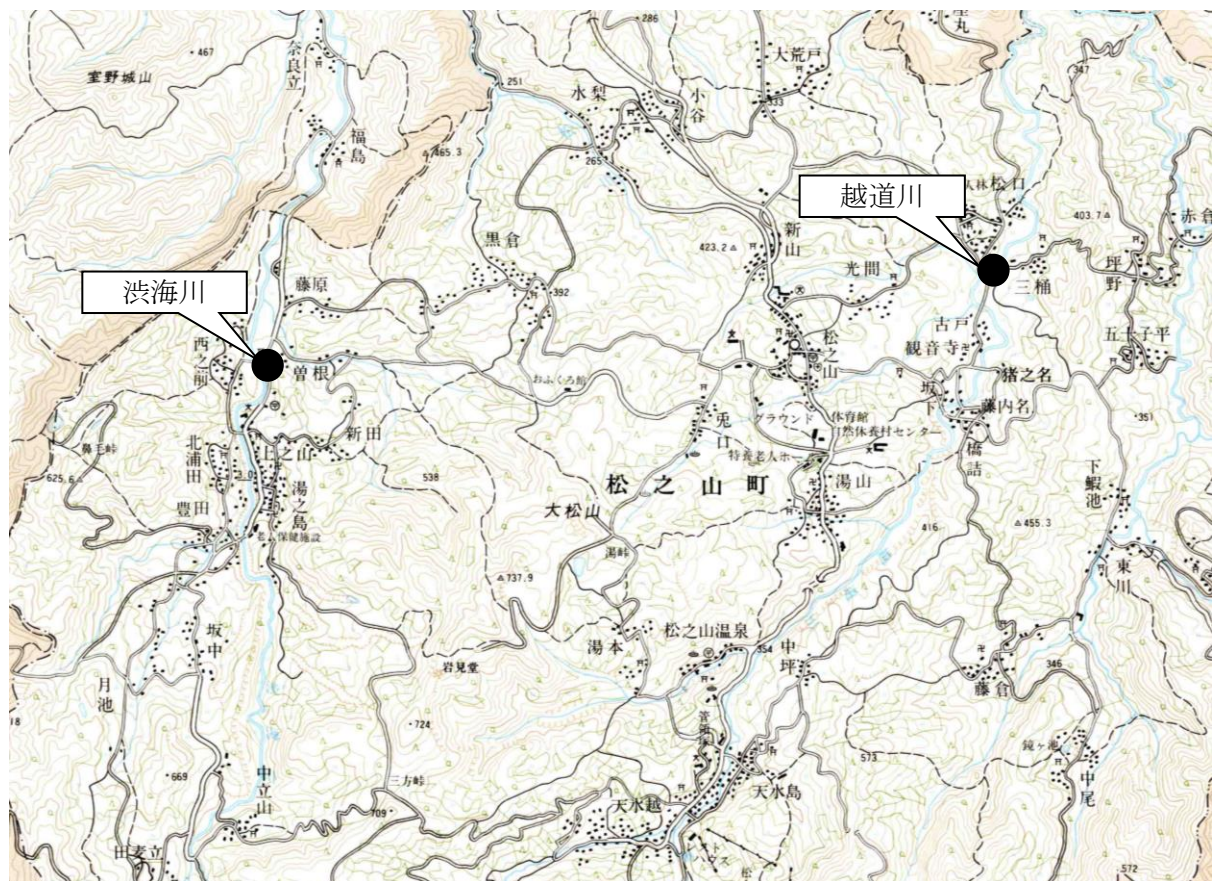
《中里地域》



《松代地域》



《松之山地域》



イ 生活排水(下水道)

当市は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽整備事業をそれぞれの地域に合わせて実施することによって污水处理を推進しています。

なお、当市の平成 29 年度末の污水处理人口普及率は 94.4%で、全国(90.9% H29 年度末)、県(87.2% H29 年度末)平均より大きく上回っています。

表2-11 年度末の污水处理人口普及率

(単位: %)

	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排 水	合併処理浄化 槽	計
十日町地域	100.0	100.0	100.0	40.1	96.4
川西地域	—	100.0	100.0	74.5	98.9
中里地域	—	100.0	—	48.9	92.3
松代地域	—	100.0	100.0	42.3	75.4
松之山地域	—	100.0	—	53.9	77.5
十日町市	100.0	100.0	100.0	46.0	94.4

※各処理計画区域内の普及率、計は全体。上下水道局調べ

ウ 生活排水(し尿)

し尿は、十日町・川西・松代地域は十日町市し尿前処理センター、中里・松之山地域は津南地域衛生施設組合のし尿処理場で処理しています。

下水道の普及並びに山間地等の人口減少が進んでいるため、し尿処理量は年々減少しています。

表2-12 し尿処理

(単位:kℓ)

内訳・地域		H25	H26	H27	H28	H29
し尿	十日町	2,539	2,254	2,162	1,964	1,923
	川西	230	200	165	149	139
	中里	795	709	701	604	593
	松代	502	505	491	444	429
	松之山	320	298	316	279	267
	計	4,386	3,966	3,835	3,440	3,351
浄化槽汚泥	十日町	4,600	4,954	4,814	4,545	4,511
	川西	1,956	2,002	2,124	1,919	1,961
	中里	810	744	761	730	708
	松代	1,116	1,178	1,147	1,120	1,134
	松之山	941	881	906	860	788
	計	9,423	9,759	9,752	9,174	9,102

エ 川西有機センターの排水

表2-13 川西有機センター排水水質測定結果

採水日	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	全窒素 (mg/L)
水質汚濁防止法による 一般排水基準	5.8～8.6	160 以下	200 以下	3,000 以下	120 以下
8/30	6.8	26	10	4,800	1.8
平成 28 年度(8/25)	6.7	<u>230</u>	120	<u>15,000</u>	62

(4)騒音・振動

ア 環境騒音調査

毎年、環境騒音(住宅地中心)及び自動車騒音(道路に面した地域)の測定を行っており、アンダーラインは環境基準値を超えたものです。平成 29 年度は、11 月9日・10 日の 24 時間(環境騒音)、12 月7日・8日の 24 時間(自動車騒音)で測定しました。

環境騒音では四日町第 2 で測定値が前年度を上回り環境基準値を超過しました。自動車騒音では国道 117 号線に面した地域において昼間、夜間とも環境基準を超過しています。

なお、振動についての測定は行っていません。(カッコ内は前年度の数値)

表2-14 環境騒音及び自動車騒音測定結果

(単位:デシベル)

地域の類型			調査地点	昼間	夜間	主な発生源
一般地域	A		南新田町 3 丁目	49 (49)	37 (39)	自動車音、自然音
			西本町 2 丁目	49 (48)	41 (39)	自動車音、自然音
	B		四日町第 2	<u>58</u> (<u>56</u>)	37 (<u>47</u>)	自動車音、自然音
			川治下町第 2	50 (<u>66</u>)	42 (43)	自動車音、自然音
	C		田中町本通り	48 (<u>63</u>)	37 (44)	自動車音、自然音
			高田町 6 丁目	50 (53)	41 (42)	自動車音、自然音
道路に面する地域	A	2 車線	西本町 3 丁目	<u>63</u> (<u>63</u>)	52 (54)	自動車音
		2 車線	寿町 3 丁目	64 (63)	52 (50)	自動車音
	B	2 車線	稲荷町 3 丁目	64 (63)	52 (50)	自動車音
		2 車線	本町 1 丁目上	<u>68</u> (<u>68</u>)	<u>63</u> (<u>63</u>)	自動車音
	C	2 車線	本町 5 丁目	<u>68</u> (<u>68</u>)	<u>64</u> (<u>63</u>)	自動車音
		2 車線				

<環境基準値> 一般地域(道路に面する地域以外の地域)

(単位:デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
A 及び B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

<環境基準値> 道路に面する地域

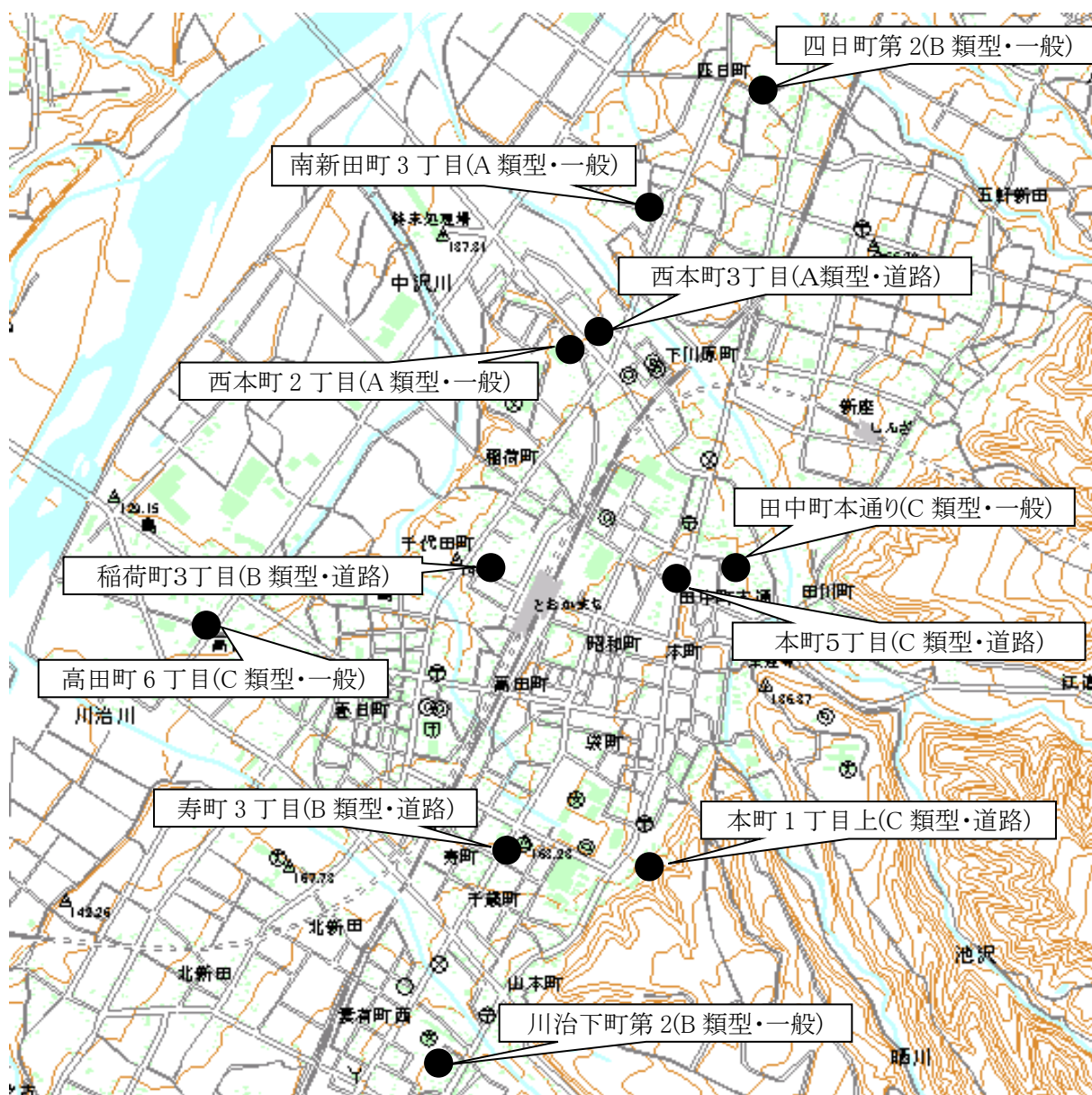
(単位:デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
A 2 車線以上	60 以下	55 以下
B 2 車線以上 C 1 車線以上	65 以下	60 以下

※目安として、50 デシベルは静かな事務所、60 デシベルは普通の会話、70 デシベルはデパートの中くらいの音となります。

環境騒音・自動車騒音測定箇所

「一般」は一般地域、「道路」は道路に面する地域



(注)

- 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時まで、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までとする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- 3 A を当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- 6 「車線」とは、1 縦列の自動車及安全に円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 7 計測方法及び数値は等価騒音レベル(Leq)とする。

イ 特定施設と特定建設作業の届出

騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例(以下「県条例」という。)で指定された地域内(十日町・川西地域の中心部)で、政令及び県条例で定める特定の施設を設置する場合、又は建設作業を行う場合には、届出が必要です。

A 騒音・振動に関する特定施設数

表2-15 騒音・振動に関する特定施設数

(平成 30 年3月 31 日現在)

施 設 の 種 類	騒音規制法	県条例(騒)	振動規制法	県条例(振)
金 属 加 工 機 械	19	128	1	0
空 気 圧 縮 機 及 び 送 風 機	117	66	37	38
土 砂 破 砕 機	1	0	0	0
織 機	325	70	286	0
建 設 用 資 材 製 造 機	2	0	0	0
木 材 加 工 機 械	52	186	0	0
印 刷 機 械	6	0	1	0
射 出 成 型 機	6	0	5	0
バ ー ナ ー	0	60	0	0
電 気 炉	0	5	0	0
遠 心 分 離 機	0	43	0	3
ス チ ー ム ク リ ー ナ ー	0	17	0	0
ポ ン プ	0	81	0	72
集 塵 機	0	22	0	0
冷 凍 機	0	74	0	0
ク ー リ ン グ タ ワ ー	0	27	0	0
デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン 等	0	0	0	4
計	528	779	330	117

B 特定建設作業届出数

表2-16 特定建設作業届出数

年 度	H 25 年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度
騒音規制法	3	9	2	4	2
振動規制法	1	3	0	1	0
県条例(騒音)	0	0	0	3	2
県条例(振動)	0	0	0	0	0
計	4	12	2	8	4

(5)悪臭

悪臭防止法及び県条例で指定された地域内(十日町・中里地域の中心部及び川西地域の東部地域)では、すべての事業所が規制対象になります。悪臭は、野焼きなど生活に関連するものや豚糞、きのこの廃菌床などの農業系、塗装業などの事業系のものなど様々なうえに、感覚の個人差もあって、苦情対応を難しくしています。

ア 養豚場の排水・臭気

十日町地域及び川西地域では、養豚場からの悪臭が 20 年以上にわたって問題となってきました。特に、川西地域の 3 養豚場は規制区域内にあり、養豚場の排水・臭気を毎年測定し、継続監視をしています。測定日は、水質が平成 29 年8月4日、臭気の第 1 回が8月2日、臭気の第 2 回が8月 31 日です。

また、平成 26 年度から規制区域外ですが、十日町地域の 2 養豚場の臭気も測定することになりました。測定日は、川西地域と同日です。臭気測定については、29 年度より午後、夕方の時間帯を追加しました。

表2-17 臭気測定結果(十日町地域)

区分	調査項目	基準値・単位	水 沢			下 条		
			午前	午後	夕方	午前	午後	夕方
一回目	天候	—	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気温	℃	28.5	32.7	25.5	30.8	32.0	27.2
	相対湿度	%	74	57	74	76	65	74
	風向き	—	北	北	静穏	東	西	静穏
	風速	m/s	1	1>	静穏	1.2	1.8	静穏
	臭気指数	規制区域外	13	10>	10>	10>	10>	10>
二回目	天候	—	曇	曇	晴	曇	曇	晴
	気温	℃	21.5	23.8	20.3	25.5	21.5	17.8
	相対湿度	%	86	70	81	70	70	81
	風向き	—	北西	東	静穏	静穏	西	南西
	風速	m/s	1>	1>	静穏	静穏	1	1.5
	臭気指数	規制区域外	10>	10>	10>	10>	10>	10>

※ なお、十日町地域での臭気指数の指導支援目標値としては10を採用しているが、環境省の示した養豚業の臭気指数と臭気強度の関係を十日町地域に当てはめると12(第1種区域)／15(第2種区域)／18(第3種区域)となります。

排水測定結果(川西地域)

調査項目	基準値・単位	千手	上野	橘
水温	℃	26.6(28.2)	17.8(13.9)	23.3(25.2)
pH	5.8 以上 8.6 以下	6.7(7.1)	7.0(7.2)	8.1(7.9)
BOD	100mg/ℓ以下	7.8(5.0)	31(0.5 未満)	52(170)
COD	160mg/ℓ以下	21(12)	46(0.5 未満)	52(120)
SS	100mg/ℓ以下	45(12)	33(1)	30(21)
大腸菌群数	3,000 個/cm³以下	11(6)	580(0)	1,200(480)
透視度	cm	11(22)	9(30 以上)	8(4)

※()は前年度の数値

※排水基準は信濃川水域の畜産農業に係る基準

臭気測定結果(川西地域)

区分	調査項目	基準値・単位	千手			上野			橘		
			午前	午後	夕方	午前	午後	夕方	午前	午後	夕方
一回目	天候	—	晴	晴	晴	晴	曇	晴	晴	曇	晴
	気温	℃	31.1	31.7	27.5	28.4	30.3	27.1	27.0	30.4	26.7
	相対湿度	%	59	54	70	76	60	73	77	60	76
	風向き	—	静穏	北西	静穏	東	北東	北西	北東	北東	静穏
	風速	m/s	-	1>	静穏	1.2	1.2	1.5	1>	1.8	静穏
	臭気指数	10 未満	10>	10>	10>	10>	10>	16	10>	17	11
二回目	天候	—	曇	曇	晴	曇	曇	晴	曇	曇	晴
	気温	℃	21.0	23.3	20.0	22.6	23.6	18.5	21.2	21.5	21.6
	相対湿度	%	83	69	76	80	63	76	86	68	76
	風向き	—	静穏	東	静穏	北東	静穏	静穏	西	北	静穏
	風速	m/s	静穏	1.5	静穏	1.5	静穏	静穏	1>	1.1	静穏
	臭気指数	10 未満	10>	10>	10>	10>	10>	10>	14	10>	10>

※ 臭気の測定は風下側敷地境界。

イ 川西有機センターの臭気

表2-18 川西有機センターの臭気測定結果

調査項目	基準値・単位	H29 第1回 (H29.8.2)	H29 第2回 (H29.8.31)	H28 第1回 (H28.7.19)	H28 第2回 (H28.8.26)
天候	—	晴	晴	晴	晴
気温	℃	28.9	20.5	29.3	31.6
相対湿度	%	69	86	64	66
風向き	—	北	北	西	静穏
風速	m/s	1 未満	1 未満	1 未満	静穏
臭気指数	12 未満(第2種区域)	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満

(6) 放射性物質(放射能)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が津波被害を受け、それにより放出された放射性物質(放射能)が東日本を中心に拡散し、各地の大気や土壌から観測されるようになりました。

十日町市では、平成 23 年 7 月から市内の公共施設や小中学校などで定期的に空間放射線量を測定しています。平成 29 年度も測定を行いました。いずれの場所も国際放射線防護委員会(ICRP)の年間被ばく限量(1mSv)の時間換算値(0.19 μ Sv/h)を下回る値であり、通常の範囲内となっています。

一方、焼却施設の焼却灰(飛灰)から、100Bq/kg(放射性セシウムのクリアランスレベル)を超える放射性物質が検出されることがあり、該当する焼却灰は全量県外の処分場に搬出し、処理を委託しています。

※クリアランスレベル:放射性物質として扱う必要がないものとして、放射線防護の規制の枠組みから外す際に適用されるもの。

表2-19 放射性物質(放射性セシウム 134・137 合計)測定結果 (単位:ベクレル/kg)

エコクリーンセンター(ごみ焼却場)			霧谷管理型処分場(最終処分場)		
検体採取年月日	飛灰	主灰	検体採取年月日	測定対象	測定結果
H29. 4. 26	94	20	H29. 5. 31	放流水	検出しない
H29. 5. 27	75	16	H29. 6. 28	放流水	検出しない
H29. 6. 27	39	11	H29. 7. 26	放流水	検出しない
H29. 7. 25	39	検出しない	H29. 8. 25	放流水	検出しない
H29. 8. 25	28	検出しない	H29. 9. 21	放流水	検出しない
H29. 9. 21	41	検出しない	H29. 10. 24	放流水	検出しない
H29. 10. 24	21	検出しない	H29. 11. 24	放流水	検出しない
H29. 11. 25	17	検出しない			
H29. 12. 21	11	検出しない			
H30. 1. 26	検出しない	検出しない			
H30. 2. 21	検出しない	検出しない			
H30. 3. 21	12	検出しない			

(7)公害苦情件数

近年の公害苦情の特徴として、野焼きによる大気汚染、油流出事故による水質汚濁、山野や河川への不法投棄が大半を占めています。

表2-20 年度別公害苦情件数

年 度	H25 年度	H26 年度	H27年度	H28 年度	H29 年度
件 数	77 件	68 件	50 件	70 件	49 件

表2-21 公害苦情件数

都市計画用途区分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	悪臭	不法投棄	その他	計
住 居 地 域	1 (1)	8 (12)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	1 (-)	2 (1)	- (-)	13 (15)
近 隣 商 業 地 域	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
商 業 地 域	- (-)	2 (4)	- (-)	(1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (5)
準 工 業 地 域	3 (2)	2 (3)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (2)	- (-)	- (-)	6 (7)
工 業 地 域	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	1 (1)
そ の 他 の 地 域	3 (7)	17 (8)	- (-)	1 (3)	- (-)	1 (-)	1 (1)	2 (7)	- (-)	24 (26)
都市計画区域外	- (-)	- (1)	- (-)	- (1)	- (-)	- (1)	- (-)	4 (12)	- (1)	4 (16)
計	7 (10)	29 (28)	- (-)	2 (6)	- (-)	1 (1)	2 (3)	8 (21)	1 (1)	49 (70)

※()は、前年度の数値

3 廃棄物の現状

(1) 廃棄物処理施設

ア ごみ焼却施設

ごみの焼却処理は十日町市高田町 6 丁目地内にあるエコクリーンセンターで行っています。基幹改良工事を終え、24 時間運転が可能となり、平成 28 年度から中里・松之山地域のごみの処理を行っています。処理能力は、135t/日です。

イ 最終処分施設

埋立てのごみ処理は十日町市霧谷地内にある一般廃棄物管理型処分場で行っています。全面に遮水シートを二重に敷設し、高度処理設備による浸出水の処理を行っています。

残余年数は霧谷が2年となっています。

ウ し尿処理施設

し尿処理は、十日町・川西・松代地域のし尿は十日町市西本町 3 丁目地内にあるし尿前処理センターで、中里・松之山地域のし尿は津南町下船渡地内にある津南地域衛生施設組合し尿処理場で行っています。

処理能力は、し尿前処理センターが 49 kl/日、し尿処理場が 65 kl/日です。

(2) ごみの排出量

市民一人当たりのごみ排出量は横ばい傾向にあり、リサイクル率の向上を目指しています。

表2-22 ごみ排出量とリサイクル率

(単位:トン)

	燃 や す ご み	埋 立 て ご み	資 源 物								排 出 量 計	リ サ イ ク ル 率
			紙 類	鉄・ アルミ 類	白 色 ペ ット ボ ト ル 	プ ラ ス チ ック	ガ ラ ス び ん	廃 食 用 油	生 ご み	再 生 資 源 物	埋 立 て ご み	計
H25 年度	13,386	775	2,323	339	163	207	426	447	153	4,058	18,219	22.3%
H26 年度	12,999	666	2,179	294	162	200	391	414	150	3,790	17,455	21.7%
H27 年度	12,974	711	2,223	287	153	201	380	458	139	3,841	17,526	21.9%
H28 年度	13,952	660	2,144	298	181	229	400	424	147	3,823	18,435	20.7%
H29 年度	13,940	635	2,037	300	165	243	368	409	187	3,709	18,284	20.3%

※H27 年度以前は、十日町、川西、松代地域分の数値

H28 年度以降は、中里、松之山地域を含む十日町市全域分の数値
(資源物は、拠点回収による古着、小型家電を除く数値)

表2-23 ごみ排出量とリサイクル率（中里・松之山地域分）

（単位：トン）

	燃 や す ご み	埋 立 て ご み	資 源 物						排 出 量 計	リ サ イ ク ル 率
			鉄・ アルミ 類	空 き ビン	空 き 缶	古 紙	ト ペ ット ボ トル	計		
H25 年度	2,223	45	72	81	38	252	17	460	2,728	16.9%
H26 年度	2,148	49	72	69	37	232	20	430	2,627	16.4%
H27 年度	2,429	55	135	69	29	249	10	492	2,976	16.5%

※H28 年度より中里、松之山地域のごみ処理は十日町市に統合されたため、表 2-22 にて合算処理

(3) 資源ごみの分別収集

ごみの減量と再資源化を促進するために、十日町・川西地域では平成 7 年度から資源ごみの分別収集を実施しています。

平成 7 年度から「鉄・アルミ類、紙類（新聞紙・段ボール・雑誌・チラシ）」を、平成 9 年から「牛乳パック」を、平成 12 年度からは「ペットボトル・白色トレイ・カップ麺容器」をそれぞれ収集しています。また、平成 13 年度から「ガラスびん」と「プラスチック類」の分別収集を開始し、紙類の分別収集品目を拡大しました。

平成 28 年度から中里・松之山地域の資源ごみも収集しており、現在は、16 分別（①新聞紙 ②ダンボール ③牛乳・ジュースパック ④チラシ ⑤雑誌・その他の用紙類 ⑥紙箱 ⑦鉄・アルミ ⑧ペットボトル⑨白色トレイ・カップ麺容器 ⑩プラスチック類 ⑪無色のガラスびん ⑫茶色のガラスびん ⑬その他の色のガラスびん ⑭燃やすごみ ⑮埋立てごみ ⑯使用済乾電池類）となっています。

(4) ごみ処理手数料

当市では、ごみの減量と最終処分場の延命化を図るために、平成 13 年 7 月 1 日から燃やすごみ・埋立てごみの指定袋による有料化と、自己搬入ごみの価格改定を行いました。

表2-24 燃やすごみ・埋立てごみ、自己搬入ごみ処理手数料

指定袋		平成 19 年 4 月 1 日以降(最新版)			
大	50 リットル	10 枚	500 円	(1枚 50 円)	※消費税相当額別途
中	30 リットル	10 枚	300 円	(1枚 30 円)	※消費税相当額別途
小	15 リットル	10 枚	150 円	(1枚 15 円)	※消費税相当額別途
極小	5 リットル	10 枚	100 円	(1枚 10 円)	※消費税相当額別途 (平成 21 年 6 月 1 日使用開始)
自己搬入燃やすごみ		燃やすごみ・埋立てごみの区分ごとに ・50kg まで 350 円 (平成 19 年 4 月 1 日改正) ・50kg 超は 10kg ごとに 70 円加算 ※搬入はエコクリーンセンター			
自己搬入埋立てごみ					

(5) 古着回収事業

平成 26 年 10 月から古着の回収を資源物ストックヤードで開始しました。

一般家庭から出される再利用可能な衣類を回収し、海外など需要のある地域で活用することにより、ごみの減量化及び資源化を図るものです。

平成 29 年度は 8.84t の古着が回収され、資源化の量は徐々に増えています。

(6) 小型家電品回収事業

平成 29 年 5 月から小型家電品の回収を(エコクリーンセンター受付)で開始しました。

一般家庭から出される小型家電品を回収することで、埋立て処分場の負担軽減や、適正に処理が可能な業者に売却することで、資源の有効活用を図るものです。

平成 29 年度は 1.55t の小型家電品が回収されました。

第3章 環境保全のための施策等

1 総合的施策

(1) 十日町市住みよい環境づくり条例

現在及び将来にわたり、市民の健康で文化的な生活の基盤である、緑豊かで潤いと安らぎのある環境の維持及び向上を図るため、十日町市住みよい環境づくり条例を制定しています。

これは、平成 17 年 4 月 1 日の合併を機に、旧十日町市の環境基本条例を見直し、新規に制定したものです。

(2) 第二次十日町市環境基本計画

十日町市環境基本計画は、上記条例第7条に基づいて策定される、市全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱です。

当初計画の計画期間の終了にともない、新たに第二次計画を策定しています。計画期間は平成 28 年度(2016 年)から 37 年度(2025 年)までの 10 年間です。

当計画が目指す環境像は、「緑豊かで、潤いと安らぎのあるまち」で、当初計画から継承しています。

また、(1)人と自然が調和する緑豊かな自然共生社会づくり、(2)安心して暮らせる生活環境づくり、(3)心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり、(4)環境に負荷をかけない低炭素・循環型社会づくり、(5)一人ひとりが環境保全に取り組む社会づくりを目標とし、行政・市民・事業者が協働して取り組んでいくこととしています。

(3) 十日町市住みよい環境づくり審議会

十日町市住みよい環境づくり条例第 22 条に基づき、市長の諮問に応じて、環境保全に関する事項について調査審議する機関として、十日町市住みよい環境づくり審議会を設置しています。

委員の任期は 3 年で、分野ごとに 14 人の委員が選出されています。

(4) 十日町市民環境会議

十日町市環境基本計画に基づく環境保全活動を推進する目的で、平成 20 年 8 月に十日町市民環境会議が設立されました。

市が直面する環境課題に市民、団体、事業者、行政が協働で取り組むもので、8個人、6団体、27 事業所が参加して、4 つの部会(自然環境保全部会、バイオマス利活用部会、地球温暖化対策部会、ごみ減量・レジ袋削減部会)に分かれて日常的な環境保全活動に取り組んでいます。

(5) 十日町市環境衛生推進協議会と環境衛生推進員

十日町市環境衛生推進協議会は、住民自らの手による公衆衛生の実践活動、啓発活動を通じて、地域住民の健康保持増進と生活環境の健全化を推進し、住みよい郷土を作るために組織された会です。旧市町村単位の分会活動を、運営委員が中心となり展開しています。

また、環境衛生推進員(各町内 1 人委嘱)が中心となって、クリーンステーションの管理や町内清掃などの環境衛生、美化活動を行っています。

(6)十日町市バイオマス活用推進計画(十日町市バイオマス産業都市構想)

この計画は、低炭素社会の実現に向け、バイオマスの着実な活用を推進するために、これまでの「十日町市バイオマスタウン構想」(平成 21 年 2 月公表)をさらに発展させ、「十日町市バイオマス産業都市構想」を策定し、平成 28 年 10 月に国から「バイオマス産業都市」として認定を受けました。これに伴い、バイオマス活用推進基本法第 21 条第 2 項に規定する「市町村バイオマス活用推進計画」として位置づけ、「十日町市バイオマス活用推進計画」として策定したものです。この計画に基づき、バイオマスの利用促進を図っていきます。

(7)十日町市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

平成 28 年度には、第二次十日町市環境基本計画における地球温暖化対策に関する分野についての具体的な取組を示す行動プランとして位置づけ、市民・事業者・市が一体となり、地域をあげて地球温暖化対策(温室効果ガス排出量抑制)を推進していくことを目的とした「十日町市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」を策定し、この計画に基づき地球温暖化対策に取り組んでいます。

基準年度を平成 25 年度とし、十日町市全域から排出された温室効果ガス 333.6 千 t の二酸化炭素 (CO₂)を平成 37 年度末までに 43%削減することを目標としています。

(8)再生可能エネルギー活用設備の普及

再生可能エネルギーの導入は、石油などの化石燃料の消費を減らし、二酸化炭素の発生を抑えることができます。

再生可能エネルギーの活用による、地球温暖化対策を推進するため、住宅に自然エネルギーを利用した機器及び設備を設置する経費の一部を補助しています。

平成 20 年度からは、木質ペレットストーブ購入費補助事業を、平成 22 年度からは、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を設けています。また、平成 26 年度からは地中熱利用システム設置補助を追加し、平成 30 年度からは木質ペレットストーブに薪ストーブも対象として追加しました。

また、住宅への設備導入支援と併せて、公共的な施設についても、太陽光発電設備、木質バイオマス活用設備、地中熱利用設備等を積極的に導入しています。市民と行政が一体となって再生可能エネルギーを活用し、CO₂ 削減と循環型社会の実現を目指します。

表3-1 再生可能エネルギー活用促進補助事業実績(カッコ内は前年度の数値)

区分	補助件数(件)	補助金額(円)	補助率
太陽光発電	6 (8)	3,550,000 (4,800,000)	1kw 当たり 15 万円 限度額 60 万円
木質バイオマス ストーブ等	12 (6)	1,785,000 (900,000)	設置経費の 1/3 限度額 15 万円
地中熱利用	2 (1)	1,600,000 (800,000)	設置経費の 1/3 限度額 80 万円

表3-2 公共施設への再生可能エネルギー活用設備導入実績

年度	設置場所	設備種別	数量
H21 年度	市役所他 8 か所	ペレットストーブ	16 台
	西保育園	ペレットストーブ	1 台
	千手温泉千年の湯	温泉熱利用ヒートポンプ	2 基
H22 年度	湯処よーへり	ペレットストーブ	2 台
	ミオンなかさと	ペレットストーブ	2 台
	上野保育園	地中熱ヒートポンプ	一式
H24 年度	水沢保育園他 5 か所	ペレットストーブ	6 台
	十日町小学校	太陽光発電システム	一式
H25 年度	下条小学校	太陽光発電システム	一式
	松代小学校	太陽光発電システム	一式
	中里体育館	太陽光発電システム	一式
	ゆくら妻有	温泉熱利用ヒートポンプ	1 基
H27 年度	下条温泉みよしの湯	ペレットボイラー	1 台
		バイナリー発電機	1 台
	消防本部庁舎	地中熱利用ヒートポンプ	一式
		太陽光発電システム	一式
H28 年度	市役所 松之山支所	ペレットボイラー	1 台
		バイナリー発電機	1 台
H29 年度	きらきら西保育園	下水熱利用ヒートポンプ	一式
	越後妻有文化ホール段十ろう	太陽光発電	一式

(9)エコポイント事業

平成 22 年 7 月から、エコ活動に楽しく参加できる十日町市エコポイント事業を開始しました。エコポイントは、スーパー等でレジ袋を断る(1P)、使用済み天ぷら油を回収場所に出す(2～3P)、職場でノーマイカーデーに取り組む(3P)、環境学習やボランティア活動に参加する(5P)などで付与されます。

エコポイントカード(1 枚 20P)は、集めた枚数に応じてトイレトペーパーやバイオマスプラスチック製ごみ袋などのエコ商品と交換できます。

表3-3 十日町エコポイント事業実績(カッコ内は前年度の数値)

交換商品名 (カードの必要枚数)	延べ利用人数	延べ交換枚数	備 考(交換品の内容)
トイレトペーパー(1)	4,505(4,906)	12,655(13,026)	トイレトペーパー2 個入り
バイオマス プラスチック製ごみ袋(3)	15,390(16,741)	72,924(77,262)	大 5 枚、中 6 枚、小 10 枚 いずれか 1 袋
ペレット燃料(5)	21(20)	250(380)	10kg 入り 1 袋
温泉入浴券(利用施設の 料金に応じた枚数)	3,154(3,287)	18,815(17,957)	カード 1 枚 100 円換算
廃油せっけん(1)	72(99)	136(162)	固形 1 個または粉末 1 袋
再利用封筒(1)	6(5)	7(6)	長型 3 号または 4 号 10 枚入り
アクリルたわし(1)	21(31)	32(60)	2 個入り
計	23,169(25,089)	104,819(108,853)	

(10)環境保全協定

企業の操業に伴う公害を防止し、市民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、環境保全協定(公害防止協定)を締結しています。締結事業所数は、12 事業所となっています。

表3-4 協定締結事業所数

業 種	事業所数(十日町地域)	事業所数(川西地域)	計
建設	-	-	
ゴム・皮革	2	-	2
産業廃棄物処理・処分場	6	1	7
ゴルフ場	2	-	2
その他(有機センター)	-	1	1
計	10	2	12

※中里・松代・松之山地域はありません。

(11)新潟県環境保全資金貸付制度

旧十日町市では、公害防止施設等改善資金貸付事業を行ってきましたが 17 年度に廃止し、県の融資制度の利用を勧めています。

この制度は、中小事業者が公害を除去し、または防止するための施設改善もしくは工場、事業場の移転に必要な資金を低利で貸し付けるもので、工場、事業場における公害対策を促進することにより、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的としています。

アスベストの除去や省エネ施設の設置、低公害車の導入などにも利用できます。

2 環境美化

(1)環境美化運動

十日町地域では、平成 9 年度から毎年 4 月 29 日の「昭和の日」に、十日町クリーン作戦を実施しています。

市内のさまざまな団体(約 30 団体)の協力を得ながら、信濃川河川敷をメイン会場として、600 人規模での大清掃を行っています。また、同日、多くの地域でも清掃活動を行っています。

表3-5 クリーン作戦でのごみの回収（十日町地域）

（単位：人、kg）

年度	参加人数	燃やすごみ	埋立てごみ	資源物	回収量計
H25 年度	1,200	1,400	600	1,000	3,000
H26 年度	1,250	1,490	400	260	2,150
H27 年度	1,150	1,450	420	250	2,120
H28 年度	950	1,060	470	220	1,750
H29 年度	1,000	1,300	400	210	1,910

表3-6 他地域の環境美化運動

（単位：人、kg）

地域	実施日	実施場所	参加団体	参加人員	回収量
川 西	4月 29 日 ほか	国道 252 号ほか	環境衛生推進員ほか	103	423
中 里	4月 29 日 ほか	中里地域一円	中里地域住民、環境衛生推進協議会役員ほか	1,176	1,480
松 代	4月 29 日 ほか	国道 253 号ほか	松代地域住民、環境衛生推進員ほか	155	310
松之山	4月 29 日 ほか	松之山地域一円	環境衛生推進員ほか	1,000	800

(2)環境パトロール

当市は、十日町市環境衛生推進協議会と共同で、環境パトロールを年 2～3 回行っています。

これは、河川や過去に不法投棄があった箇所、パーキングエリアなどをパトロールして、不法投棄の発見、看板の設置やごみの回収などを行っているものです。

また、希望者には、ごみの不法投棄禁止看板やポイ捨て禁止看板を配布しています。

(3)ごみ集積庫設置補助事業

当市では、クリーンステーションにごみ集積庫を設置する町内に対し、事業費の補助を行っています。平成 23 年度までは、新規も更新も補助額の上限は 7 万円でしたが、平成 24 年度から新規は上限 7 万円、更新は上限 5 万円となりました。

また、十日町市環境衛生推進協議会十日町分会、川西分会、松代分会では、既存のごみ集積庫を修繕する町内に対して、上限 2 万円の補助を行っています。

表3-7 過去5年間のごみ集積庫補助実績

(単位:基、円)

年 度	設置町内数		設置基数	事業費	補助金
H25 年度	新規	5	5	1,073,500	350,000
	更新	8	8	1,328,919	390,000
	修繕	17	20	1,660,352	332,000
H26 年度	新規	3	3	707,926	209,000
	更新	7	7	1,852,161	350,000
	修繕	15	17	1,614,413	328,000
H27 年度	新規	4	4	976,297	275,000
	更新	10	10	2,296,590	494,000
	修繕	23	23	2,146,686	427,000
H28 年度	新規	4	4	756,256	280,000
	更新	9	9	1,543,935	447,000
	修繕	12	19	1,783,132	353,000
H29 年度	新規	7	7	1,592,708	450,000
	更新	6	6	1,170,680	300,000
	修繕	13	19	1,546,867	365,000

※修繕は十日町分会、川西分会、松代分会の合計値

(4)消毒機貸出事業、側溝蓋上げ機貸出事業

十日町地域においては、環境の美化と衛生保持の観点から、側溝蓋上げ機(1台)の貸し出しを無償で行っています。

川西地域においては、煙霧消毒機(四兼機)5 台を町内等に貸し出ししています。平成 29 年度は1町内等の利用がありました。

3 ごみ減量とリサイクル

(1) 生ごみ処理容器購入費補助事業

当市では、ごみの減量化を図るため、十日町市に住所を有する者を対象として、生ごみ処理容器を購入する場合の補助制度を設けています。対象とする処理容器は、コンポスト型、密閉式、電動式、その他の処理容器の4種類です。

表3-8 補助金の概要

区 分	補助率	限度額	主な種類
購入価格が1万円以下の場合	2分の1	3,000円	・コンポスト ・密閉式
購入価格が1万円を超える場合	3分の1	30,000円	・電動式

表3-9 補助金交付実績

(単位:円)

年 度	コンポスト等		電 動 式	
	個 数	補助金額	個 数	補助金額
H25 年度	16	36,500	7	137,600
H26 年度	14	33,500	5	122,500
H27 年度	14	28,800	8	198,400
H28 年度	17	69,400	9	184,300
H29 年度	23	55,200	3	81,600

(注)H29 年度末で事業終了しました

(2) 廃食用油回収事業

平成19年9月から、一般家庭で不用となった天ぷら油などの廃食用油を回収し、軽油の代替燃料となるBDF(バイオディーゼル燃料)に再利用する事業がスタートしました。

現在、市内22箇所のガソリンスタンドと11箇所の公共施設で一般家庭の廃食用油の拠点回収が行われています。また、市内の小中学校や保育園の給食施設の廃食用油はBDF製造事業者が回収しています。

BDFは、軽油と比べ二酸化炭素や黒鉛の排出が少なく、酸性雨の原因とされる硫黄酸化物もほとんど発生しない身体と地球にやさしいリサイクル燃料です。

平成29年度の廃食用油の回収量は、一般家庭7,580リットル、給食施設8,860リットルでした。

また、市ではワゴン車1台、マイクロバス2台で、BDF燃料2,438リットルを使用しました。

(3) イベントごみの減量

イベントや祭りは楽しい反面、大量のごみが発生し、環境へ大きな負荷がかかります。

当市では、NPO法人なかまたちが、市内で開催される行事や祭りにおいて、リユース食器の利用や、マイ箸・マイお碗の持参などに取り組んでいます。

(4) 生ごみの堆肥化

川西地域では、平成 17 年 7 月から各家庭、給食センター、保育園の生ごみや有機未利用資源(きのこ廃菌床、粃殻、発酵豚糞)を収集し、堆肥化しています。

これは、バイオマス利活用フロンティア整備事業(農林水産省の補助事業)を活用して建設された川西有機センター(委託先:川西有機センター管理組合)で行っているもので、堆肥散布は、バラ堆肥をフレコンパックに入れ、ほ場に運搬、機械で散布しています。袋詰め堆肥(15kg)は「ニューエコっぺ」という名で販売しています。

表3-10 川西有機センター搬入・生産実績

(単位:t)

年度	搬 入 量				堆肥 生産量	堆肥販売量			
	生ごみ	きのこ 廃菌床	発酵 豚糞	計		袋詰め	バラ堆肥	生産 組織	計
H25 年度	432	1,090	849	2,371	676	70	115	425	610
H26 年度	439	1,172	812	2,423	713	63	101	489	653
H27 年度	443	1,024	871	2,338	678	81	121	383	585
H28 年度	409	846	777	2,032	550	79	107	376	562
H29 年度	394	852	791	2,037	552	93	88	375	556

4 環境保全啓発

(1) 環境フェアの開催

住民参加型で環境保全に取り組む社会づくりを目指して、環境保全の重要性を認識するとともに環境問題への意識向上を図ることを目的として、6月4日に第 18 回十日町市環境フェアを開催しました。

環境に優しいペレットストーブなどの製品やリサイクル品、エコ商品などの展示販売等のほか、エコポイント商品特設交換所の設置や古着回収などにも取り組みました。

(会場:キナーレ、来場者数約 1,200 人)

(2) 環境講演会の開催

環境への意識を高めることを目的として、年 1 回開催しています。

第 17 回となる平成 29 年度は、平成 28 年度に引続き、当市と包括的連携協定を締結している長岡技術科学大学から「技術開発懇談会」開催の申し出があったことから、上記の環境フェアと同日に、一般市民向けの講演会としてクロスステンで開催しました。

機械創造工学専攻の山岸郷志助教を講師に迎え、「もみ殻を活かして、より豊かな地域へ」と題して、新たな地域資源としてもみ殻の持つ可能性についてお話をいただきました。

講演後は、参加者と熱心な質疑応答が行われ、非常に有意義な講演会となりました。

表3-11 環境講演会実績

開催日	講 師	演 題	会 場 (来場者数)
H25. 5. 8	ケンジ・ステファン・スズキ	自然エネルギーについて考えよう	千手中央コミュニティセンター(200 人)
H26. 5. 20	木 村 幸 弘	紙おむつのゴミを地球を救う燃料へ	情報館(80 人)
H27. 10. 27	岡 部 達 平	こどもたちの声から生まれたエコ ～体操服、ごみ箱に捨てずにリサイクルへ～	情報館(16 人)
H28. 6. 5	姫 野 修 司	これだけ採れる・使える下水熱、まだまだ作れるバイオマスエネルギー	クロステン(80 人)
H29. 6. 4	山 岸 郷 志	もみ殻を活かして、より豊かな地域へ	クロステン(80 人)

(3)「森の学校」キョロロ

十日町市立里山科学館 越後松之山「森の学校」キョロロは、雪の影響を強く受けた里山(雪里)の生物多様性やその恵みを活かした伝統文化を、地域住民をはじめ大学や企業など様々な主体と調査研究を進めながら、その成果を十日町市の里山の魅力や不思議として楽しく体験できる自然科学館です。合併前の平成 15 年に開館し、博物館活動に「等身大の科学」「住民皆科学者」「地域全体博物館」を掲げ、博物館を活用した地域の発信、協働の地域づくりを目指しています。

館に隣接する約 80ha の自然観察フィールドには、ブナ林、スギ林、草地や水辺など多様な環境が広がり、調査研究フィールドや様々な体験プログラムを提供する場ともなっています。自然科学分野の博士号を持つ学芸スタッフ(学芸員、研究員)が市民らと協働して得られた研究成果は、企画展の開催、里山学会をはじめとした講演会、体験ツアーガイドの育成、産官学が連携したブナを活かした新製品の開発などに活かされ、地域に根ざした博物館活動を実践しています。

平成 27 年度には、日本自然保護大賞(教育普及部門)を受賞し、平成 29 年度には経団連自然保護協議会より「生物多様性の本箱-みんなが生きものにつながる 100 冊-」の寄贈を受けるなど、地域の自然環境を活かした中山間地の地域づくりのモデルとしても注目されています。

5 地球温暖化対策

(1)啓発活動

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題となっています。当市ホームページ内においても「地球温暖化」のコーナーを設け、情報発信するとともに、環境フェアや環境講演会などでも積極的に意識啓発を図っています。

また、温暖化による身近な動植物への影響を調べるため、川西支所では、平成 12 年から桜の開花調査を行っています。

表3-12 桜の開花日(千手小学校校庭 樹木番号 12-1237)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
川 西	4/23	4/23	4/17	4/14	4/17	4/20	4/ 6	4/18
東 京	3/22	3/28	3/31	3/16	3/25	3/23	3/21	3/21

※東京は気象庁HPより

(2) 市役所の取組(十日町市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】)

平成 28 年度には、「第 3 期 十日町市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を策定し、この計画に基づき市役所(一事業者)としての地球温暖化対策に取り組んでいます。

市役所は、大規模な事業者であり、事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することで、市内の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与するとともに、事務経費削減にもつながります。また、行政の率先的な取組によって市民・事業者の自主的かつ積極的な取組の促進を図ることも目的としています。

基準年度としている平成 25 年度において、市役所の事務・事業によって排出された温室効果ガス 24,976t-CO₂ の二酸化炭素(CO₂)を平成 32 年度末までに 12%削減することを目標としています。

平成 29 年度の二酸化炭素排出量は、22,294t-CO₂ となり、基準年としている平成 25 年度と比較して 2,682t-CO₂(約 10.7%)の削減となりました。

(注)平成 29 年度実績の「電気事業者別排出係数(政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用)環境省・経済産業省公表」は、平成 30 年 12 月中下旬となることから、現時点では「当該排出係数-平成 28 年度実績-H29.12.22 環境省・経済産業省公表」の値を使用し、算定しています。

(3) 次世代自動車充電インフラ整備促進事業

電気自動車は、走行中に二酸化炭素などの温暖化効果ガス・大気汚染物質等の排出をしないため、環境に優しい車とされています。当市では、地球温暖化対策の一環として、電気自動車の充電に必要な急速充電器を市内 2 カ所に設置し、平成 26 年 11 月 20 日に通電式を開催し、充電サービスを開始しました。

設置した急速充電器は、およそ 30 分で充電できます。さらには蓄電池内蔵型で、災害時には非常用電源としても活用できます。

表3-13 急速充電器利用実績(カッコ内は前年度の数値)

設置箇所	利用回数(回)	維持管理経費(円)	維持管理経費内訳
ユ ー モ ー ル	704 (558)	926,213 (891,341)	電気料、保守点検委託料 通信費、火災保険料
道の駅まつだい ふるさと会館	262 (278)	861,967 (851,503)	
計	966 (836)	1,788,180 (1,742,844)	左記内訳: 支援金 1,005,575 円 一般財源 782,605 円

(4) 二酸化炭素(CO₂)削減事業

十日町市と市内中小企業がバイオマスエネルギー等の導入により削減した二酸化炭素をJ-クレジット制度により、排出量取引を活用した地球温暖化対策を実施しています。

排出量取引は、環境配慮に熱心なソニー株式会社と行っています。

表3-14 二酸化炭素削減実績

クレジット対象期間	事業主体	二酸化炭素削減量	総事業費
平成 27 年 1 月 1 日～ 平成 29 年 9 月 30 日	ゆきぐに森林組合	1,118t-CO ₂	1,207,440 円

6 当間高原リゾート環境監視委員会

(1) 当間高原リゾート環境監視委員会

珠川地内でのリゾート開発及び事業活動による公害を未然に防止するため、当間高原リゾート環境監視委員会が監視を行っています。委員会は、3 月の水質検査の結果が確定した年度末に開催しています。

(2) 環境監視委員会による水質検査結果

当間高原リゾート環境監視委員会では、委員の立会いのもと、年 6 回、当間高原リゾートエリア及びその下流に位置する集落で農薬項目と一般項目である BOD などの水質検査を実施しています。

表3-15 水質検査結果

検査地点		検査項目	検査回数	検査項目数 (農薬成分数)	検査結果
調整池	A-2 調整池	一般	1	4	すべて監視(管理)基準値以下であった。
		農薬	5	(3)	〃
	I-1 調整池	一般	1	4	〃
		農薬	5	(3)	〃
	第 4 調整池	一般	1	4	〃
		農薬	5	(3)	〃
河川	当間川 下流	一般	2	11	〃
		農薬	2	(12)	〃
	水沢川	一般	2	11	大腸菌群数の水質目標値の範囲外が 1 回あった。
		農薬	2	(12)	すべて監視(管理)基準値以下であった。
	市の沢川	一般	2	11	大腸菌群数の水質目標値の範囲外が 1 回あった。
		農薬	2	(12)	すべて監視(管理)基準値以下であった。
地下水	水沢水源	一般	1	13	〃
		農薬	4	(12)	〃
	馬場水源	一般	1	13	〃
		農薬	4	(12)	〃
	珠川地内 井戸	一般	1	13	一般細菌の水質目標値の範囲外が 1 回あった。
		農薬	4	(3)	すべて監視(管理)基準値以下であった。
	リゾート内 調査水源	一般	1	13	大腸菌の水質目標値の範囲外が1回、水素イオン濃度の水質目標値の範囲外が1回あった。
		農薬	4	(3)	すべて監視(管理)基準値以下であった。

第4章 動物の保護と管理

1 犬の登録及び狂犬病予防注射

当市では4月と5月に狂犬病の予防定期集合注射を行っており、新規登録申請はその会場で受け付けています。集合注射終了後は、市が登録と注射業務を委託した動物病院で行うことになります。

表4-1 犬の登録数、新規登録及び狂犬病予防注射件数

	犬の登録数	犬の新規登録		狂犬病予防注射	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)
H25 年度	2,138	141	423,000	2,082(1,668)	1,145,100
H26 年度	2,086	113	339,000	2,042(1,509)	1,123,100
H27 年度	2,041	127	381,000	1,974(1,427)	1,085,700
H28 年度	1,962	101	303,000	1,898(1,360)	1,043,900
H29 年度	1,878	85	252,000	1,787(1,292)	982,850

※()は、定期集合注射会場での注射件数

2 動物とのふれあい事業

平成 29 年 10 月 1 日、珠川地内ベルナティオ特設芝生広場において「2017 わんわん運動会 in ベルナティオ」、「2017 動物愛護推進大会 in とおかまち」を開催しました。

このイベントは、毎年 9 月 20 日から 26 日までの動物愛護週間にちなんだ行事で、「動物を愛護する」、「適正な飼育についての関心・理解を深める」、「他の生命を認め尊ぶ」ことの普及啓発を目的としています。当日は晴天に恵まれ、大勢の参加者が長寿犬・猫飼養者の表彰、愛犬とのゲームなど動物とのふれあいを楽しみました。

3 有害鳥獣の捕獲許可

日本の野生動物は、むやみに捕獲したり殺したりすることは鳥獣保護法により禁止されています。ただし、農作物に被害を与える場合や生活環境等を著しく悪化させる場合は、市(県)に申請することにより許可される場合があります。平成 29 年度の捕獲許可件数は 10 件となっています。

資 料 編

◆条例・規則・要綱等

- ・十日町市住みよい環境づくり条例……………(P2)
- ・十日町市住みよい環境づくり条例施行規則……………(P7)
- ・十日町市廃棄物の処理及び清掃に関する条例……………(P8)
- ・十日町市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則……………(P13)
- ・十日町市当間高原リゾート環境監視委員会条例……………(P16)
- ・十日町市川西有機センター条例……………(P17)
- ・十日町市川西有機資源循環推進協議会規則……………(P19)
- ・十日町市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱……………(P21)
- ・十日町市再生可能エネルギー活用促進費補助金交付要綱……………(P23)
- ・十日町市ごみ集積庫設置事業補助金交付要綱……………(P26)
- ・十日町市エコポイント事業実施要綱……………(P28)
- ・十日町市畜産悪臭改善対策事業補助金交付要綱……………(P30)

◆環境基準・規制基準等

- ・生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く))……………(P32)
- ・人の健康の保護に関する環境基準……………(P33)
- ・土壌の汚染に係る環境基準……………(P33)
- ・ダイオキシン類に係る環境基準……………(P34)
- ・有害物質に係る排水基準(全国一律排出基準)……………(P34)
- ・騒音に係る環境基準及び騒音・振動・悪臭規制基準……………(P34)

◆地域指定図等

- ・騒音に係る環境基準の地域類型指定図……………(P40)
- ・騒音規制法地域指定図……………(P42)
- ・振動規制法地域指定図……………(P44)
- ・悪臭防止法規制地域図……………(P46)

◆用語の解説……………(P50)

(条例・規則・要綱等)

十日町市住みよい環境づくり条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 176 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全

第 1 節 施策の基本方針(第 7 条)

第 2 節 資源の循環的利用の促進(第 8 条)

第 3 節 環境の美化(第 9 条—第 12 条)

第 4 節 環境の保全に関する教育及び活動に対する支援(第 13 条—第 15 条)

第 5 節 地球環境保全(第 16 条)

第 6 節 公害の防止(第 17 条・第 18 条)

第 7 節 環境保全協定の締結(第 19 条)

第 8 節 環境保全のための調査指導等(第 20 条・第 21 条)

第 3 章 審議会(第 22 条—第 30 条)

第 4 章 雑則(第 31 条・第 32 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、現在及び将来にわたり、市民の健康で文化的な生活の基盤である緑豊かで潤いと安らぎのある環境の維持及び向上を図るため、市及び市民又は事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全について基本的な事項を定め、市民の自覚と参加の下にこれを総合的に推進し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原

因となるおそれのあるものをいう。

- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水、動植物及び景観をいう。
- (4) 生活環境 人の健康と生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境も含む。
- (5) 所有者等 所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 市民等 市民、旅行者その他の滞在者をいう。
- (7) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (8) 空き缶その他の廃棄物 空き缶、空き瓶等の包装容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかすその他の廃棄物をいう。
- (9) 公共の場所等 道路、河川、水路、公園、広場その他公共の用に供する場所及び他人の所有し、占有し、又は管理する場所をいう。

(環境の保全に関する基本理念)

- 第3条 環境の保全は、すべての者が互いの人権を尊重することを基本におきながら、緑豊かで潤いと安らぎのある環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持及び回復するとともに、自然と人との豊かな触れ合いを保つことにより、自然と人との共生を確保するように、適切に行われなければならない。
 - 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境にやさしい循環を基調とする社会を構築することを目的として、行われなければならない。
 - 4 環境の美化及び清潔の保持は、すべての者が自発的な取組みによって行われなければならない。
 - 5 地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全を図るため、必要な施策を策定し実施することにより、緑豊かで潤いと安らぎのある環境が創造されるように努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために、自らの責任と負担において必要な措置を講ずる責務を有するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、公害その他自然環境又は市民の生活環境に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、速やかに誠意をもってその解決に努めなければならない。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境施策に積極的に協力しなければならない。

(市民等の責務)

- 第6条 市民等は、基本理念にのっとり、日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら進んで努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全

第1節 施策の基本方針

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、十日町市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 環境の保全等に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定及び変更に当たっては、市民等の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、十日町市住みよい環境づくり審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画の策定及び変更をしたときは、速やかにこれを公表するものとする。

第2節 資源の循環的利用の推進

第8条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

第3節 環境の美化

(緑化の推進)

第9条 市は、緑豊かで潤いと安らぎのある環境を創造するために、その管理する公園、道路その他の公共施設において樹木及び花きの植栽に努めるとともに、市民及び事業者に対しては緑化に関する意識の高揚を促すものとする。

(空き缶その他の廃棄物散乱防止)

第10条 市民等は、公共の場所等にみだりに空き缶その他の廃棄物を捨ててはならない。

2 市は、公共の場所等において空き缶その他の廃棄物が散乱することを防止するための施策を策定し、実施するように努めなければならない。

3 容器に収納する飲食料を販売する者は、空き缶その他の廃棄物の散乱防止のために消費者に対する啓発に努めるとともに、前項の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

4 市民等は、第2項の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

(回収容器の設置、管理)

第11条 容器に収納する飲食料を自動販売機により販売する者は、空き缶その他の廃棄物が散乱しないよう回収容器を設置し、適正な管理を行う等必要な措置を講じなければならない。

(清潔の保持)

第12条 土地及び建物の所有者等は、当該土地及び建物を適正に管理し、生活環境の美化及び清潔の保持に努めなければならない。

2 市民等は、犬及びその他の動物を飼養する場合は、公共の場所等を汚すことのないように、適切な措置を講じ清潔の保持に努めなければならない。

3 市民等は、前2項に定めるもののほか、生活環境の美化及び清潔の保持に努めなければならない。

第4節 環境の保全に関する教育及び活動に対する支援

(環境教育の推進)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるため、次の施策を実施するものとする。

- (1) 環境教育の推進
- (2) 環境に関する学習活動の支援
- (3) 環境に関する広報活動
- (4) 前3号に定めるもののほか、環境教育のために必要な施策

(環境の保全活動に対する支援)

第 14 条 市は、市民、事業者及び団体が自発的に行う緑化推進活動、再生資源に係る回収活動その他の緑豊かで潤いと安らぎのある環境づくりに関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 15 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第 5 節 地球環境保全

第 16 条 市は、地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境に資する施策を積極的に推進するものとする。

第 6 節 公害の防止

(公害防止対策)

第 17 条 市は、市民の生活環境を保全するため、公害防止に関する総合的かつ計画的な施策を講じなければならない。

2 市は、事業者が事業活動によって公害を発生させることのないように、適切な指導を行わなければならない。

(体制整備)

第 18 条 市は、公害の状況把握及び公害の防止に必要な監視、測定及び検査のための体制整備に努めるものとする。

2 市は、公害の処理に関する体制を整備し、公害が発生した場合には、県及び他の行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。

第 7 節 環境保全協定の締結

第 19 条 市長は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要があると認めたときは、事業者と協定を締結することができる。

2 事業者は、前項の規定により協定の締結を求められたときは、これに応じなければならない。

第 8 節 環境保全のための調査指導等

(立入調査)

第 20 条 市長は、前 3 条の規定の施行に必要な限度において職員をして、土地、施設又は事業所等に立入調査させることができる。

2 土地、施設又は事業所等の所有者は、正当な理由がない限り前項の立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

3 第 1 項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第 21 条 市長は、環境の保全上特に必要と認めるときは、必要な指導又は勧告をすることができる。

2 市長は、前項の勧告に従わない場合には、これを公表することができる。

第 3 章 審議会

(審議会の設置)

第 22 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、十日町市住みよい環境づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、環境保全に関する事項について調査審議する。また、これらの事項について市長に建議することができる。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公共団体及び公共的団体の職員
- (4) 民間関係団体の職員

(任期)

第 24 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 25 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 27 条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第 28 条 審議会は、議事に関係ある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門調査員)

第 29 条 審議会に専門的事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、環境エネルギー部において処理する。

(平 22 条例 5・一部改正)

第 4 章 雑則

(補則)

第 31 条 審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 32 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 17 日条例第 5 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日条例第 35 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

十日町市住みよい環境づくり条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日
規則第 131 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、十日町市住みよい環境づくり条例(平成 17 年十日町市条例第 176 号。以下「条例」という。)の施行に必要な事項を定めるものとする。

(協定の締結内容)

第 2 条 条例第 19 条第 1 項に定める協定の締結内容は、次のとおりとする。

- (1) 公害防止対策に関する事項
- (2) 環境の保全に関する事項
- (3) 事故発生時の措置に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(審議会への協議)

第 3 条 市長は、前条の協定の締結に当たり必要と認める場合は、条例第 22 条に定める十日町市住みよい環境づくり審議会に協議するものとする。

(勧告書)

第 4 条 条例第 21 条第 1 項の規定による勧告は、別記様式により行うものとする。

(公表の方法)

第 5 条 条例第 21 条第 2 項の規定による公表は、次に掲げる事項について市揭示板に掲示して行うものとする。

- (1) 勧告に従わない者の住所及び氏名並びに法人にあつては、代表者の氏名
- (2) 勧告の内容

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の十日町市住みよい環境づくり条例施行規則(平成 9 年十日町市規則第 12 号)又は川西町快適で美しい環境づくり条例施行規則(平成 9 年川西町規則第 2 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

様式(省略)

十日町市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 169 号

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 廃棄物の減量等(第 7 条—第 10 条)

第 3 章 廃棄物の適正処理(第 11 条—第 19 条)

第 4 章 手数料(第 20 条・第 21 条)

第 5 章 一般廃棄物処理業等(第 22 条—第 24 条)

第 6 章 雑則(第 25 条—第 28 条)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)に基づき、廃棄物の適正処理と排出の抑制及び再利用による廃棄物の減量を促進するとともに、併せて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する廃棄物をいう。
- (3) 特別管理一般廃棄物 法第 2 条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物をいう。
- (4) 産業廃棄物 法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。
- (5) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (6) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (7) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (8) 再利用 活用しなければ不用となるもの若しくは廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。
- (9) 資源物 廃棄物のうち、市が再利用を目的として収集することができるものをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、廃棄物の減量及び適正処理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市は、市民及び事業者に対して、廃棄物の減量及び適正処理並びに生活環境の清潔の保持に関する意識の啓発及び情報の提供に努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量及び適正処理並びに生活環境の清潔の保持を目的とする、市民及び事業者による自主的な活動が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により再利用を促進し、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 市民は、前項に定めるもののほか、廃棄物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量に積極的に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際しては、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

- 第6条 市長は、法第6条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めるとともに、市が行う処理区域等を定め、市民に告知しなければならない。変更が生じたときも、同様とする。

第2章 廃棄物の減量等

(市が行う廃棄物の減量等)

- 第7条 市は、資源物の収集及び市の廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)での資源の回収並びに物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(市民の自主的活動)

- 第8条 市民は、再利用が可能なものの分別を行うとともに、集団で行う資源の回収等再利用を促進するための自主的な活動を実施し、又はその活動に協力するよう努めなければならない。
- 2 市民は、物品の購入に際して、再利用が容易な商品、再生品、簡易な包装の商品等廃棄物の減量及び環境の保全を考慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(事業系廃棄物の減量等)

- 第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用が可能な製品、容器等の開発を行い、再生資源及び再生品の利用に努める等廃棄物の発生を抑制するよう努めなければならない。

(適正包装等)

- 第10条 事業者は、市民が商品の購入に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努め、また、購入者が包装、容器等を不要とし、又はその返却をしようとする場合には、その回収に努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

(家庭系廃棄物の処理)

- 第11条 市長は、第6条に定める一般廃棄物処理計画に従い、生活環境の保全上支障が生じないうちに家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分を行わなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

- 第12条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に収集させ又は運搬させ、若しくは処分させなければならない。
- 2 市は、家庭系廃棄物の処理に支障がないと認める場合は、一般廃棄物処理計画に従って、事業系一般廃棄物の処分を行うことができる。

(収集及び運搬の委託)

第 13 条 市長は、第 6 条に定める一般廃棄物処理計画の範囲内において、一般廃棄物の収集及び運搬を委託することができる。

(市が処理する産業廃棄物)

第 14 条 市は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲において、産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 前項の規定により、市が処理することができる産業廃棄物は、規則で定める。

(家庭系廃棄物の排出方法等)

第 15 条 市民は、自ら処理しない家庭系廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別し、保管し、排出しなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物を排出する場合は、市が定める排出方法を遵守し、所定のごみ集積場(以下「集積場」という。)へ排出しなければならない。

3 前項により、集積場へ排出する方法は、種別ごとに分別し、市が指定するごみ袋(以下「指定袋」という。)に飛散し、又は流出することがないように収納したものでなければならない。また、決められた日時に適切に排出しなければならない。

4 集積場は、あらかじめ市長の承認を受けて、市民が共同で設置するものとし、集積場の清掃を行うことにより、常に清潔に保つよう努めなければならない。

5 市長は、家庭系廃棄物の適切な排出及び清潔の保持を確保するため、当該集積場の利用者に対し適切な啓発及び指導を行うものとする。

(家庭系廃棄物の収集又は運搬の禁止等)

第 16 条 市及び市の委託を受けた者以外の者は、集積場に排出された家庭系廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。
(平 24 条例 42・追加)

(適正処理困難物の指定等)

第 17 条 市長は、一般廃棄物のうち、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、当該処理困難物の処理を適正に行うために必要な協力を求めることができる。

(平 24 条例 42・旧第 16 条繰下)

(排出禁止物)

第 18 条 市民は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 容積又は重量の著しく大きい物
- (6) 特別管理一般廃棄物
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を及ぼすおそれのある物

2 事業者が事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入する場合も、前項と同様とする。

(平 24 条例 42・旧第 17 条繰下)

(処理施設の受入基準)

第 19 条 市民及び事業者(市民及び事業者から廃棄物の運搬の委託を受けた者を含む。)は、処理施設に廃棄物を搬入する場合には、市長が別に定める一般廃棄物処理計画の基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の基準に従わない市民及び事業者に対して、その廃棄物の受入れを拒否することができる。
(平 24 条例 42・旧第 18 条繰下・一部改正)

第4章 手数料

(平20条例57・改称)

(廃棄物処理手数料)

第20条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、次に定める処理手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。

- (1) 収集ごみ手数料(燃やすごみ及び埋立てごみ)
- (2) 自己搬入ごみ手数料(燃やすごみ及び埋立てごみ)
- (3) 小動物の死体処理手数料
- (4) し尿収集手数料

2 前項の手数料の額は、別表第1及び別表第2に定めるところによる。ただし、同項第1号の手数料の額は、その算出した額に消費税相当額を加えた額とする。

3 第1項第4号の手数料の徴収に際し、算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 事業者が第14条の規定に基づき、産業廃棄物を処理施設まで運搬し、一般廃棄物と併せて処分する場合は、法第13条第2項の規定により、処分の費用として第1項第2号に定める手数料を徴収する。

5 第1項及び前項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

(平24条例42・旧第19条繰下)

(手数料の減免)

第21条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、その申請により前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

(平24条例42・旧第20条繰下)

第5章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物処理業の許可)

第22条 法第7条第1項及び第6項の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者(以下「処理業者」という。)は、規則で定めるところにより、市長にその申請をしなければならない。
法第7条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者も、同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請が法第7条第5項各号に適合すると認めるときは、許可証を交付する。

3 前項の一般廃棄物処理業の許可証の有効期限は、交付の日から2年間とする。

(平20条例57・旧第22条繰上、平24条例42・旧第21条繰下)

(運搬器材等の検査)

第23条 処理業者は、運搬器材その他主たる作業用具について、市長の検査を受けなければならない。

(平20条例57・旧第23条繰上、平24条例42・旧第22条繰下)

(一般廃棄物処理業の許可手数料等)

第24条 第22条第1項又は前条の検査を受けようとする者若しくは許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(平20条例57・旧第24条繰上・一部改正、平24条例42・旧第23条繰下・一部改正)

第6章 雑則

(報告等)

第25条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他関係者に対し、廃棄物の減量及び適正処理に関し、必要な報告を求め、又は指示することができる。

(平20条例57・旧第25条繰上、平24条例42・旧第24条繰下)

(立入検査)

第26条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、

職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正処理に関し、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を明らかにする証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合は、これを提示しなければならない。

(平 20 条例 57・旧第 26 条繰上、平 24 条例 42・旧第 25 条繰下)

(技術管理者の資格)

- 第 27 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 17 条第 1 項に定める資格とする。

(平 24 条例 42・追加)

(委任)

- 第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 20 条例 57・旧第 27 条繰上、平 24 条例 42・旧第 26 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、解散前の十日町地域衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 11 年十日町地域衛生施設組合条例第 26 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(適用区域の特例)

- 3 この条例の施行にかかわらず、合併前の中里村及び松之山町に係る区域については、適用しない。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日条例第 12 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 12 月 15 日条例第 57 号)

この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 19 日条例第 13 号)

この条例は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 26 日条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 12 月 17 日条例第 54 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(省略)

十日町市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日
規則第 125 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、十日町市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 17 年十日町市条例第 169 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市が処理する事業系一般廃棄物の排出方法)

第 2 条 事業者は、条例第 12 条第 2 項の規定により、市が事業系一般廃棄物の処分を行う場合において事業系一般廃棄物を排出しようとするときは、当該事業系一般廃棄物を市が定める廃棄物の区分に従い分別し、市が定める一般廃棄物処理計画(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 6 条に規定する一般廃棄物処理計画をいう。)に従わなければならない。

(市が処理する産業廃棄物)

第 3 条 法第 11 条第 2 項及び条例第 14 条第 2 項において規定する規則で定める産業廃棄物は、市の一般廃棄物処理計画区域内において生じた産業廃棄物(有毒性、危険性若しくは引火性のあるもの又は著しく悪臭を伴うものを除く。)で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「施行令」という。)第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当するもののうち、一般廃棄物と合わせて処理することが容易であり、その性状が処理施設に影響を及ぼさないもので、かつ、その量が一般廃棄物の処理に支障を及ぼさない程度のものその他特に市長が認めるものとする。

(指定袋の種類及び規格)

第 4 条 条例第 15 条第 3 項の指定袋の種類及び規格は、別表のとおりとする。

(家庭系廃棄物の収集又は運搬の禁止の命令)

第 5 条 条例第 16 条第 2 項の規定による命令は、収集運搬禁止命令書(様式第 1 号)により行うものとする。

(平 24 規則 37・追加)

(処理施設の受入れ基準)

第 6 条 条例第 19 条第 1 項に規定する市長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 搬入する廃棄物が市の一般廃棄物処理計画で定める区域内で発生した廃棄物であること。
- (2) 一般廃棄物処理計画で定める排出禁止物を除去してあること。
- (3) 燃やすごみ、埋め立てるごみ等に適正に分別し、処理施設に搬入するものであること。
- (4) 焼却等の処理が困難な形状、寸法又は量のものでないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の処理施設において、設備又は処理業務に支障を生じさせないものであること。

2 前項に規定するもののほか、市の処理施設における廃棄物の受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 24 規則 37・旧第 5 条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料の徴収方法)

第7条 条例第20条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)及び同条第4項に規定する産業廃棄物処分費用の徴収方法は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物処理手数料

- ア 収集ごみ処理手数料 指定袋を販売するときに、販売数に応じて徴収するものとする。
- イ 自己搬入ごみ処理手数料 市が管理する処理施設に搬入した際に、その重量に応じて徴収するものとする。ただし、市長が許可したときは、納入通知書により徴収することができる。
- ウ 小動物の死体処理手数料 市が管理する処理施設に搬入した際に、その個数に応じて徴収するものとする。
- エ し尿収集手数料 し尿汲取りの量に応じて、納入通知書により徴収するものとする。

(2) 産業廃棄物処分費用 市が管理する処理施設に搬入した際に、その重量に応じて徴収するものとする。

(平19規則28・平20規則12・一部改正、平24規則37・旧第6条繰下・一部改正)

(廃棄物処理手数料の免除申請)

第8条 条例第21条の規定により手数料の全部又は一部の免除を受けようとするものは、廃棄物処理手数料減免申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、災害等の場合で特に市長が認めたときは、この限りでない。

(平24規則37・旧第7条繰下・一部改正)

(指定袋の販売)

第9条 指定袋の販売は、市内の販売を希望する小売店で行う。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(平24規則37・旧第8条繰下)

(指定袋の返還及び無効の指定袋)

第10条 市長は、販売した指定袋の返還には応じないものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

2 指定袋について、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 著しく汚損し、又は損傷し、表示内容が不明なもの
- (2) 定められた使用方法又は正当な使用と認められないもの

(平24規則37・旧第9条繰下)

(一般廃棄物処理業許可等の申請)

第11条 条例第22条の規定により次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 法第7条第1項の規定による許可 一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第3号)
- (2) 法第7条第6項の規定による許可 一般廃棄物処分業許可申請書(様式第4号)
- (3) 法第7条の2第1項の規定による許可 一般廃棄物処理事業範囲変更許可申請書(様式第5号)

(平20規則36・旧第11条繰上・一部改正、平24規則37・旧第10条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理業等の許可基準)

第12条 市長は、法第7条第5項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条の2及び第2条の4に定める基準に従い、前条各号の許可を行うものとする。

(平20規則36・旧第12条繰上、平24規則37・旧第11条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理業許可証の交付)

第13条 市長は、前条の許可基準に適合し、適当と認める者に対し一般廃棄物処理業許可証(様式第6号。以下「許可証」という。)を交付するものとする。

2 許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)は、許可証を他に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平20規則36・旧第13条繰上、平24規則37・旧第12条繰下・一部改正)

(許可証の再交付)

- 第 14 条 許可業者は、許可証を紛失し、又は破損した場合で、許可証の再交付を受けようとするときは、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。
(平 20 規則 36・旧第 14 条繰上、平 24 規則 37・旧第 13 条繰下・一部改正)

(事業の廃止等の届出)

- 第 15 条 許可業者は、法第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物処理業の事業の全部若しくは一部を廃止しようとするときは、その 30 日前までに一般廃棄物処理業廃止届書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 許可業者は、住所その他省令第 2 条の 6 第 1 項に定める事項及び申請時に添付した記載事項に変更が生じたときは、直ちに一般廃棄物処理業変更届出書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。
(平 20 規則 36・旧第 15 条繰上、平 24 規則 37・旧第 14 条繰下・一部改正)

(許可証の返納)

- 第 16 条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可証を 5 日以内に市長に返納するものとする。
- (1) 一般廃棄物処理業に係る許可証にあっては、その有効期間が満了したとき。
 - (2) 営業許可を取り消されたとき。
 - (3) 営業を廃止したとき。
 - (4) 許可名義人が死亡したとき(法人の代表者の場合を除く。)
- (平 20 規則 36・旧第 16 条繰上、平 24 規則 37・旧第 15 条繰下)

(その他)

- 第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
(平 20 規則 36・旧第 17 条繰上、平 24 規則 37・旧第 16 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、解散前の十日町地域衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成 11 年十日町地域衛生施設組合規則第 18 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 28 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付されているごみ処理手数料券の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日規則第 12 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 26 日規則第 36 号)

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日規則第 18 号)

この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 26 日規則第 37 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(省略)

様式(省略)

十日町市当間高原リゾート環境監視委員会条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 177 号

(設置)

第 1 条 当間高原リゾート開発に係る環境監視を実施するため、十日町市当間高原リゾート環境監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 25 人以内で組織し、次に定める者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 行政機関の職員
- (3) 住みよい環境づくり審議会委員
- (4) 関係集落代表

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長 1 人、副委員長 2 人を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、環境エネルギー部において処理する。
(平 22 条例 5・一部改正)

(委任)

第 7 条 委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 17 日条例第 5 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日条例第 36 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

十日町市川西有機センター条例

平成 17 年 12 月 28 日
条例第 293 号

十日町市川西有機センター条例(平成 17 年十日町市条例第 178 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 未利用有機資源を堆肥化し、環境保全及び継続可能な循環型社会の構築を図るため、十日町市川西有機センター(以下「有機センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 有機センターの名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
川西有機センター	十日町市木落 18 番地 2

(事業)

第 3 条 有機センターは、次の事業を行う。

- (1) 有機センターの管理運営に関すること。
- (2) 堆肥化する原料の搬入に関すること。
- (3) 有機堆肥の製造及び販売に関すること。
- (4) 環境保全型農業の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、有機センターの設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者の指定及び業務)

第 4 条 市長は、有機センターの管理を十日町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年十日町市条例第 80 号)の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 有機センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 堆肥化する原料の搬入に関する業務
- (3) 堆肥の製造及び販売に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、有機センターの管理に関する業務のうち、法令の規定により市長のみが行うことができるとされている権限に係る業務を除く業務

(処理区域及び利用範囲)

第 5 条 有機センターの処理区域及び利用範囲は、原則として十日町市川西支所の所管区域とする。

(利用料金)

第 6 条 有機センターで製造した堆肥又は堆肥の散布を利用しようとする者は、利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

- 3 利用料金は、別表で定める利用料金の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の免除)

- 第7条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、市長と協議のうえ利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(管理運営の指導助言)

- 第8条 市長は、第4条第2項に掲げる業務に関し、必要に応じ指定管理者に指導又は助言するものとする。

(委任)

- 第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(省略)

十日町市川西有機資源循環推進協議会規則

平成 17 年 4 月 1 日
規則第 135 号

(趣旨)

- 第 1 条 この規則は、十日町市附属機関設置条例(平成 17 年十日町市条例第 36 号)第 4 条の規定に基づき、十日町市川西有機資源循環推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、所掌事務及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第 2 条 協議会は、市長の諮問又は必要に応じ、有機資源循環の推進施策について必要な事項を調査し、又は審議する。

(組織)

- 第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 公共団体及び公共的団体の役員又は職員
 - (2) 農業生産組織の役員及び農業者
 - (3) 市民代表
 - (4) 識見を有する者

(任期)

- 第 4 条 委員の任期は、3 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されるとき要件を欠くに至ったときは、その委員は、退任するものとする。

(会長及び副会長)

- 第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 6 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

- 第 7 条 会長が適当と認める者は、協議会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

- 第 8 条 協議会の庶務は、十日町市川西支所地域振興課において処理する。
(平 20 規則 17・平 25 規則 3・一部改正)

(その他)

- 第 9 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(所掌事務の特例)

2 協議会は、合併前の川西町を対象地域とし、所掌事務を行うものとする。

附 則(平成 20 年 4 月 30 日規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の十日町市川西有機資源循環推進協議会規則の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 1 月 15 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

十日町市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱

平成 17 年 4 月 1 日
告示第 150 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、生ごみ処理容器を購入する市民に対し補助金を交付することにより、生ごみの自家処理を促進し、一般家庭から排出される廃棄物の減量化及び資源化を図ることを目的とする。補助金の交付に関しては、十日町市補助金等交付規則(平成 17 年十日町市規則第 64 号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において「生ごみ処理容器」とは、コンポスト容器、密閉式容器、電動式処理機その他市長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付は、次に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 減量又は堆肥化された生ごみを、自己の責任において処理することができる者

(補助金額)

第 4 条 補助金の額は、生ごみ処理容器 1 基につき次のとおりとする。

- (1) 購入価格が 1 万円以下の場合にあつては、2 分の 1 補助で上限は 3,000 円
- (2) 購入価格が 1 万円を超える場合にあつては、3 分の 1 補助で上限は 3 万円
- 2 前項の場合において、補助金の額に 100 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理容器購入費補助金交付申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定及び通知)

第 6 条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により決定したときは、生ごみ処理容器購入費補助金交付・不交付決定(確定)通知書(様式第 2 号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第 7 条 この事業の実績報告は、事業完了後速やかに、生ごみ処理容器購入費補助金実績報告書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 8 条 市長は、前条の生ごみ処理容器購入費補助金実績報告書の提出があつたときは、補助金の額を確定させた後、生ごみ処理容器購入費補助金交付・不交付決定(確定)通知書により通知するものとする。

- 2 補助金の支払は、次条の規定による請求後に行うものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助対象者は、前条第1項の通知を受領後、速やかに生ごみ処理容器購入費補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(維持管理)

第11条 補助金の交付を受けた者は、設置した生ごみ処理容器を常に良好な状態で維持管理するように努めなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の十日町市生ごみ処理容器購入補助事業補助金交付要綱(十日町市制定)、川西町ごみ減量対策事業補助金交付要綱(平成12年川西町告示第15号)、中里村生ごみ処理器設置事業補助金交付要綱(平成5年中里村告示第8号)、松代町一般廃棄物処理容器等購入費補助金交付要綱(平成2年松代町告示第31号)、松之山町ごみ減量化促進事業実施要綱(平成11年松之山町告示第22号)又は松之山町一般廃棄物収集箱購入費補助金交付要綱(平成11年松之山町告示第21号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

様式(省略)

十日町市再生可能エネルギー活用促進費補助金交付要綱

平成 29 年 4 月 1 日
十日町市告示第 26 号

(趣旨)

第1条 この告示は、再生可能エネルギーの活用を図ることで地球温暖化対策を推進することを目的に、住宅に自然エネルギーを利用した機器及び設備(以下「補助対象機器等」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則(平成17年十日町市規則第64号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「住宅」とは、専用住宅及び住宅部分の床面積が2分の1以上ある店舗等併用住宅をいう。

2 別表第1及び別表第2に掲げる補助対象機器等のうち木質バイオマスストーブ等に関し、前項の規定にかかわらず、事業所も「住宅」とみなす。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者(家屋の新築等により市へ転入を予定する者を含む)
- (2) 自己の居住の用(事業者にあつては、自己の事業活動の用)に供するため、市内の既築又は新築住宅に補助対象機器等を設置する者
- (3) 市税に未納がない者
- (4) 市内に従業員が常駐する事務所を有する者に補助対象機器等を施工させ、若しくは販売させた者又は市内の建売住宅供給業者から補助対象機器等を設置した新築住宅を購入した者
- (5) 未使用の補助対象機器等を設置する者
- (6) 自らの所有に属さない住宅において補助対象機器等を設置する場合にあつては、当該住宅の所有者から書面による承諾を得ている者
- (7) 補助金の交付申請をした年度内に補助対象機器等の設置を完了できる者
- (8) 過去に、同様の補助対象機器等の補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が設置する補助対象機器等の本体、附属機器等の購入及び工事に係る経費とし、補助対象機器等は、別表第1に定める要件を満たすものとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、別表第2に掲げる補助対象機器等の区分に応じた額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。

- 2 別表第2に定める補助対象機器等の区分に複数該当する補助対象機器等を設置する場合の補助金の交付額は、当該区分ごとに算定して得た補助額を合算した額とし、100万円を上限とする。
- 3 前項に規定する上限額には、附則第2項各号に掲げる告示の規定により受けた補助金を含むものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、再生可能エネルギー活用促進費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業に要する経費内訳書
- (3) 施工予定請負者が発行する見積書
- (4) 補助対象工事の内容及び補助対象機器等の形状、規格等が分かる資料
- (5) 工事着手前の現況写真
- (6) 第3条第6号に該当する場合にあっては、補助対象機器等を設置する住宅の所有者の承諾書
- (7) 住民票の写し。ただし、市へ転入を予定する者は、第11条の規定により実績報告時に提出するものとする。
- (8) 市税に滞納がないことの証明書
- (9) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額を決定し、その旨を再生可能エネルギー活用促進費補助金交付決定通知書(別記第2号様式の1)又は再生可能エネルギー活用促進費補助金不交付決定通知書(別記第2号様式の2)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(事前着手の禁止)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項に規定する交付決定通知書が交付される前に、補助対象機器等の設置(以下「補助対象事業」という。)に着手してはならない。

(事業内容の変更)

第9条 第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、再生可能エネルギー活用促進費補助金変更交付申請書(別記第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更が適当と認めたときは、これを承認し、その旨を再生可能エネルギー活用促進費補助金変更交付決定通知書(別記第4号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助対象事業の廃止)

第10条 交付決定者は、補助対象事業を廃止しようとするときは、その旨を書面により市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、再生可能エネルギー活用促進費補助金実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る領収書の写し
 - (2) 補助対象機器等及び附属機器等の設置状況を示す写真
 - (3) 前2号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了後1月以内又は当該事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(確定通知)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、再生可能エネルギー活用促進費補助金交付額確定通知書(別記第6号様式)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、再生可能エネルギー活用促進費補助金交付請求書(別記第7号様式)を市長に提出するものとし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第7条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(財産処分の制限等)

第16条 交付決定者は、補助対象事業により取得した設備等を法定耐用年数の期間において、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(協力)

第17条 市長は、必要に応じ、交付決定者に対して、エネルギー使用量の報告、資料の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

補助対象機器等の区分	機器等の要件
太陽光発電	次の全ての要件を満たすもの (1) 住宅の屋根等への設置に適したもの (2) 低圧配電線と逆潮流有で連系したもの
地中熱利用	次の全ての要件を満たすもの (1) 地中熱交換井に熱交換器を挿入し(クローズドループ方式)不凍液等を循環させヒートポンプ等で熱交換を行い冷暖房、給湯、融雪及び凍結防止に利用する設備 (2) 地下水の採取がないもの
木質バイオマスストーブ等	次の全ての要件を満たすもの (1) 木質等のペレット及びチップを燃料とする暖房機又はボイラー (2) 二次燃焼構造を有するもの

(注)補助対象機器等には、中古品及びリースによるものを含まない。

別表第2(第5条関係)

補助対象機器等の区分	補助金の交付額
太陽光発電	発電システムを構成する太陽電池の最大出力(kw表示とし、小数点第3位以下については切り捨てる。)に、1kw当たり15万円を乗じて得た額以内とする。ただし、補助金の額の上限は、60万円とする。
地中熱利用	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、補助金の額の上限は、80万円とする。
木質バイオマスストーブ等	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、補助金の額の上限は、15万円とする。

十日町市ごみ集積庫設置事業補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 10 日
十日町市告示第 31 号

(趣旨)

- 第 1 条 市長は、地域の生活環境の向上に資するため、地域で設置するごみ集積庫に対し、その経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則(平成 17 年規則第 64 号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

- 第 2 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内の町内会又は町内会に準ずる団体で、自らの町内で利用するごみ集積庫を新たに設置又は更新するものとする。

(補助対象事業費)

- 第 3 条 補助金の交付対象となる事業費は、一補助対象事業につき、5 万円を下回らないものとする。

(補助金の額)

- 第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内の額とし、補助対象事業費から他の公的補助金を控除した額の 2 分の 1 以内とし、次に掲げる額を上限とする。

- (1) 補助対象者が管理するごみステーションにごみ集積庫がなく、新たに設置する場合は、7 万円を上限とする。
- (2) 補助対象者が管理する既存のごみ集積庫を老朽化又は移転により更新する場合は、5 万円を上限とする。

- 2 前項の場合において、補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金交付申請)

- 第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ、ごみ集積庫設置事業補助金交付申請書(様式第 1 号)及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の地権者等の承諾書
- (2) 見積書
- (3) 設計図面
- (4) 設置場所の案内図

- 2 同一年度内における第 7 条に規定する補助事業者の申請は、1 回限りとする。

(補助金の交付決定)

- 第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査し、適正と認めた場合は、補助金の交付決定をし、ごみ集積庫設置事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第 7 条 補助事業者(前条の規定により補助金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。)は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了後 30 日以内に、ごみ集積庫設置事業補助金実績報告(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第 8 条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、十日町市ごみ集積庫設置事業補助金交付請求書(様式第 4 号)を市長に提出するものとする。

(集積庫等の利用及び管理)

第 9 条 ごみ集積庫を利用する者は、集積庫及び設置場所周辺の美観並びに環境衛生に配慮し、事故のないよう適切に管理しなければならない。

(処分の禁止)

第 10 条 この事業により取得した集積庫は、譲渡、廃棄その他の処分をしてはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年十日町市告示第 379 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

様式(省略)

十日町市エコポイント事業実施要綱

平成 27 年3月 30 日
十日町市告示第 90 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地球温暖化対策として、市民の買物、通勤、環境学習及びボランティア活動など様々な分野での環境配慮活動を喚起することを目的として実施する十日町市エコポイント事業について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の概要)

第 2 条 この事業は、環境配慮活動を行った者に対してポイントを付与し、貯まったポイント数に応じて商品と交換する事業とする。

2 ポイントの付与は、十日町市エコポイントカード(以下「カード」という。)に1ポイント当たりスタンプを1個押印することにより行い、スタンプを20個押印したカード(以下「押印カード」という。)の枚数に応じて、第4条に規定する商品と交換するものとする。

(ポイントの付与)

第 3 条 ポイントの付与の対象となる者(以下「対象者」という。)及び環境配慮活動並びに付与するポイント数は、次の表のとおりとする。

対象者	環境配慮活動	ポイント数
個人	スーパーなどでレジ袋の受取を断る。	1 ポイント
	使用済み天ぷら油を回収場所に出す。(3リットル未満)	2 ポイント
	使用済み天ぷら油を回収場所に出す。(3リットル以上)	3 ポイント
	各事業所が実施するノーマイカーデーに取り組む。	3 ポイント／回
	市が主催する環境講演会に参加する。	5 ポイント
	十日町市民環境会議が主催する行事に参加する。	5 ポイント
	市が主催するクリーン作戦に参加する。	5 ポイント
	環境家計簿を作成する。	20 ポイント
個人事業所 団体	BDF 燃料を使用する。	1 ポイント／リットル
	イベントでリユース食器を利用する。	1 ポイント／100 円
	エコイベントチェックシートを活用して環境配慮に努めたイベントを実施する。	20 ポイント

- 2 ポイントを付与する場所は、別に定める。
- 3 ポイントは、前項に規定する場所における責任者(事業主、施設長、理事長等)の責任において、この事業の趣旨に沿った環境配慮活動を行った対象者に付与するものとする。
- 4 事業主が自店の商品を購入し、又は消費する場合における環境配慮活動(スーパーなどでレジ袋の受取を断る。)には、ポイントを付与しない。

(交換商品及び交換場所)

第4条 押印カードの枚数に応じて交換する商品は、次の表のとおりとする。

押印カードの枚数	交換商品
1 枚	次の商品のうち、いずれか一つ (1) トイレトペーパーセット(2 個入り) (2) 廃油石けん(固形1個又は粉末1袋) (3) 再利用封筒 (長形 3 号 10 枚入り又は長形 4 号 10 枚入り) (4) アクリルたわし(2 個入り)
3 枚	バイオマスプラスチック製ごみ袋(大サイズ 5 枚入り、中サイズ 6 枚入り又は小サイズ 10 枚入り)1袋
5 枚	ペレット燃料(10 kg 入り)1 袋
利用施設の料金に応じた枚数(別表第1のとおり)	市内温泉施設の日帰り入浴券(入浴料金)

- 2 商品の交換場所は、別表第2のとおりとする。

(交換手数料の請求及び支払)

第5条 前条に規定する交換商品(バイオマスプラスチック製ごみ袋を除く。)の交換場所は、押印カードと商品を交換したときは、押印カード1枚につき100円の交換手数料を市長に請求するものとする。

- 2 バイオマスプラスチック製ごみ袋の交換場所は、押印カードとごみ袋を交換したときは、当該ごみ袋1袋につき5円の交換手数料を市長に請求できるものとする。
- 3 商品の交換場所は、交換手数料の請求に当たっては、請求書に押印カードを添えて、商品を交換した月の翌月10日までに請求するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに交換手数料を支払うものとする。

(押印カードの紛失等)

第6条 押印カードの所有者又は第4条第2項に規定する交換場所は、押印カードの所有中又は保管中に紛失、盗難、毀損その他の事故が発生した場合は、自己がその責を負うものとし、市は一切その責を負わないものとする。

- 2 押印カードの所有者は、押印カードを他人に譲渡し、又は売買してはならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

十日町市畜産悪臭改善対策事業補助金交付要綱

平成27年3月30日
十日町市告示第85号

(趣旨)

第1条 この告示は、畜産に伴って発生する悪臭を改善するため、予算の範囲内でその改善対策に要する経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則(平成17年十日町市規則第64号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内で畜産業を営む者
- (2) 畜産に必要な畜舎、堆肥舎等を有する者
- (3) 市内の畜産関係団体に加入する者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、悪臭改善対策に要する経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額が50万円を超えるときは、50万円とする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、補助金の上限額は適用しない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、畜産悪臭改善対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業に要する見積書
- (4) 補助対象工事の内容及び補助対象物品等の規格、効能等が分かる資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の交付決定を行い、畜産悪臭改善対策事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業完了後、畜産悪臭改善対策事業補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支精算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付額の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、畜産悪臭改善対策事業補助金交付額確定通知書(様式第4号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、畜産悪臭改善対策事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。
(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(環境基準・規制基準等)

◎ 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く))

項目 類型	私用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以 下	7.5 mg/ℓ 以 上	50MPN/100ml 以 下
A	水道 2 級、水産 1 級、 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以 下	7.5 mg/ℓ 以 上	1,000MPN/100ml 以 下
B	水道 3 級、水産 2 級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以 下	5 mg/ℓ 以 上	5,000MPN/100ml 以 下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以 下	50 mg/ℓ 以 下	5 mg/ℓ 以 上	—
D	工業用水 2 級、農業 用水及びE以下の欄 に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以 下	100 mg/ℓ 以 下	2 mg/ℓ 以 上	—
E	工業用水 3 級、環境 保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以 下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ 以 上	—
備考 1 基準値は日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。) 2 農業用利水点については、pH6.0 以上 7.5 以下、DO5 mg/ℓ以上とする(湖沼もこれに準ずる。)						

注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

水道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2 水道 2 級:沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

3 水産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級:沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

4 工業用水 2 級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

◎ 人の健康の保護に関する環境基準

環境基準項目	基準値	環境基準項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下	チウラム	0.006 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	シマジン	0.003 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	ほう素	1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下		

注)「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

◎ 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること。	ジクロロメタン	0.02 mg 以下であること
		四塩化炭素	0.002 mg 以下であること
		1,2-ジクロロエタン	0.004 mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg 以下であること
有機リン	検液中に検出されないこと	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg 以下であること
鉛	0.01 mg 以下であること	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg 以下であること
六価クロム	0.05 mg 以下であること	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg 以下であること
砒素	検液 1ℓにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること	トリクロロエチレン	0.03 mg 以下であること
		テトラクロロエチレン	0.01 mg 以下であること
		1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg 以下であること
総水銀	0.0005 mg 以下であること	チウラム	0.006 mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	シマジン	0.003 mg 以下であること
PCB	検液中に検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg 以下であること
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること	ベンゼン	0.01 mg 以下であること
		セレン	0.01 mg 以下であること
ふっ素	0.8 mg 以下であること	ほう素	1 mg 以下であること
備考 1. 環境上の条件のうち、特に説明のない項目は検液 1ℓ につきの濃度をいう。 2. 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。 3. 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。			

◎ ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	環 境 基 準	備 考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	年間平均値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	環境基準が達成されている場合であっても、250pg-TEQ/g 以上の場合には必要な調査を実施
水質	1pg-TEQ/l以下	年間平均値
水質の底質	150pg-TEQ/g 以下	平成 14 年 9 月 1 日から適用

◎ 有害物質に係る排水基準(全国一律排水基準)

項 目	許 容 限 度	項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/l	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
シアン化合物	1 mg CN/l	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l
有機リン化合物	1 mg/l	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/l	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/l	チウラム	0.06 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg As/l	シマジン	0.03 mg/l
水銀及びアルキル水銀、 その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/l	チオベンカルブ	0.2 mg/l
		ベンゼン	0.1 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと	セレン及びその化合物	0.1 mg Se/l
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l	ほう素及びその化合物	10 mg B/l (海域 230 mg B/l)
トリクロロエチレン	0.1 mg/l	ふっ素及びその化合物	8 mg F/l (海域 15 mg F/l)
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸 酸窒素・硝酸性窒素の 合計量 100 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l		
四塩化炭素	0.02 mg/l		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l		
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l	1,4-ジオキサン	0.5 mg/l以下

・この排水基準は、すべての工場・事業場に適用する。

◎ 騒音に係る環境基準及び騒音・振動・悪臭規制基準

【騒音等規制法の規制区域区分と都市計画法の用途地域等との関係】

用途地域	環境基準	騒音規制法	振動規制法	要請限度	悪臭防止法(県)		
第 1 種住居専用地域	A 類型	第 2 種区域	第 1 種区域	a 区域	第 1 種区域		
第 2 種住居専用地域				b 区域			
第 1 種住居地域	B 類型		第 2 種区域			c 区域	第 2 種区域
第 2 種住居地域							
近隣商業地域	C 類型 ※大店舗法も同じ	第 3 種区域		第 2 種区域	c 区域	第 3 種区域	
商業地域							
準工業地域		第 4 種区域	第 3 種区域				
工業地域							

※一般的な類型で必ずしも一致しない場合があります。

【騒音に係る環境基準】

○一般地域(道路に面する地域以外)

地域の類型	基準値(dB)	
	昼間	夜間
AA	50 以下	40 以下
A 及び B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

※昼間:午前6時～午後10時

夜間:午後10時～午前6時

○道路に面する地域

地域の類型	基準値(dB)	
	昼間	夜間
A 地域 2 車線以上	60 以下	55 以下
B 地域 2 車線以上	65 以下	60 以下
C 地域 1 車線以上	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 以下	65 以下

【自動車騒音に係る要請限度】

区域の区分	要請限度(dB)	
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
a・b区域の1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域の2車線以上を有する道路に面する区域	70	65
b区域の2車線以上・c区域の車線を有する道路に面する区域	75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域	75	70

【特定施設(工場等)に係る騒音・振動の規制基準】

○騒音(法及び県条例)

区域区分	朝	昼間	夕	夜間
(対象時刻)	6～8	8～18	18～21	21～6
第1種区域	40	50	40	40
第2種区域	50	55	50	45
(対象時刻)	6～8	8～20	20～22	22～6
第3種区域	60	65	60	50
第4種区域	65	70	65	60

○振動(法)

区域区分	昼間	夜間
(対象時刻)	8～19	19～8
第1種区域	60	55
(対象時刻)	8～20	20～8
第2種区域	65	60

【特定建設作業に係る規制基準(騒音・振動)】

規制種別	区域の区分	規制基準
基準値	① ②	85dB(騒音)、75dB(振動)
作業禁止時刻	①	19:00～7:00
	②	22:00～6:00
1日あたりの作業時間	①	10時間/日を越えないこと
	②	14時間/日を越えないこと
作業期間	① ②	連続6日を越えないこと
作業禁止日	① ②	日曜日、その他の休日
区域の区分	①	第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80mの区域
	②	指定区域のうち、①区域以外の区域

【深夜営業騒音の規制基準(県条例)】

区域区分	基準値	音響機器の使用制限	対象時刻
第1種区域	40	23時～6時まで禁止	22時～6時
第2種区域	45		
第3種区域	50		
第4種区域	60		

【悪臭(県条例)】 ※臭気指数規制

区 分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	
許容限度（臭気指数）	10	12	13	気体（敷地境界）
許容限度（臭気指数）	26	28	29	排水水

【騒音・振動に係る特定施設一覧表】

施設の種類		騒音特定施設		振動特定施設	
		騒音規制法	県条例	振動規制法	県条例
金属加工機械	圧延機械	定格出力の合計が22.5 kW以上のもの	すべてのもの	—	すべてのもの
	製管機械	すべてのもの	すべてのもの	—	すべてのもの
	ベンディングマシン	ロール式のもので定格出力が3.75 kW以上のもの	ロール式のもの	—	すべてのもの
	液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの		矯正プレスを除くすべてのもの	すべてのもの
	機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のもの	すべてのもの	すべてのもの	
	せん断機	定格出力が3.75 kW以上のもの	原動機を使用するもの	定格出力が1 kW以上のもの	
	鍛造機	すべてのもの		すべてのもの	
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの		定格出力が37.5 kW以上のもの	すべてのもの
	ブラスト	タンブラスト以外のもの密閉式のものを除くすべてのもの		—	—
	タンブラー	すべてのもの		—	—
	研磨機	—	工具用を除く	—	—
	切断機	といしを用いるもの		—	—
	自動旋盤	—	棒材加工用のもの	—	—
圧縮機及び送風機	圧縮機	空気圧縮機で定格出力が7.5 kW以上のもの	定格出力が3.75 kW以上のもの	定格出力が7.5 kW以上のもの	定格出力が3.75 kW以上のもの
	送風機	定格出力が7.5 kW以上のもの	定格出力が3.75 kW以上のもの	—	—

土石用又は鉱物用の 破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		定格出力が 7.5 kW 以上のもの		定格出力が 7.5 kW 以上のもの	すべてのもの
繊維 機械	織機	原動機を用いるもの		原動機を用いるもの	
	撚糸機	—	すべてのもの	—	—
建設用 資材製 造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容積が 0.45 m ³ 以上のもの		—	—
	アスファルトプラント	混練機の混練容積が 200 kg 以上のもの		—	—
穀物用製粉機		ロール式のもので定格出力が 7.5 kW 以上のもの		—	—
木材加 工機械	ドラムバーガー	すべてのもの		すべてのもの	
	チップパー	定格出力が 2.25 kW 以上のもの	すべてのもの	定格出力が 2.2 kW 以上のもの	
	碎木機	すべてのもの		—	—
	帯のこ盤	製材用のものは定格出力が 15 kW 以上のもの、木工用のものは定格出力が 2.25 kW 以上のもの	定格出力が 0.75 kW 以上のもの	—	—
	丸のこ盤			—	—
	かんな盤	定格出力が 2.25 kW 以上のもの	定格出力が 0.75 kW 以上のもの	—	—
抄紙機		すべてのもの		—	—
印刷機械		原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	定格出力が 2.2 kW 以上のもの	
合成用樹脂用 射出成形機		すべてのもの		すべてのもの	
鋳造型機		ジョルト式のもの		ジョルト式のもの	
バーナー		—	バーナーの燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 150 以上のもの	—	—
電気炉		—	すべてのもの	—	—
キューポラ		—	すべてのもの	—	—
遠心分離機		—	直径 1.2m 以上のもの	—	直径 1.2m 以上のもの
コンクリートブロック 製造機 等	コンクリートブロック製造機	—	すべてのもの	定格出力の合計が 2.95 kW 以上のもの	すべてのもの
	コンクリート管及びコンクリート柱製造機	—	すべてのもの	定格出力の合計が 10 kW 以上のもの	すべてのもの
ドラム缶洗浄機		—	すべてのもの	—	—
スチームクリーナー		—	すべてのもの	—	—

ポンプ	—	定格出力が 3.75 kW 以上のもの	—	定格出力が 3.75 kW 以上のもの
天井走行クレーン及び門型走行クレーン	—	定格出力が 7.5 kW 以上のもの	—	—
集じん装置	—	すべてのもの	—	—
冷凍機	—	往復動式、ロータリー式又は遠心式のもので、原動機の定格出力が 3.75 kW 以上のもの	—	—
クーリングタワー	—	定格出力が 0.75 kW 以上のもの	—	—
ゴム練用及び合成樹脂練用のロール機	—	—	カレンダーロール機以外のもので定格出力が 30 kW 以上のもの	
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	—	—	—	船舶車両の原動機として使用するものを除き、定格出力が 15 kW 以上のもの
オシレーティングコンベア	—	—	—	すべてのもの

【騒音規制法及び新潟県生活環境の保全に関する条例に基づく特定建設作業一覧表】

特 定 建 設 作 業 の 種 類（騒 音 関 係）		法律	県条例
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く）	○	○
2	びょう打機を使用する作業	○	○
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50mを超えないものに限る）	○	○
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 kW 以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	○	○
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）	○	○
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 kW 以上のものに限る）を使用する作業	○	○
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 kW 以上のものに限る）を使用する作業	○	○
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 kW 以上のものに限る）を使用する作業	○	○
9	コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る）	—	○

【振動規制法及び新潟県生活環境の保全に関する条例に基づく特定建設作業一覧表】

特 定 建 設 作 業 の 種 類 (振 動 関 係)		法律	県条例
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	○	—
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	—
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	○	—
4	ブレーカ(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	○	—

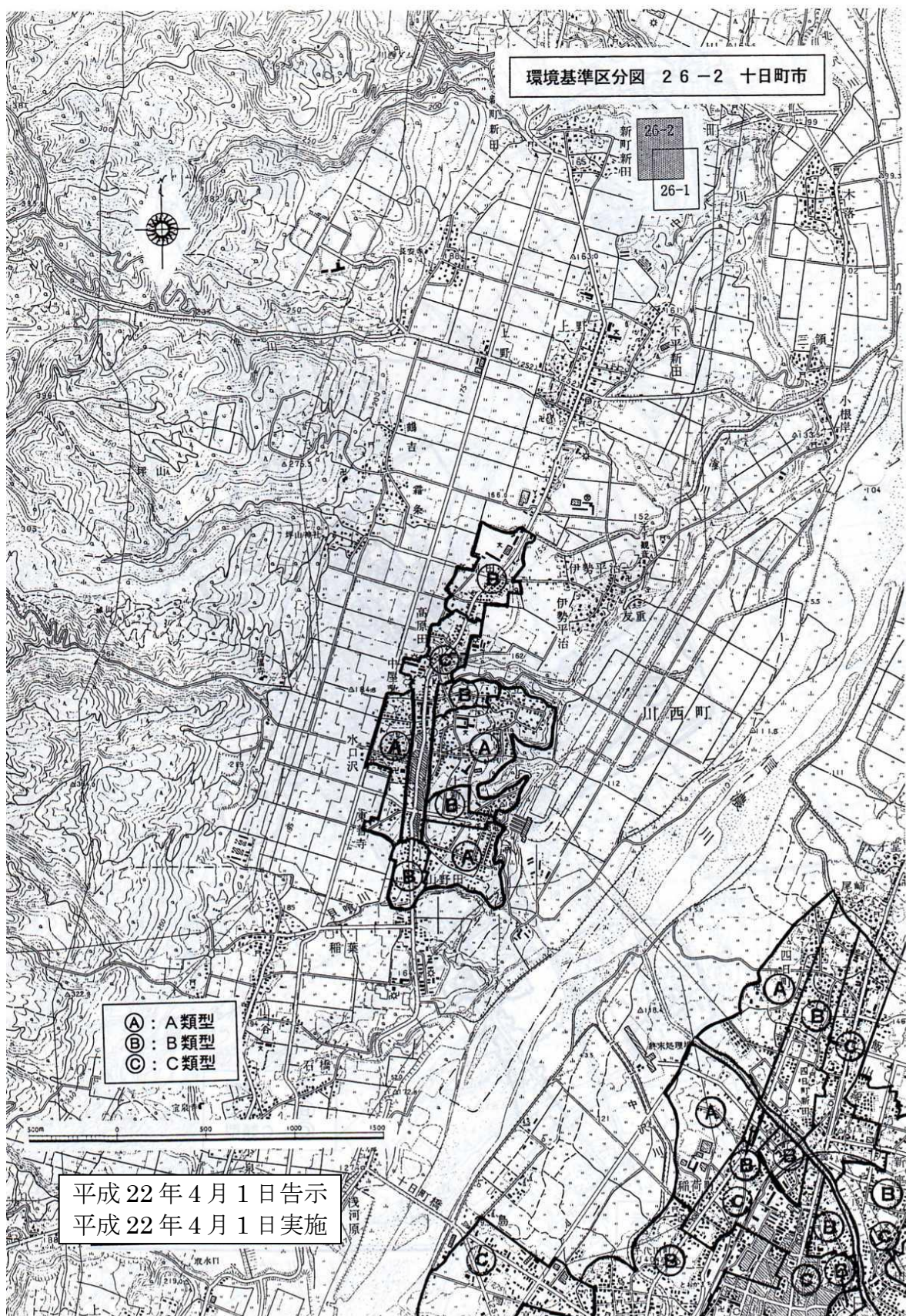
【騒音の大きさの例】

120dB	飛行機のエンジン近く
110dB	自動車の警笛(前方2m)
100dB	電車が通る時のガード下
90dB	大声による独唱・騒々しい工場の中
80dB	電車の車内
70dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車、普通の会話
50dB	静かな事務所
40dB	図書館、静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音(前方1m)

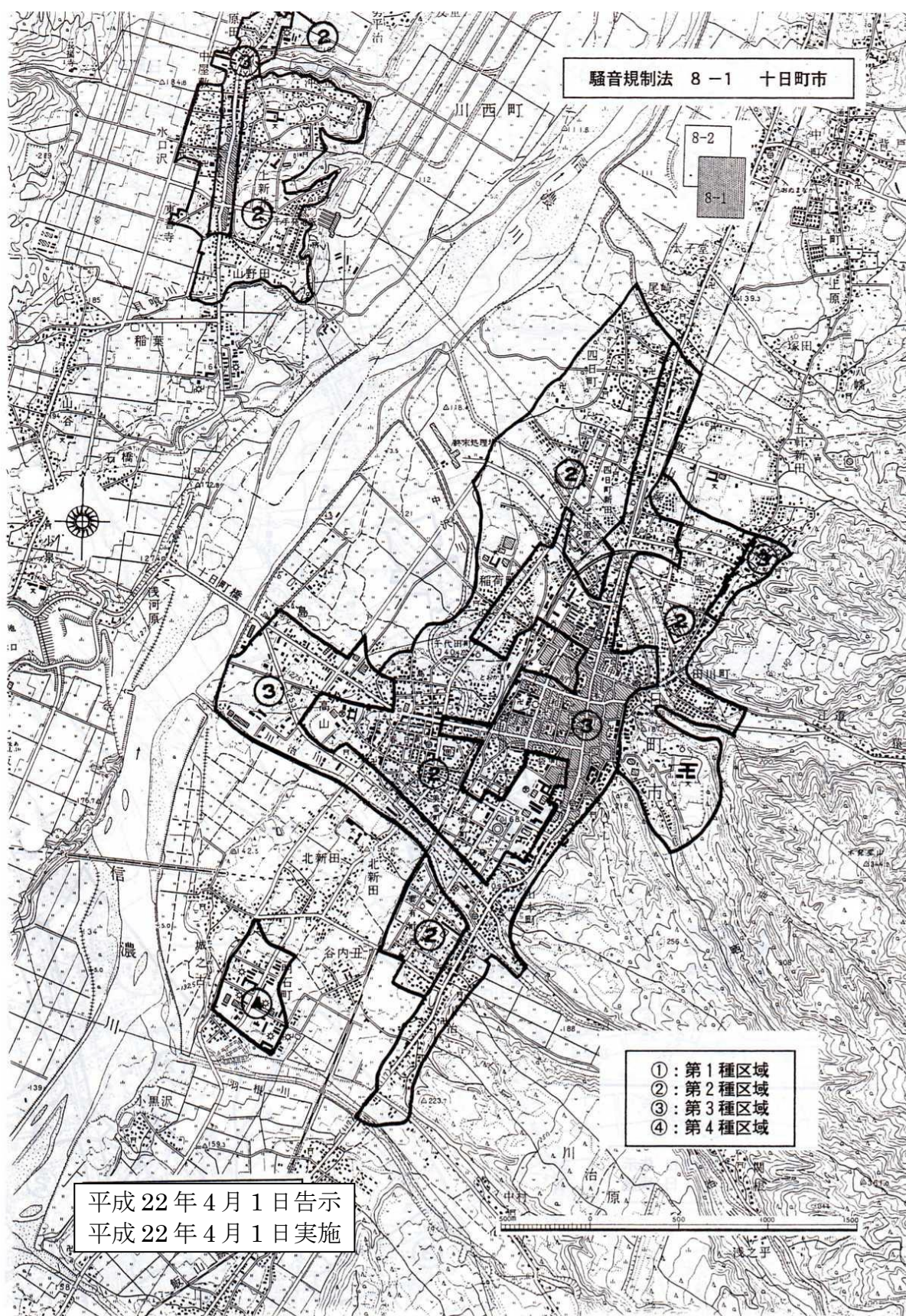
【振動の大きさの例】

100dB	震度5 強震	家壁が亀裂を生じ、墓石などが倒れる
90dB	震度4 中震	家屋の動揺激しく、座りの悪い器物が倒れる
80dB	震度3 弱震	家屋の動揺、電灯、器内の水面が動く
70dB	震度2 軽震	一般の人が感じ、障子戸がわずかに動く
60dB	震度1 微震	静止している人だけに感じる
55dB	震度0 無震	感じない

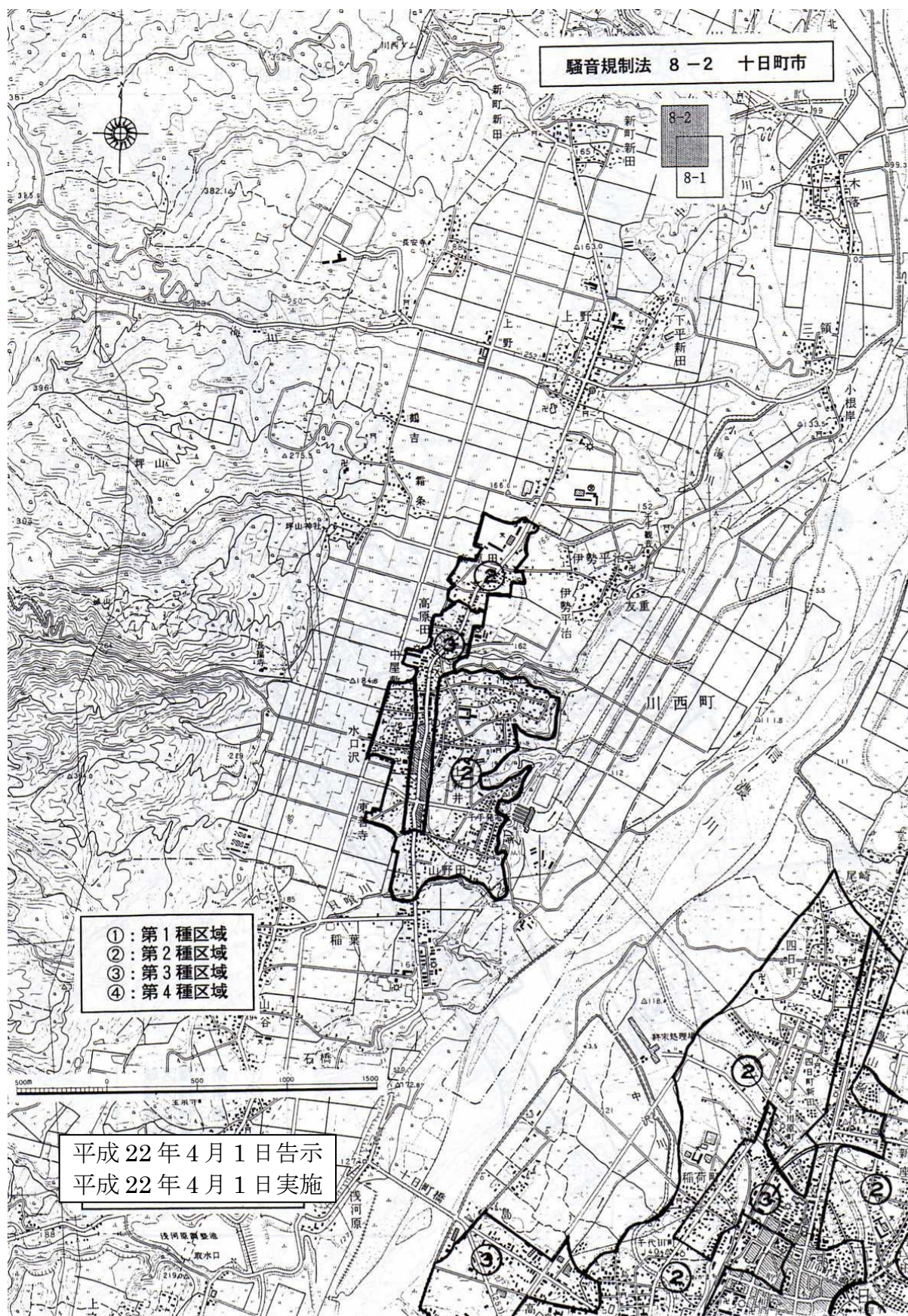
- 79 -



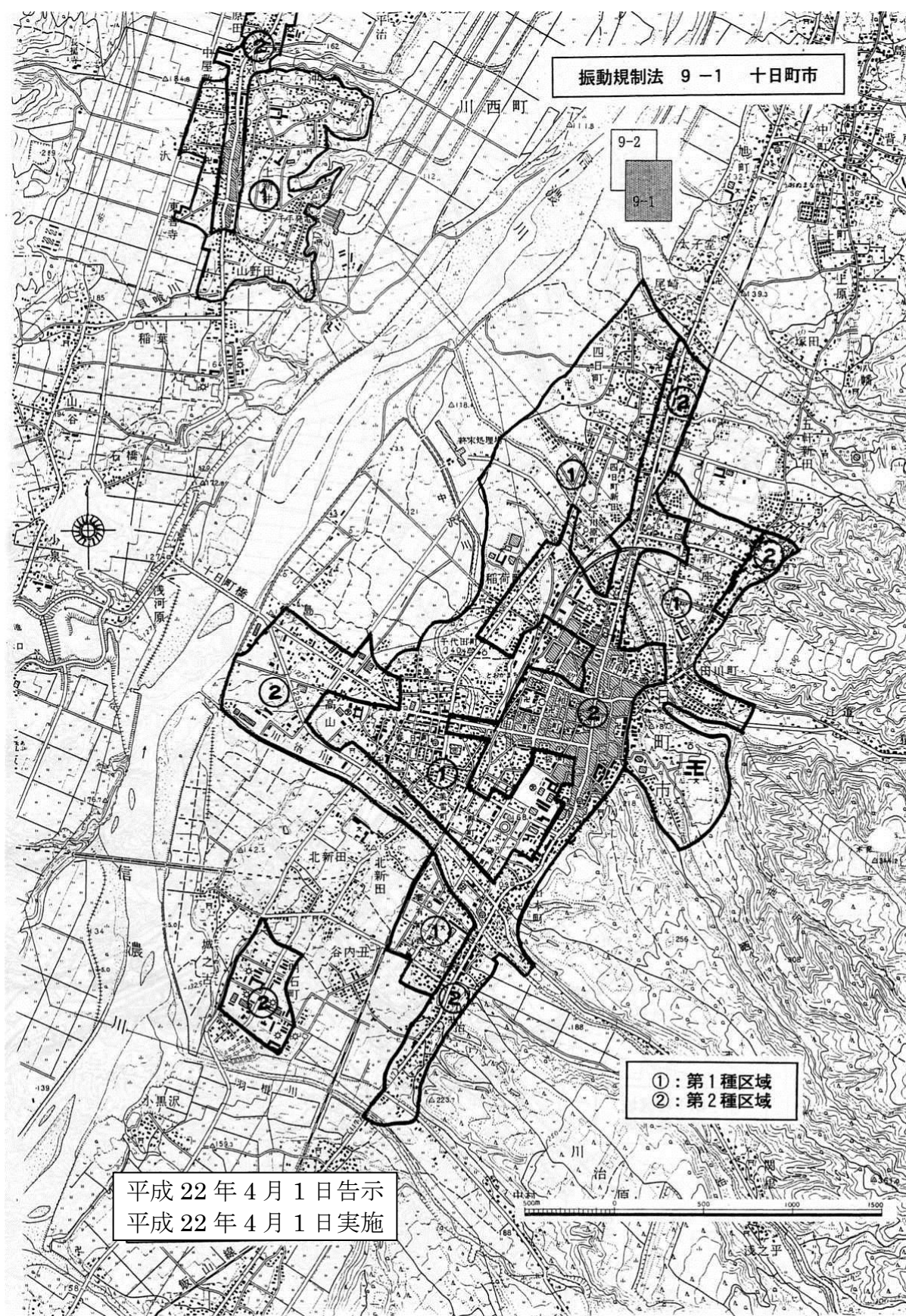
騒音に係る環境基準の地域類型指定図(川西地域)



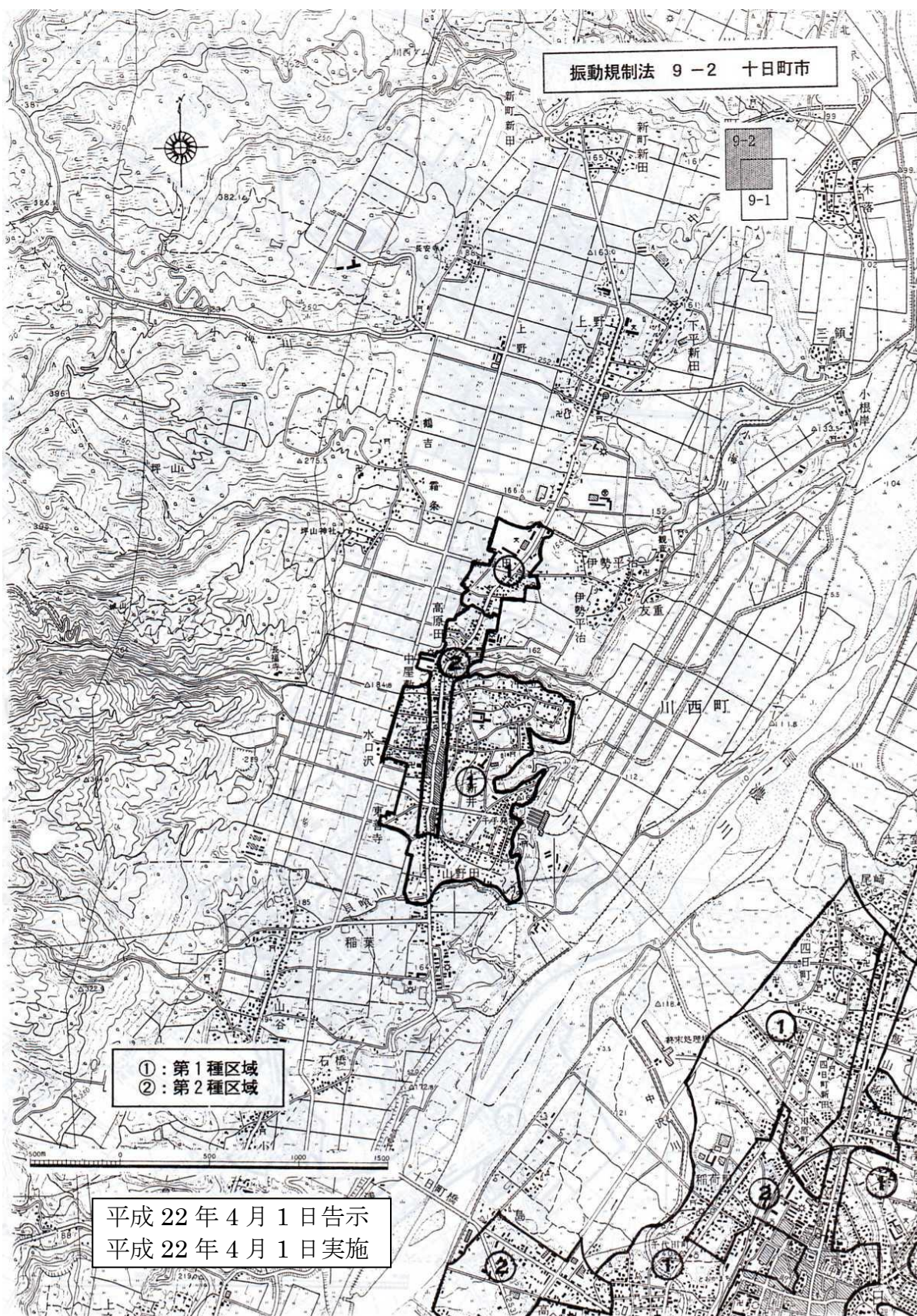
騒音規制法地域指定図(十日町地域)



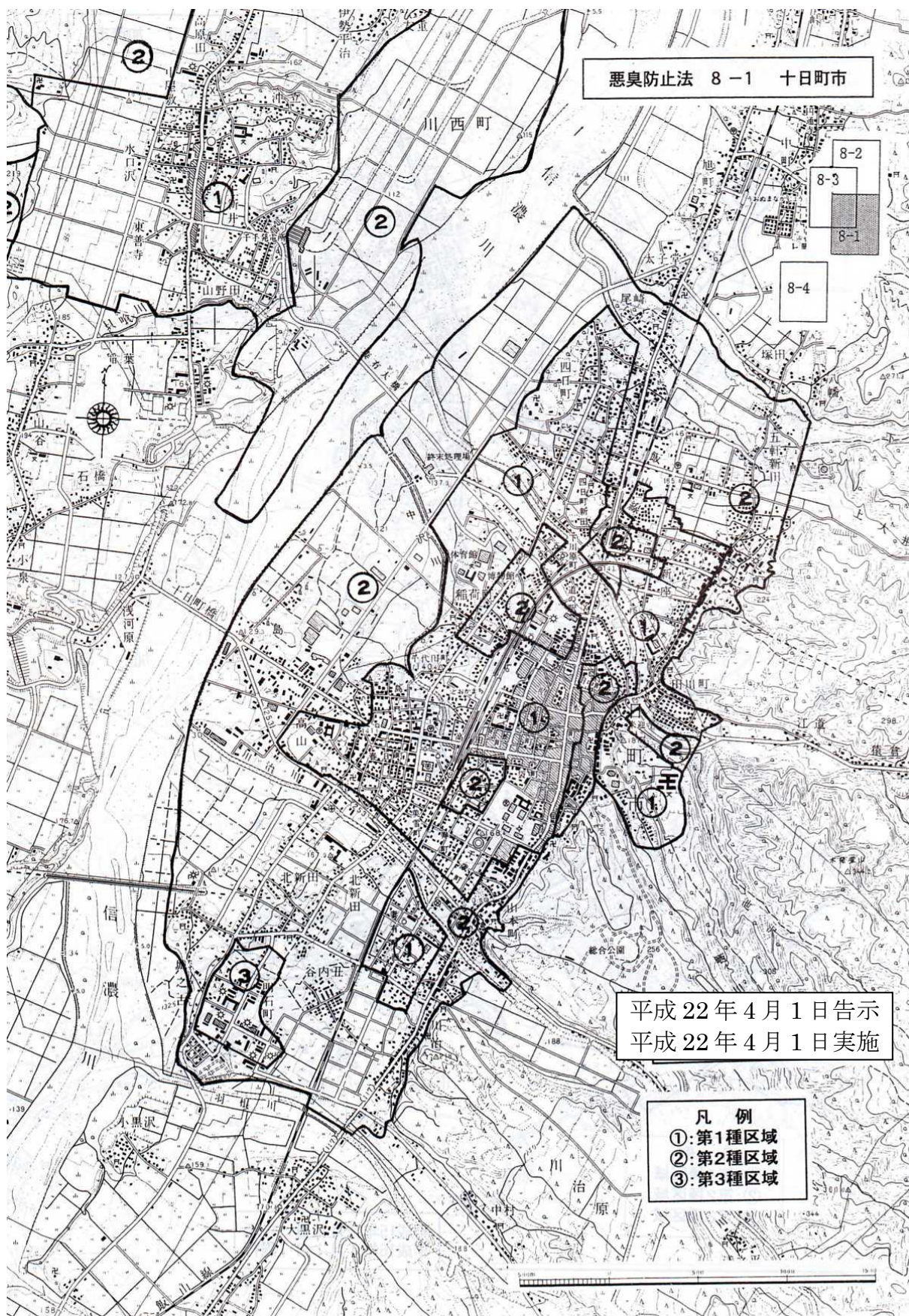
騒音規制法地域指定図(川西地域)



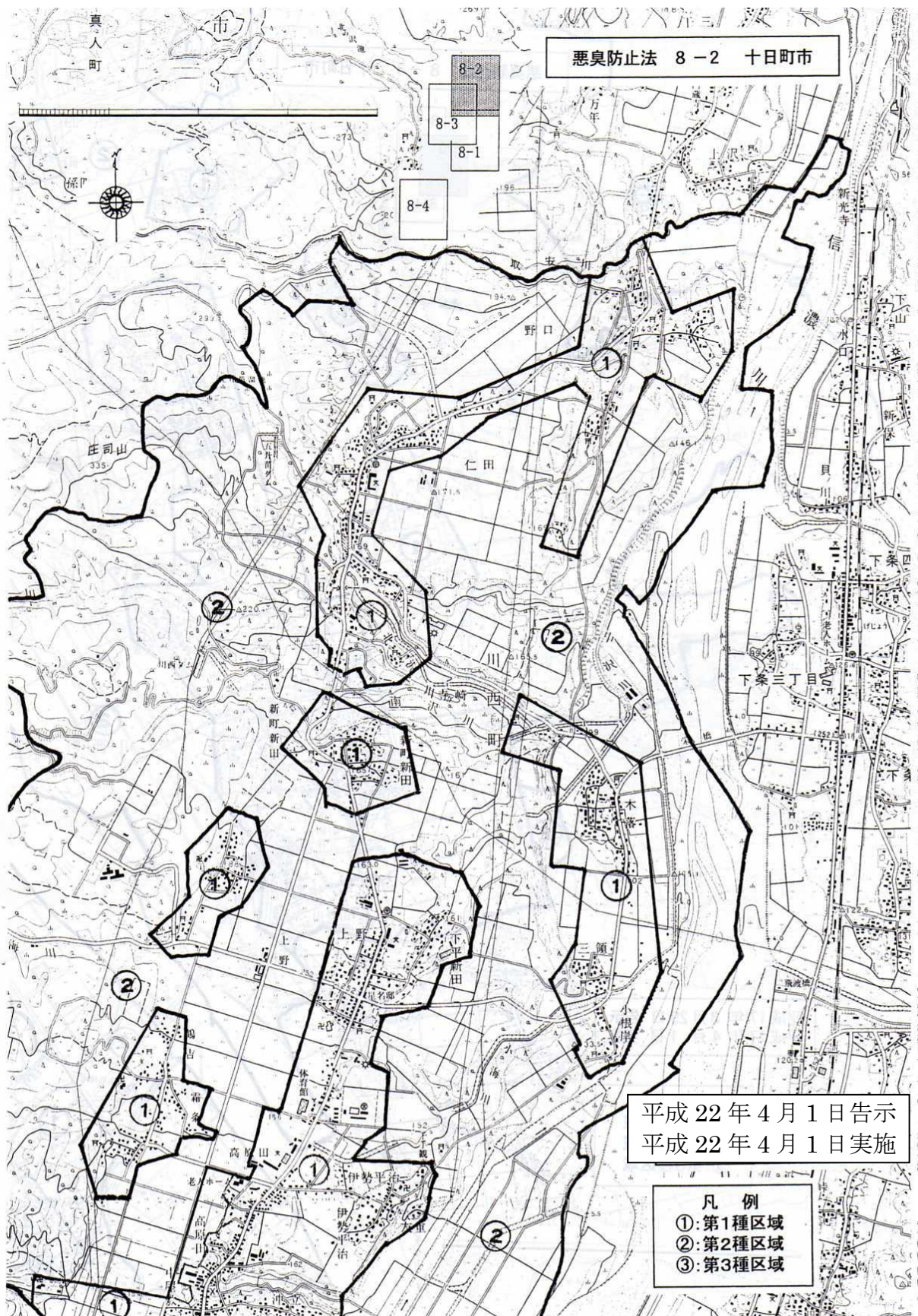
振動規制法地域指定図(十日町地域)



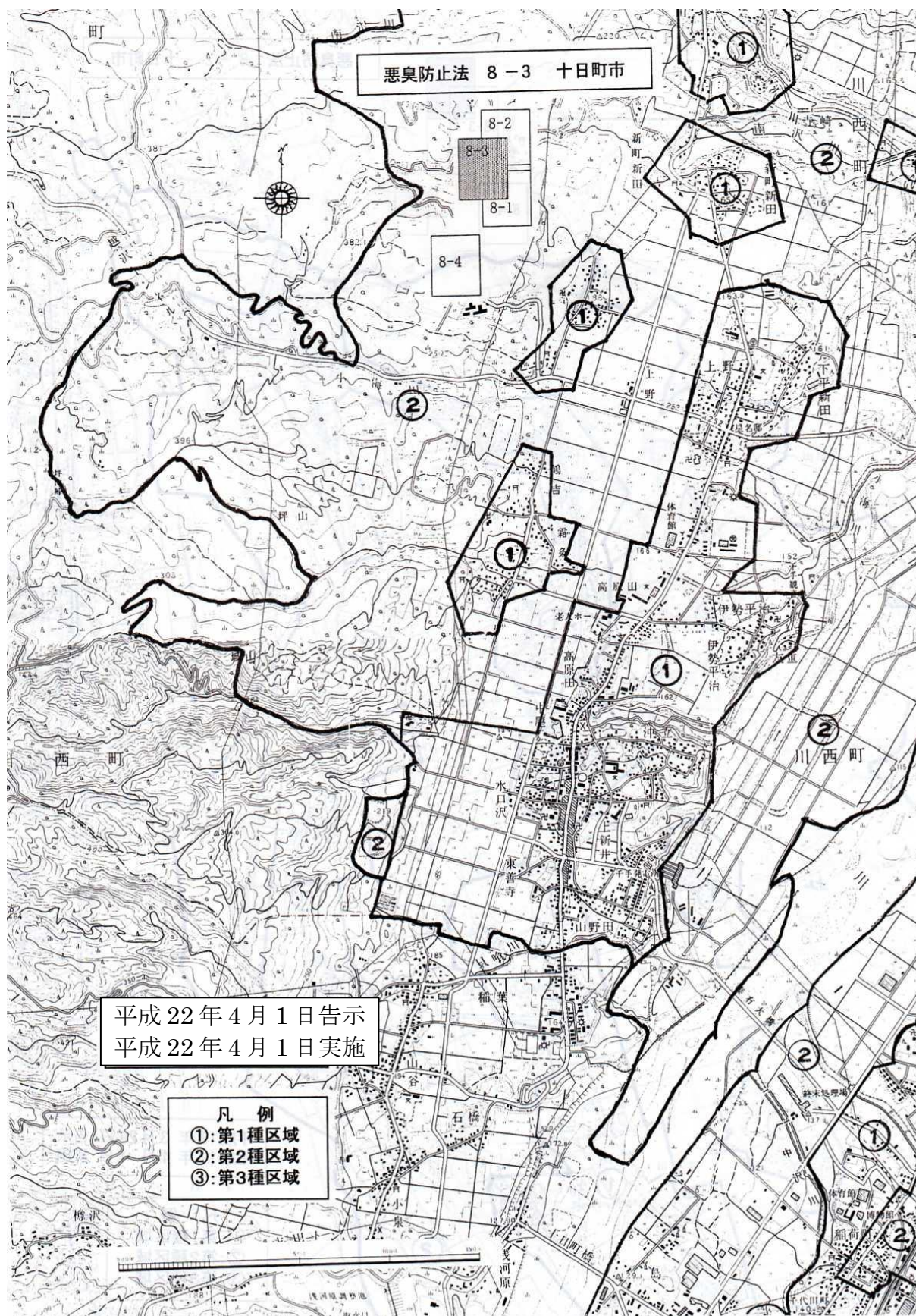
振動規制法地域指定図(川西地域)



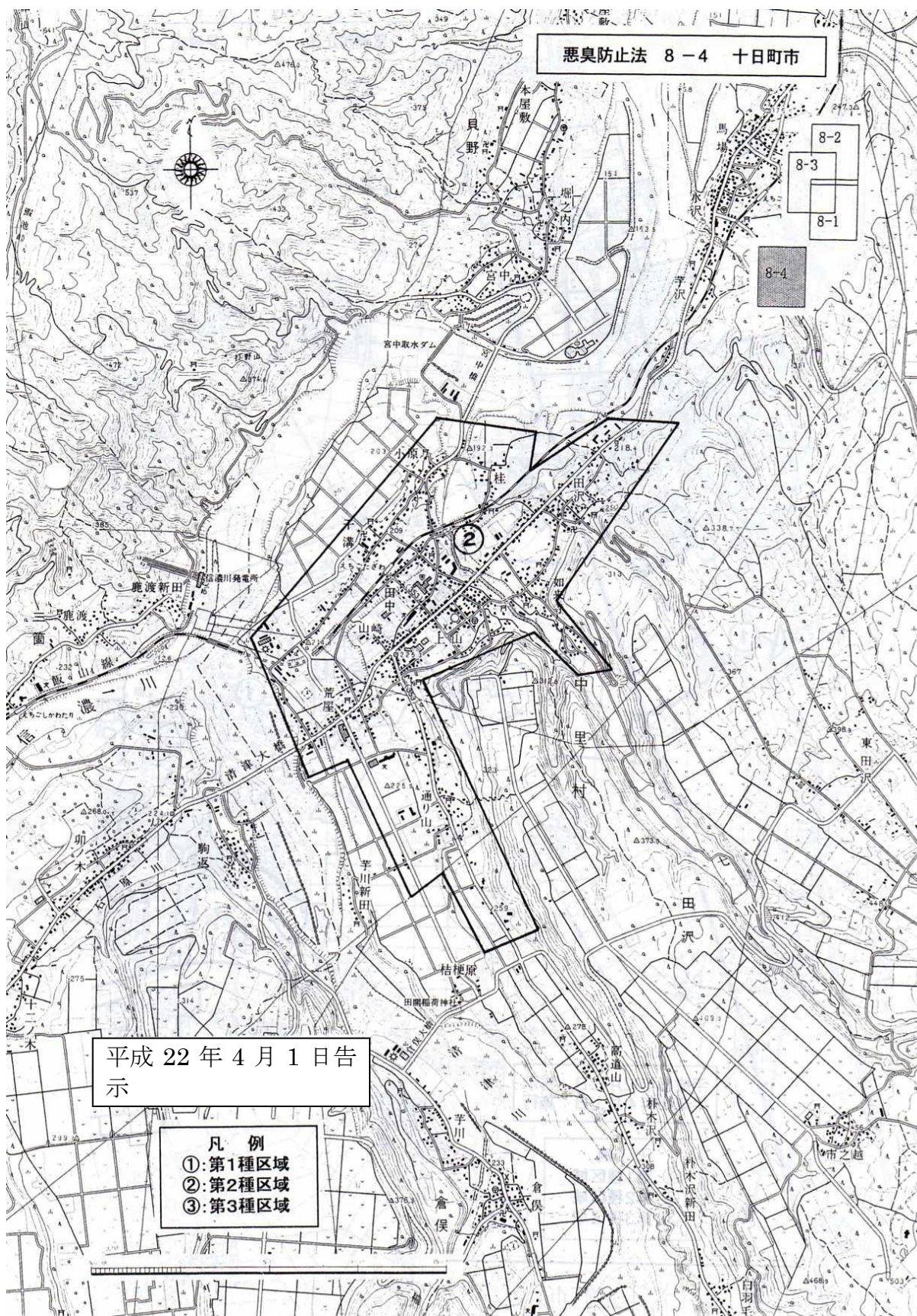
悪臭防止法規制地域図(十日町地域)



悪臭防止法規制地域図(川西地域N○1)



悪臭防止法規制地域図(川西地域N○2)



悪臭防止法規制地域図(中里地域)

(用語の解説)

ISO14000

ISO 14000 は、国際標準化機構 (ISO) が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格 (IS) 群の総称です。ISO 14000 および環境 ISO と称呼するときは、主として「要求事項」を定めた ISO 14001 のことを指しています。

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)

国連環境計画 (UNEP) 世界気象機関 (WMO) が共同設立した国連組織で、2,500 人以上の科学者の気候変動に関する研究成果をまとめて、問題解決に必要な政策を示しています。ここでは、実際の研究を行うものではなく、科学者の研究をまとめることが目的です。作業部会は 3 つあり、(1) 気候システムと気候変動の科学的知見の評価、(2) 社会経済システムや生態系の脆弱性、気候変動の影響と適応策の評価、(3) 温室効果ガスの排出抑制と気候変動の緩和策の評価となっています。

最新の第五次評価報告書では、温暖化の主因は人間にあり、温室効果ガス排出量の削減が遅れるほど、削減のコストはより高くなると、IPCC は指摘しています。

アスベスト

石綿。熱に強いこと、電気を通しづらいことから屋根葺き材や鉄骨材の吹き付け材等の建築資材として使用された繊維質の鉱物です。アスベストを吸収すると肺や気管支にとどまり、石綿症と呼ばれる肺疾患をひきおこしたり、肺癌の原因となるため、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法等で規制され、現在は、原則として一切の製造・輸入・使用・譲渡・提供が禁止されています。

アジェンダ21

1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議で採択された文書のひとつで、21世紀に向けた持続可能な開発のための人類の行動計画として、その後の世界の環境政策や取組の道標とされています。

暗騒音

ある特定の騒音に着目したとき、それ以外の全ての騒音を暗騒音といいます。従って、たとえ着目している騒音以外のある騒音の方が大きく支配的であったとしても、それは暗騒音の一部です。

硫黄酸化物(SO_x)

硫黄の酸化物の総称です。一酸化硫黄 (SO)、二酸化硫黄 (亜硫酸ガス) (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃) などが含まれ、化学式から SO_x (ソックス) と略称されます。

石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生し、大気汚染や酸性雨などの原因の一つとなる有毒物質です。

一般廃棄物

工場など事業所から排出される産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。一般廃棄物は市町村が処理計画をたて、計画的に収集し、処理することとされています。

また、一般廃棄物のうち、家庭系のものは市町村が自ら処理を行い、事業系のものは事業者がその責任において処理するのが原則となっています。

上乘せ基準

ばい煙、汚水等の排出の規制に関して、自治体が定める基準であって、国が定める基準よりも厳しいものをいいます。なお、規制対象施設の範囲を広げるものは「横出し基準」と呼びます。

エコクッキング

「食材料を無駄なく使用する」「通常より少ない油を使用して作る」等の工夫により、家庭排水の汚れを少なくし、家庭ごみも少なくできる、環境への負荷が少ない料理法のことをいいます。

エコドライブ

駐停車の際はアイドリングをやめる、急発進しない、タイヤの空気圧を適正に保つ、不要な荷物は積まないなど、環境に配慮した自動車の運転を行うことです。

エコビジネス

環境への負荷軽減に資する商品やサービスの提供、様々な社会経済活動を環境保全型のものに変革させることに役立つ技術やシステムなどを提供する企業活動をいいます。

エコアクション21

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が定めたガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度です。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのことです。

エコファーマー

堆肥などによる土づくりを基本とし、化学肥料、化学農薬の使用量を低減する生産方式の導入計画を県知事に提出し、認定された農業者の愛称のことをいいます。

エコマーク

環境の改善に役立ち、環境を汚さないように工夫された製品に表示されるマークで、ライフサイクルを考慮した厳しい基準をクリアし、公平な審査を経て認定を受けた商品だけにつけられます。

このことで商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、消費者による商品の選択を促すことを目的としています。

ESCO事業(エスコ)

工場などに対して、エネルギーコスト削減効果を保証し、削減したエネルギーコストから報酬を得る事業です。

SVO (Straight vegetable oil)

廃食用油(植物油)から油かすなどの不純物を除去したものを、そのまま発電機や農業用機のディーゼルエンジンに利用できる環境負荷の少ない活用システムです。

オゾン層

地球の大気中でオゾンの濃度が高い部分のことです。冷蔵庫やエアコンなどの冷媒や精密部品の洗浄剤、またクッションやウレタンなどの発泡剤など、広く使用されている「フロン」によって破壊され、南極では1980年代からオゾン層の穴「オゾンホール」が毎年観測されています。オゾン層が1%減少すると、皮膚ガンが約2%、白内障が0.6～0.8%増えるといわれています。

温室効果ガス

太陽により暖められた地表からの赤外線放射エネルギーを吸収して熱に変え、温暖化を促す大気中の気体の総称です。産業や生活により排出される二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類など数十種類が知られており、そのおよそ8割は石油、石炭などの化石燃料の燃焼によって生じるといわれています。

化学的酸素要求量(COD)

海域や湖沼の汚染の度合を示す指標です。水中の有機物などの汚濁物質が過マンガン酸カリウムなどの酸化剤などによって酸化するときに消費される酸素の量でmg/lであらわされます。数値が高いほど、水中の汚濁物質の量が多いことを示しています。

合併処理浄化槽

し尿とともに台所、風呂などの生活雑排水を戸別に処理する浄化槽です。合併処理浄化槽の設置は、家庭から排出される汚水の河川などへの直接流入を防ぐことになるため、河川や地下水などの汚濁を軽減す効果があります。

家電リサイクル法

一般家庭や事業所から排出される家電4品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫(凍)庫・洗濯機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量すると共に、資源の有効利用を推進するための法律です。小売業者による引取り及び製造業者等による再商品化(リサイクル)等が義務づけられ、消費者(排出者)には廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うなど、それぞれの役割分担を定めています。

環境影響評価(環境アセスメント)

大規模な工業開発や都市開発等の開発行為を行う場合等において、開発に伴う環境への影響の程度と範囲及びその防止策、代替策の比較検討を含む総合的な事前評価、調査をいいます。

環境NGO

環境保護活動等を行う民間非営利の組織・団体のことです。NGOは、非政府組織の略称で民間公益団体とも呼ばれています。世界自然保護基金(WWF)、世界資源研究所(WRI)、国際自然保護連合(IUCN)、地球の友(FOE)、グリーンピース等やわが国においても緑の地球防衛基金、地球環境財団等多くの団体があります。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいいます。現在、大気汚染、水質汚濁(地下水を含む)、土壤汚染、ダイオキシン類に係る環境基準が定められています。

環境基本計画

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるものです

十日町市では、平成 28 年度に第2次十日町市環境基本計画を策定しました。

環境カウンセラー

市民活動や事業活動の中での環境保全に関する取組について、豊富な実績や経験を有し、環境保全に取り組む市民団体や事業者等に対してきめ細かな助言を行うことのできる人材として、環境省に登録されている人のことです。

環境基本法

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに環境保全施策の基本となる事項を定めた法律です。

現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、人類の福祉に貢献することを目的としています。

環境騒音

ある地点において、特定の音源がはっきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音をいいます。

環境の日・環境月間

わが国の環境基本法の規定により、6月5日が「環境の日」と定められています。この日は国連の「世界環境デー」であり、これは 1972 年にストックホルム国連人間環境会議の開催を記念して定められました。

また、6 月は環境月間とされており、これらは、事業者及び国民の間に広く環境についての関心と理解を深め、積極的に環境保全のための活動を推進するためのものです。

環境配慮契約法(グリーン契約法)

平成 19 年 11 月に施行された法律で、正式には「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」と言います。国や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みを作り、もって、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目指すものです。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいいます。

環境保全協定(公害防止協定)

法令や県条例の基準を遵守し、その範囲内において、企業の公害防止対策の実施だけでは不十分と判断されるものについて、行政機関や住民等が公害発生企業等と「協定」を結び、法令や条例より厳しい具体的な規制条項を規定することにより、公害の発生を未然に防止しようとするものです。

カーシェアリング

複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用することです。個人で所有するマイカーに対し、自動車の新しい所有・使用形態を提唱しています。走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされています。自動車への過度の依存が生んだ環境負荷の軽減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決、公共交通の活性化などが期待されます。

カーボンオフセット

人間の経済活動や生活などを通して「ある場所」で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業(排出権購入)による削減活動によって「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方や活動の総称です。

カーボンニュートラル

地球温暖化防止、循環型社会の構築に貢献する新たな資源として、植物など生物由来の燃料であるバイオマスが注目されています。

バイオマスを燃焼すると、化石燃料と同様にCO₂を発生しますが、植物は成長過程で光合成によりCO₂を吸収しており、ライフサイクル全体でみると大気中のCO₂を増加させず、収支はゼロと考えられます。

このCO₂の増減に影響を与えない性質のことをいいます。

内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)

環境省は「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を「(外的性)内分泌かく乱化学物質」(いわゆる「環境ホルモン」)と定義しています。環境ホルモンによる環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、それが生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を超えて深刻な影響をもたらすおそれがあることから、環境保全上の重要課題となっています。

環境マネジメントシステム

企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のことです。

嗅覚測定法

人の嗅覚によって悪臭を測定する方法のことで、官能試験法の一つです。気体または水に関係する悪臭の程度を人の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで希釈し、その希釈の倍数をもとに算出される臭気指数を求めるものです。

京都議定書

「気候変動枠組条約」に基づき1997年に京都で開かれた「地球温暖化防止京都会議」で議決した議定書。正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」。地球温暖化の原因となる、「温室効果ガス」の一種である二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFCs、PFCs、六フッ化硫黄について、先進国における削減率を、90年を基準に各国別に定め、共同で約束期間内に目標を達成することを定めています。2008年から12年の間に、日本はマイナス6%、アメリカはマイナス7%、EUはマイナス8%と各地域で削減率を設定。日本ではこれをもとに二酸化炭素排出削減運動が展開されており、「ハイブリッド車」や「クールビズ」などが大きく注目されるきっかけとなっています。

近隣騒音

一般家庭から出るピアノやクーラーの音、飲食店などの営業に伴う音、物売りの拡声器の音などを近隣騒音と言い、工場、事業場、建設作業、自動車、鉄道、飛行機からの騒音と区別しています。

グリーン契約法(「環境配慮契約法」の項参照)

グリーン購入・グリーンコンシューマー

買い物の時に、まず必要かどうかを考え、必要な時は環境のことを考えて、環境への負荷ができるだけ少ない商品を優先的に購入することをグリーン購入と言います。また、グリーン購入を行う消費者をグリーンコンシューマーといいます。

クールチョイス(COOL CHOICE)

日本は、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標を掲げています。「COOL CHOICE(賢い選択)」は、この目標達成のために、日本の省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のことです。例えば、エコカーの購入、エコ住宅の建築、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」があります。政府は2015年6月、温室効果ガス削減目標達成に向け、政府だけでなく、事業者や国民が一致団結して「COOL CHOICE」を旗印に国民運動を展開すると発表しました。

クールビズ・ウォームビズ

温室効果ガス削減のため、6月から9月の夏の冷房温度を28℃に設定し、「ノーネクタイ」「ノー上着」の軽装により、涼しく効率的に働くことができるビジネススタイル(クールビズ)と11月から3月の冬の暖房温度を20℃に設定し、「過度に暖房機器に頼らない」「寒いときは着る」ビジネススタイル(ウォームビズ)のことをいいます。

グリーン・ツーリズム事業

緑豊かな農山漁村でゆっくりと滞在し、訪れた地域の人々との交流を通じて、その自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、農山漁村でさまざまな体験などを楽しむ余暇活動のことです。

健康項目

水質汚濁に係る環境基準において、人の健康を保護するために基準の定められているカドミウムを始め27項目のことをいいます。

建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略。
特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木材)に係る分別解体や再資源化を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について、登録制度を実施するとにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正処理を図ることを目的としています。

光化学オキシダント(Ox)

窒素酸化物や炭化水素などは、大気中で太陽から強い紫外線を受けると、光化学反応を起し、オゾン(O₃)を主な成分とする酸化性物質を発生します。光化学オキシダントとは、これらの酸化性物質の総称です。光化学スモッグの原因となる物質であり、高濃度では粘膜への影響などが知られているほか、農作物などへの影響も報告されています。

降下ばいじん

大気中の粒子状汚染物質のうち粒径10μm以上で、重力や雨の作用によって降下しやすいものです。発生源は、石炭、コークス、重油等の燃料の燃焼に伴い大気中に放出されたもの、風により土砂が舞い上げられたものなどがあります。降下ばいじん量は、1カ月の間に1km²当たり何トン降下したか(t/km²月)で表します。降下ばいじん量は、一定の地域の平均的な汚染の変化を概括的に示すもので、時系列的な変化や他地区との比較のための指標の一つとして利用されます。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域のことで、工場、事業場から公共用水域に排出するときは、水質の規制基準が適用されます。

こどもエコクラブ

幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子供たちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。

コンポスト

家庭から出る生ゴミを各家庭で手軽に堆肥(たいひ)に再生できる容器です。。地上に設置するタイプと地面に埋め込むタイプがあり、堆肥は菜園や花壇などの土壌改良剤として活用できます。肥料としての利用のみならず、ごみの減量にも貢献します。

コージェネレーション(熱電併給)

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給のことで、総合熱効率の向上を図るものです。「コージェネ」と略して呼ばれることもあります。

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立て処分するために必要な場所・設備の通称です。産業廃棄物最終処分場には、安定型(廃プラスチックなど)、管理型(汚泥など)、遮断型(有害物質を埋立基準以上含む廃棄物)があります。

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力・潮力、流水、温度差、バイオマスなど、絶えず資源が補充されて枯渇することのないエネルギーのことです。

再生資源

使用済みの物品又は工場等で発生する副産物のうち、有用な資源として利用できるものあるいはその可能性があるものをいいます。

里山

人里近くにある、生活に結びついた山や森林のことです。薪(たきぎ)や山菜の採取などに利用されます。適度に人の手が入ることで生態系のつりあいがとれている地域を指し、山林に隣接する農地と集落を含めということもあります。集落の近くにあり、まきや炭を採るために木を伐採したり、山菜やきのこなどを採取したりするなど昔から人間の生活にかかわりの深い山のことをいいます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類を指します。産業廃棄物は排出事業者処理責任があり、自ら処理するか、県の認可を受けた処理業者に委託して適正に処理しなければなりません。

酸性雨

工場や自動車の排ガスとして排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が、雨水に取りこまれて強い酸性を示す雨のことをいい、一般にはpH(水素イオン濃度)が5.6以下のものをいいます。

J-クレジット

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取り組みによる、CO₂などの温室効果ガスの排出削減や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

資源有効利用促進法

再生資源の有効利用を促進する法律のことで、平成13年に施行されました。自動車やパソコンなど14種類の製品について、資源使用の合理化、利用済み製品の一部を新製品に組み込むことなどをメーカーに義務付けています。

自然公園

すぐれた自然の風景地の保護と利用の増進のため、区域を定めて指定される公園のことです。自然公園法に基づく国立公園・国定公園及び県立自然公園条例に基づく県立自然公園の3種類があります。

自然環境保全地域

貴重な自然環境を適正に保全するため、新潟県自然環境保全条例により自然環境保全地域と緑地環境保全地域が指定されています。

自動車リサイクル法

ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために自動車のリサイクルについて自動車メーカー、自動車輸入業者、関連事業者、自動車の所有者の役割を定めた法律のことで、平成17年に施行されました。

遮音壁

騒音を発生する施設から周辺の土地を守るために設置される壁のことです。遮音壁は特に道路・鉄道・

工場など騒音源自体を抑制・制限できない場合に使われます。

省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)

日本の省エネ政策の根幹となるもので、石油危機を契機に1979年に制定されました。工場や建築物、機械・器具についての省エネ化を進め、効率的に使用するための法律です。

工場・事業所のエネルギー管理の仕組みや、自動車の燃費基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度、需要家の電力ピーク対策、運輸・建築分野での省エネ対策などを定めています。

省エネ法が直接規制する事業分野は、「工場等(工場・事務所その他の事業場)」、「輸送」、「住宅・建築物」、「機械器具等(エネルギー消費機器等または熱損失防止建築材料)」の4つです。

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

外食産業など、食品関連産業から排出される生ごみや残飯などの食品廃棄物について、飼料や肥料などの再資源化等を義務づけた法律で、平成13年に施行されました。

周波数

音は微弱な圧力の変化が空気中を伝わる現象です。この変化の一秒間の回数を周波数といいます。単位はHz(ヘルツ)で、人間に聞こえる範囲は20 Hzから20,000 Hzといわれています。

循環型社会

日々の活動において再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑制することや、環境に排出される廃棄物の量を最小限とし、その質を環境に影響のないものへと変換していくシステムを持つ社会のことをいいます。平成12年には、循環型社会形成促進基本法が施行され、この法律を基本的枠組み法として個別のリサイクル法が次々と制定、改正されました。

新エネルギー

公的には日本における新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネルギー法)において「新エネルギー利用等」として定義され、同法に基づき政令で指定されるもののことです。現在、政令により指定されている新エネルギーは、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などです。

振動レベル

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数などによって異なります。公害振動の大きさは物理的に測定した振幅の大きさに、周波数による振動感覚補正をくわえたもので、dB(デシベル)で表します。

水生生物

水中に生息する生物をいいます。水中には藻類や原生動物などのプランクトン、水草、昆虫、魚類等さまざまな植物や動物が生育しています。これらの水生生物は、水が汚染されると影響を受け、水質の程度に応じた生物相を呈するようになります。

この現象を利用して、水中の生物の種類や数から水の汚れ具合を調べることができます。

水素イオン濃度指数(pH)

pHというのは、酸やアルカリの量ではなく、水素イオンの数の対数で、酸性、アルカリ性の強さを表したものです。数字が7のときは中性、7よりも小さいときは酸性、7より大きいときはアルカリ性になります。レモンの汁は約2、ビールは約4です。水道水の水質基準は5.8～8.6と決められています。

また、農業(水稻)用水は、6.0～7.5が望ましいとされています。

3R

ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワードが「3R」です。

3Rとは、Reduce(リデュース:減らす)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)の頭文字をとったものです。そして、3Rは、順番が大切です。まず、資源の消費を減らす(Reduce)ことから始めて、次に、使えるものは何回も繰り返し使う(Reuse)、そして使えなくなったら原材料として再生利用(Recycle)することをいいます。

生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に影響を及ぼすものとして定められた項目をいい、現在、水素イオン濃度、生物化学的酸素量、浮遊物質、大腸菌群数などの10項目が定められています。

生活雑排水

日常生活から流されている生活排水のうち、トイレから排出されるし尿以外の台所や風呂場等から排出される水を、生活雑排水といいます。生活雑排水が川に流れ込み、近年河川の水質汚濁の原因の一つとなっています。現在行われている生活雑排水を処理する方法として、次の3つがあります。

- ① 公共の下水道処理施設により処理する方法
- ② 生活雑排水と水洗トイレの汚水を併せて処理する、合併処理浄化槽により処理する方法
- ③ 生活雑排水のみを各家庭または集落単位で共同処理する方法

生物化学的酸素要求量(BOD)

河川などの水の汚れの度合を表す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって分解されるときに消費される酸素量をmg/ℓで表したものです。この数値が高いほど、水中の有機物質の量が多いことになります。アユは2 mg/ℓ、コイは3 mg/ℓ、フナは5 mg/ℓ以下であれば棲むことができます。

生物多様性条約(生物の多様性に関する条約)

野生生物種の減少の深刻化、その原因となっている生物の生息環境の悪化、生態系の破壊に対する懸念等の問題への国際的な対策として、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するための包括的枠組みとして、1992年6月に署名開放された条約です。①生物の多様性の保全、②生物資源の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生じる利益の公平かつ衡平な配分の3つを目的として定めています。

騒音

「好ましくない音、不必要な音」をいい、それを聞く人の主観的な判断にもよるものです。「大きい音」「不快な音」「妨害する音」「障害を起す音」などが挙げられます。

騒音レベル

JISで規定される指示型の騒音計で測定して得られるdB(デシベル)数であり、騒音の大きさを表します。一般的には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した数値をデシベル(dB)で表します。

ダイオキシン類

有機塩素化合物である塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称です。塩素のつく位置や数によって、約200種類以上の化合物があり、その中で特に毒性が強いものは、2,3,7,8-テトラクロロジベンゾーパラジオキシンです。除草剤等農薬を製造する際に、副産物として生成するほか、ごみ焼却場からの排出が問題となっています。

大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われています。検水1ml中の個数または、検水100ml中の最確数(MPN)で表されます。

地球温暖化

物が燃えることなどにより発生する二酸化炭素は「温室効果ガス」と呼ばれ、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収し、地球の気温を高く保つ効果を持っています。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第四次報告では、21世紀末までに地球の平均気温の上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会においては約1.8℃(1.1～2.9℃)である一方、化石エネルギーを重視しつつ高い経済成長を実現する社会では約4.0℃(2.4～6.4℃)と予測しています。また、平均海面水位の上昇については、前者を18～38cm、後者を26～59cmと予測しています。気候システムの温暖化には疑う余地がなく、地域的な気候変化により多くの自然生態系が影響を受けているとあります。

地球環境問題

地球環境問題とは、その原因と結果が世界各国に共通して見られ、影響や被害が一国の国内にとどまらず国境を越え(空間的広がり)、また現在の世代だけでなく次の世代にまで及ぶ(時間的広がり)もので、これが地球規模で進行する環境問題を指します。

具体的には「地球温暖化」「オゾン層の破壊」「酸性雨」「熱帯林の減少」「野生生物種の減少」「砂漠化」「海洋汚染」「有害廃棄物の越境移動」「開発途上国の公害」の9つが挙げられるほか、近年では「人口爆発」「食料問題」「エネルギー資源の枯渇」などが新たに地球環境問題として取り上げられています。

窒素酸化物(NOx)

窒素の酸化物の総称です。一酸化二窒素（亜酸化窒素） N_2O ，一酸化窒素 NO ，二酸化窒素 NO_2 などが含まれ、化学式から NO_x （ノックス）と略称されます。

石油や石炭など窒素分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生し、大気汚染や酸性雨などの原因の一つとなる有毒物質です。

中央値、90%レンジ

音レベルの中央値をいいます。累積度数分布の 5%から 95%を 90%レンジといい、前者を下端値、後者を上端値といいます。

変動の激しい騒音は、この中央値と変動幅を表すことにより、ほぼその状況を判断することができます。

中間処理

廃棄物を最終処分する前に、量を減らしたり、性質を安定させたりするため、または無害化するために行う処理のことをいいます。可燃ごみの焼却や粗大ごみの破碎などはこの中間処理に当たります。

鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域のことです。鳥獣保護区の区域内では狩猟が禁止されます。また、鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための鳥獣の繁殖施設の設置その他の保全事業が実施されます。

低公害車

自動車から出る大気汚染物質の排出量が少ない、又はまったく排出されない自動車を指します。最近では燃費性能の優れた自動車を含め、環境負荷の少ない自動車を総称しています。電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス（CNG）自動車、燃料電池自動車が一般的には知られています。

低周波音

周波数がおよそ 100 ヘルツ以下の特に低い音のことで、このうち 20 ヘルツ以下を超低周波音といいます。低周波音の発生源となりやすいものとしては、風や波浪といった自然物の音をはじめ、トラックやバスに使われているディーゼルエンジン、空調の室外機の音などがあります。

典型7公害

1967 年（昭和 42 年）に制定された公害対策基本法では、(1)大気汚染、(2)水質汚濁、(3)土壌汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤沈下、(7)悪臭を公害としており、これらを総称して典型 7 公害といいます。

等価騒音レベル(LAeq)

騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合（非定常音、変動騒音）に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

特定外来生物

外来生物のうち、特に人間の健康や在来種の生態系などに害を及ぼす、またはその可能性があると考えられる生物のこと。特定外来生物被害防止法に基づき指定されています。

特定外来生物は、原則として輸入、飼育栽培、移動などが禁止されており、野生化した個体を発見した場合に捕獲して持ち帰る、といった行為も禁止されています。

特定外来生物に指定されている生物の例として、カミツキガメ、ブルーギル、セアカゴケグモ、ミズヒマワリ、オオハングソンソウなどがあります。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、騒音規制法または振動規制法に基づいて指定された、著しい騒音と振動を発生する作業をいいます。くい打機、びょう打機を使用する作業などが該当します。

特定施設

工場又は事業場に設置されている各種の施設のうち、騒音・振動規制法では著しい騒音や振動を発生させる施設、また水質汚濁防止法では人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や排水を排出する施設をいいます。

トリジェネレーション

コージェネレーション(=熱電併給)に対して、熱源から生産される熱、電気に加え、発生する二酸化炭素(CO2)も有効活用するエネルギー供給システムを意味する造語です。

ナノグラム(ng)

10 億分の 1 グラムをいいます。

二酸化炭素(CO2)

生物の呼吸や石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生します。地球大気中での濃度は微量ですが、温室効果を持ち、地球の平均気温を 15℃ 前後に保っています。

大気中濃度は産業革命以前 280ppm 程度でしたが、産業革命以降、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって、年々増加し、現在では 400ppm 近くまで上昇しています。地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。

バイオガス

再生可能エネルギーであるバイオマスのひとつで、有機性廃棄物(生ゴミ等)や家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガスのことで、メタン、二酸化炭素が主成分です。発生したメタンをそのまま利用したり、燃焼させて電力などのエネルギーを得たりします。バイオガスは非枯渇性の再生可能資源であり、下水処理場などから発生する未利用ガス等も利用が期待されており、近年では化石燃料に替わるエネルギー源としての活用が地球温暖化防止対策に有効であるとして、注目されています。

バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼びます。バイオマスの種類には 1.廃棄物系バイオマス、2.未利用バイオマス、そして 3.資源作物(エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物)があります。

太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源です。石油等化石資源は、地下から採掘すれば枯渇しますが、植物は太陽と水と二酸化炭素があれば、持続的にバイオマスを生み出すことができます。このようなバイオマスを燃焼させた際に放出される二酸化炭素は、化石資源を燃焼させて出る二酸化炭素と異なり生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であるため、バイオマスは、大気中で新たに二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」な資源といわれています。

バイオマス産業都市

地域に存在するバイオマスを原料に、収集・運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち、むらづくりを目指す地域です。平成 25 年度から、関係 7 府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が共同で選定し、バイオマス産業都市構想の具体化に向けた取組を推進しています。

ばいじん

物の燃焼等に伴って発生するすすなどで、固体の粒子状物質をいいます。大気汚染防止法では、煤煙の一種として定義され、排出規制の対象となっています。

ハイドロフルオロカーボン(HFC)

ハイドロフルオロカーボン(HFC)のことを一般に「代替フロン(オゾン層を破壊する特定フロンの代わりに使用されるフロン)」といいます。水素、フッ素、炭素からなり塩素を含まないフロンで、塩素を含んでいないため、オゾン層は破壊しませんが、温室効果ガスとして地球温暖化に影響しています。(R134a、R152a、R407c など)

光害(ひかりがい)

夜間に照明器具から発せられる光のなかで、明るく照らす目的の範囲以外に漏れた光が及ぼす悪影響のことをいいます。都市化や交通網の発達などによる照明の増加、過剰な照明の使用がおもな理由で、そこから漏れた光は人や自然界に対して多くの障害を引き起こす要因になっています。

PCB(ポリ塩化ビフェニール)

人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCB の特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていましたが、毒性が強いことから、現

在は製造・輸入ともに禁止されています。

PM2.5

大気中に浮遊している直径 $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さな粒子です。微小粒子状物質という呼び方をされることもある大気汚染の原因物質の一つで、石炭の燃焼より生じた粒子や自動車の排気ガスなど人工の大気汚染物質に由来します。

PM2.5 は非常に小さいため (髪の毛の太さの $1/30$ 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

ppm(Parts per million)

100 万分の 1 を表す単位で、主に化学分野において物質の濃度を示す単位として用いられます。たとえば希釈液の濃度や、あるいは大気中の汚染物質の濃度といった、ごく少量含有されている物質の濃度などを扱う単位です。

1ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気 1 m^3 の中に、その物質が 1 cm^3 含まれていること、また、水質汚濁物質の濃度表示では水 1 kg の中に、その物質が 1 mg 含まれていることを表します。

ヒートポンプシステム

水や不凍液等の熱媒体を循環させて高い温度の物体 (空気、水、地中等) から熱を奪い、低い温度の物体 (空気、水、地中等) に伝えるしくみのことです。

少ない投入エネルギーで熱を集め、効率的に大きな熱エネルギーとして利用でき、家庭のエアコン、冷蔵庫、ヒートポンプ給湯器 (エコキュート) など幅広く用いられています。空気熱のほか、地下水、地中熱、下水熱など未利用熱エネルギーを活用できる技術として注目されています。

ビオトープ

生物を意味する Bio と場所を意味する Tope から創られた合成語で、生態系として特定の生物群集が生存するうえで必要な空間の単位のことです。

「自然」を「生物」を含めた一体のものとしてとらえ、人と生き物とが共存できる空間づくりを意図した言葉です。

BDF(バイオディーゼル燃料)

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油 (てんぷら油など) から作られる軽油代替燃料 (ディーゼルエンジン用燃料) の総称で、CO₂ 削減の手段として注目されています。

ピコグラム(pg)

一兆分の一グラムをいいます。

不法投棄

廃棄物を、定められた方法に従って適切に取り扱わず、山林や水辺などに投棄することをいいます。

不法投棄された廃棄物に含まれる有害物質は周辺の土壌、地下水や河川などに漏れ出し、汚染を引き起こす原因になります。

浮遊物質(SS)

水中に浮遊する物質をいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ります。

数値が高いほど水質が汚濁していることになり、SSが高くなると水は濁り、光の透過を妨げたり、魚の呼吸に悪影響を及ぼしたりします。

浮遊粒子状物質(SPM)

すす、土ぼこり、花粉などの粒子状態で大気中に存在するもののうち、粒径 $10\mu\text{m}$ (ミクロン: 千分の 1 ミリメートル) 以下のものを浮遊粒子状物質と呼んでいます。大気中の滞留時間が長く、呼吸によって気管や肺に入りやすいことから、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質の一つといわれます。

フロン類

フロンとは、フルオロカーボン (フッ素と炭素の化合物) の総称です。フロン排出抑制法では、CFC (クロロフルオロカーボン)、HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC (ハイドロフルオロカーボン) を「フロン類」と呼んでいます。化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有して

いることから、エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒や、建物の断熱材、スプレーの噴射剤など、身の回りの様々な用途に活用されてきました。しかし、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになったため、より影響の少ないフロン類や他の物質への代替が、可能な分野から進められています。

塩素、フッ素、炭素からなるフロンである「CFC(クロロフルオロカーボン)」は、成層圏で紫外線により分解され、発生した塩素がオゾン層を破壊するため、「特定フロン」として 1995 年末に生産が全廃されました。(R11、R12、R113、R114、R115 の 5 種類)

ペレットストーブ

木質ペレット(おが屑やかんな屑など製材副産物を圧縮成型した小粒固形燃料)を燃料とするストーブのことです。

マニフェストシステム

マニフェストシステムとは、産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取扱上の注意事項などを「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」に記載し、処分業者等からの返送を確認することで、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する方法をいいます。

もったいない運動

環境分野の活動家として史上初のノーベル平和賞を受賞したケニア共和国副環境相のワンガリ・マータイさんが、平成 17 年 2 月に来日した際、日本の「もったいない」という言葉を知って感銘を受け、同年 3 月ニューヨークの国連本部の講演の中で、日本語の「もったいない」を環境保護の合言葉として紹介しました。

「「もったいない」は、発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)、尊敬(Respect)の4Rを表している。」と説明した上で「もったいない」を参加者とともに提唱しました。以来、世界に向けて「もったいない運動」を提唱し、その輪は広がってきています。

モニタリング

正常で安全な状態を保つ目的で、常時、情報を収集し測定することです。

環境管理及び健康管理を行う上で、大気、水質、土壌、廃棄物、騒音、酸性雨その他各種生物群など環境状況を把握するものです。

モーダルシフト

輸送の手段を変えるという意味で、主として幹線貨物輸送をトラックから船舶、鉄道などの大量輸送機関に転換し、省力・省エネ・低公害の貨物輸送を実現しようというものです。

末端の輸送はトラックに依存せざるを得ないこと、シフトされる側の輸送機関の受け入れ能力など課題は多いが、排出ガスや二酸化炭素の抑制や道路渋滞の解消のため、検討すべき有効な手段といえます。

有機塩素系化合物

炭素と塩素が結合した有機化合物の総称で、人工に合成されたものが多く、一般に不燃性で水に溶けにくく生物分解が困難です。金属機械部品の脱脂、洗浄、ドライクリーニング剤など、日常的に大量使用されてきました。その結果、地下に浸透したことで地下汚染が広がりました。体内に蓄積すると肝臓、腎臓障害や中枢神経障害を起します。代表的なものに、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンがあり、ほかにもジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペンがあります。

要請限度

騒音規制法または振動規制法の指定地域において、自動車騒音または道路交通振動が一定の限度を越えることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定により措置を取るべきことを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置を取るべきことを要請しており、この限度のことを要請限度といいます。

容器包装リサイクル法

正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃棄物の半分を占める容器包装ごみの減量化を図ってリサイクルを積極的に進めるため、1995 年に制定され、1997 年から施行されました。町村が分別収集、事業者がリサイクルをするというそれぞれの役割分担などが示されました。

溶存酸素量(DO)

水に溶けている酸素量のことをいい、一般に数値が小さいほど水質がよくないことになります。魚の生息

には 5 mg/l が必要です。

LCA(ライフサイクルアセスメント)

家電製品や自動車など特定の製品が、生産から消費・使用・廃棄までの過程を通じて環境に与える影響を評価する手法のことをいいます。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その現状を取りまとめた資料集のことです。

ローカルアジェンダ 21

地方公共団体が自らアジェンダ 21 を実施するための地域の行動計画です。「持続的開発の実現」「市民等の参加」「具体的行動計画」の 3 要素が特に重要とされています。

ワシントン条約

正式には「絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」といい、1975 年に発効しました。野生動植物の国際取引を輸出国と輸入国が協力して規制することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図ることを目的としています。日本では、1980 年に加入し、1987 年に「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制に関する法律」を施行しました。

平成 30 年度版 十日町市の環境

～平成 29 年度の環境関係の取組～

【平成 30 年 12 月発行】

編集 十日町市 環境エネルギー部 環境衛生課

〒948-0056

新潟県十日町市丑 915 番地 2

十日町市 環境エネルギー部 環境衛生課 環境企画係

TEL : 025-752-3924

FAX : 025-757-1751

URL : <http://www.city.tokamachi.lg.jp>

E-mail : t-kankyo@city.tokamachi.lg.jp

☐ 川西支所 地域振興課 地域振興係

TEL : 025-768-4951

☐ 中里支所 地域振興課 地域振興係

TEL : 025-763-2511

☐ 松代支所 地域振興課 地域振興係

TEL : 025-597-2220

☐ 松之山支所 地域振興課 地域振興係

TEL : 025-596-2169